

最奥部の標高約689m地点に所在する。石組遺構は北東方向へ緩やかな傾斜で下る斜面上に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.4m、東西方向最長辺の長さは約1.7m、残存高は約0.6mであった。

石組遺構の山側にあたる南西側は良好に残存するが、谷側にあたる北東側は谷側へ石が崩落していた。また、南西側の側石は上位の石が石組内部へずれ込んでいた。

石組遺構の上面は西～南半は人頭大の和泉砂岩角礫で覆われ、東～北半は拳大の和泉砂岩角礫で覆われていた。

③ 石組遺構の構造（第35図、図版36・37参照）

落石除去後に確認した状況によると、平面形は基底石の南北幅約1.33m、東西幅約1.16mの若干側辺が膨らむ隅丸方形を呈する。石組遺構は四方向の側面に長辺約40～30cm、短辺15～10cmの長方形を呈する人頭大の和泉砂岩角礫を小口積みしている。側面側壁をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。人頭大の和泉砂岩角礫で側壁を構築した後、その内側に1辺約10～5cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。側壁はほぼ垂直に3～4段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

立面図・断面図によると、山側斜面にあたる東・南辺の側石石材は上段の石が下段の石の内側にずれ込んでいることが確認できる。谷側斜面にあたる北東角付近の石は転落し、残存しない。北辺の側石は基底石のみ残存する。

④ 下部の構造（第36図、図版37参照）

石組遺構外側に設定したトレンチで確認した1層は、内側の石組を除去した後に検出した表土と表面観察するかぎり同質であり、1層が基盤層であると考えられる。基盤層の傾斜角度については東西方向約5°南北方向約8°となる。

(6) 未調査の石組遺構

石組遺構1（図版38参照）

石組遺構1はC地区石組遺構群の中で石組遺構2・9・8と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部の標高約689m地点に所在する。石組遺構は緩斜面と平坦地の境界付近に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.7m、東西方向最長辺の長さは約1.6m、残存高は約0.3mであった。石組遺構は全体的に残りがよく、上面については、側壁は人頭大の和泉砂岩角礫で覆われ中央部は拳大の和泉砂岩角礫で覆われていた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.2m、東西幅約1.4mの方形を呈す

る。構造は北東・北西・南西の角に1辺約45～35cmの人頭大の和泉砂岩角礫を積み、角を除く4辺は一辺約20cmの和泉砂岩角礫を積み上げる。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約10～5cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。側壁はほぼ垂直に2段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構3（図版38参照）

石組遺構3はC地区石組遺構群の中で石組遺構4・7と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部から若干下った標高約688mの地点に所在する。石組遺構の山側と谷側には帯状の平坦地があり、石組遺構3はこの平坦地に挟まれた北東に下る緩斜面の上端に石組遺構4と隣接して位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.4m、東西方向最長辺の長さは約2.4m、残存高は約0.4mであった。石組遺構は検出状況において平面形の推測が困難であった。石組遺構の山側にあたる南西側は良好に残存するが、谷側にあたる北東側は谷側へ石が崩落していた。上面は全体的に一辺約40～10cmの和泉砂岩角礫で覆われており、側壁・基底石を確認することはできなかった。現況から確認する限り、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構5（図版38参照）

石組遺構5はC地区に所在する石組遺構群の中で石組遺構6と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部から若干下った標高約687mの地点に所在する。石組遺構の山側と谷側に帯状の平坦地があり、石組遺構5はこの平坦地に挟まれた北東に下る緩斜面の上端に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.0m、東西方向最長辺の長さは約1.2m、残存高は0.1mであった。石組遺構は全体的に一辺約40～10cmの和泉砂岩角礫が表土上に散在した状態であり、基底石・平面形の確認が不可能であった。

石組遺構6（図版38参照）

石組遺構6はC地区石組遺構群の中で石組遺構5と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部から若干下った標高約687mの地点に所在する。石組遺構の山側に帯状の平坦地があり、石組遺構6はこの平坦地から北東に下る緩斜面中に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.3m、東西方向最長辺の長さは約1.2m、残存高は約0.1mであった。石組遺構は崩落が激しかったが、側壁の基底石が残存しており、かろうじて方形と確認できた。石組遺構の東角に一辺約35cmの石があり、他の側壁基底石は一辺約20～15cmの和泉砂岩角礫を積むが、北角の石及び中央部の石は転落しており、

表土が露出していた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約0.9m、東西幅不明の方形を呈する。

石組遺構 7 (図版39参照)

石組遺構 7 は C 地区石組遺構群の中で石組遺構 3・4 と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部から若干下った標高約 688m の地点に所在する。石組遺構の山側と谷側には緩斜面が続くが、石組遺構 7 はこの緩斜面中の狭い平坦地に位置する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約 1.2m、東西方向最長辺の長さは約 2.2m、残存高は約 0.2m であった。石組遺構は検出状況では平面形の推測が困難であった。石組遺構は全体的に一辺約 20～15cm の和泉砂岩角礫で覆われていたが、その隙間に一辺約 40～30cm の和泉砂岩角礫が認められ、それらが平面的に四角く並ぶことから基底石と考えられる。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約 1.0m、東西幅約 1.0m の方形を呈する。

石組遺構 8 (図版39参照)

石組遺構 8 は C 地区石組遺構群の中で石組遺構 1・2・9 と共に、東方向に下る浅い谷の最奥部、標高約 689m の地点に所在する。石組遺構の山側に平坦地があり、石組遺構 5 はこの平坦地に隣接する北東に下る緩斜面の上端に位置する。石組遺構の西側には窪みがあり、その付近に和泉砂岩角礫が散在している。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約 1.8m、東西方向最長辺の長さは約 1.8m、残存高は約 0.4m であった。石組遺構は崩落が激しく、基底石・平面形の確認が困難であった。

北・東側の側壁の残りはよくほぼ垂直に 2 段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた形跡等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構 10 (図版39参照)

石組遺構 10 は C 地区石組遺構群の中で石組遺構 11・12・13 と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約 691m 地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する

検出状況の南北方向最長辺の長さは約 0.9m、東西方向最長辺の長さは約 0.9m、残存高は約 0.1m であった。石組遺構は側壁上面については人頭大の和泉砂岩角礫で覆われ中央部上面については拳大の和泉砂岩角礫で覆われていた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約 1.2m、東西幅約 1.4m の方形を呈する。基底石は北・西角に 1 辺約 30～25cm の人頭大の和泉砂岩角礫を積み、北辺は一辺約 40～35cm の石を積み上げる。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に 1 辺約 10～5 cm の拳大の

礫を充填している。側壁はほぼ垂直に2段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構11（図版39参照）

石組遺構11はC地区石組遺構群の中で石組遺構10・12・13と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約692m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長部の長さは約1.4m、東西方向最長部の長さは約1.9m、残存高は約0.1mであった。石組遺構は崩落が激しかったが、側壁の基底石がまばらに残存しており、かろうじて方形と確認できた。側壁基底石は一辺約30～20cmの和泉砂岩角礫を積む。中央部の石は転落しており、表土が露出していた。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.0m、東西幅は約1.0mの方形を呈する。

石組遺構12（図版40参照）

石組遺構12はC地区石組遺構群の中で石組遺構10・11・13と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約692m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約2.7m、東西方向最長辺の長さは約2.7m、残存高は約0.1mであった。石組遺構は、全体的に一辺約50～15cmの和泉砂岩角礫が表土上に散在した状態であり、基底石・平面形の確認が不可能であった。

石組遺構13（図版40参照）

石組遺構13はC地区石組遺構群の中で石組遺構10・11・12と共に、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約694m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.0m、東西方向最長辺の長さは約1.4m、残存高は約0.3mであった。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅約1.0m、東西幅約1.0mの方形を呈する。側壁は北東角に1辺約35cmの人頭大の上面の平坦面を持つ人頭大の和泉砂岩角礫があり、他の外辺部は一辺20～15cmの和泉砂岩角礫を積み上げる。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15～10cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。側壁はほぼ垂直に3段程度積み上げているが、面を形成して積み上げた等の規則性は認められず、やや乱雑に積み上げていることが確認できる。

石組遺構14（図版40参照）

石組遺構14はC地区石組遺構群の中で南東方向に位置し、南側尾根鞍部から続く傾斜地の標高約689m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約1.4m、東西方向最長辺の長さは約2.2m、残存高は約0.1mであった。石組遺構の北・西辺は露出しており、北西角はほぼ直角となる。

現況から確認する限り、基底石の平面形は南北幅不明、東西幅約0.9mの方形を呈する。側壁は北東角に1辺約35cmの人頭大の上面の平坦面を持つ人頭大の和泉砂岩角礫があり、西辺は一辺約40～15cmの石、北辺は一辺約30～25cmの基底石のみ残存する。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15～10cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。

石組遺構15（図版40参照）

石組遺構15はC地区石組遺構群の中で南東端に位置し、急斜面との境界付近の緩斜面標高約687m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約0.8m、東西方向最長辺の長さは約0.8m、残存高は約0.1mであった。石組遺構の北・西辺は露出しており、北西角はほぼ直角となる。

現況から確認する限り、石組遺構の北辺は約30～25cm、他の3辺は約15～10cmの基底石のみ残存する。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15～10cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。

石組遺構16（図版41参照）

石組遺構16はC地区石組遺構群の中で東端に位置し、急斜面の標高約681m地点に所在する。石組遺構は南側尾根鞍部から続く急傾斜地から若干傾斜が緩くなった地点に所在する。

検出状況の南北方向最長辺の長さは約0.8m、東西方向最長辺の長さは約0.8m、残存高は約0.1mであった。石組遺構の北・西辺は露出しており、北西角はほぼ直角となる。

現況から確認する限り、石組遺構の北辺は約30～25cm、他の3辺は約15～10cmの基底石のみ残存する。側面をそろえるために調整を行った形跡は認められず、側面はやや凸凹のある面となる。側壁を構築した後、その内側に1辺約15～10cmの拳大の和泉砂岩角礫を充填している。

第2節 遺物

(1) 概要

平成18年度発掘調査においてB地区からは28ℓコンテナに換算して約2.5箱分の遺物が出土した。遺物の種類は須恵器・土師器・土師質土器・鉄製品等で、時期は9世紀中葉～12世紀である。B地区出土遺物に関しては平成17年度報告内容とほぼ同じ状況である。C地区からは、遺物が破片にして約30点出土した。古代の遺物としては須恵器・土師器が出土した。近世～近代の遺物としては染付碗が出土した。過去の発掘調査同様瓦は出土しなかった。

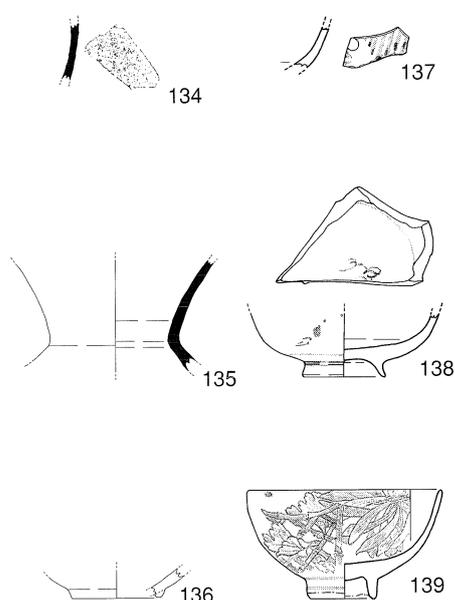
また、平成17年度にB地区僧坊跡より出土した須恵器多口瓶について生産地の分析を行った。

(2) C地区出土遺物（第37図参照）

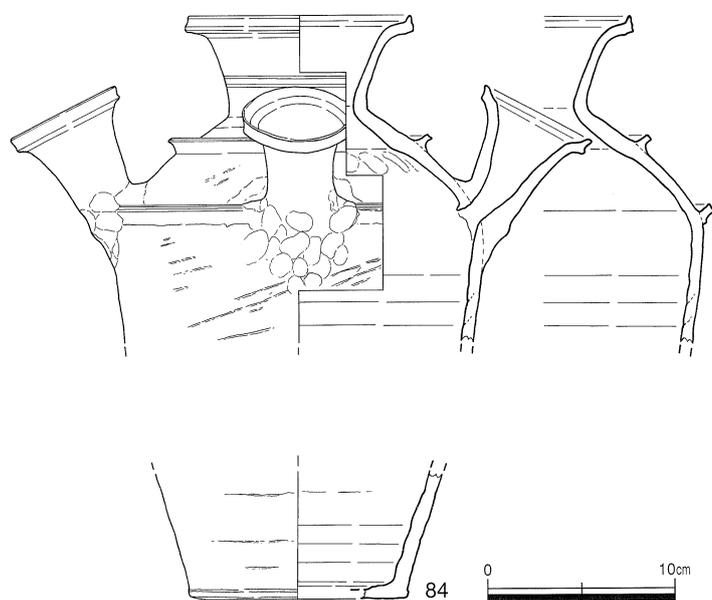
C地区からは須恵器、土師器が出土した。遺物は石組遺構内、石組遺構の基盤層、流土中より出土した。石組遺構内は石と石の間に土が充填されておらず空洞のある状態であったため、石組遺構構築後に遺物が落ち込んでいる可能性がある。

134は石組遺構5付近で表採した須恵器壺の体部片である。外面は4mm角の格子叩き痕の後指ナデを施し、内面は指ナデを施す。胎土は微砂粒を含み、内面は暗セピア色、外面は暗灰色を呈する。

135は4トレンチ2層（石組遺構の基盤層）から出土した須恵器壺である。頸部から口縁部にかけて残存する。外面には自然釉附着。内外面ともヨコナデを施す。胎土は微砂粒を含



第37図 C地区 出土遺物実測図



第38図 中寺廃寺跡出土多口瓶実測図

み、内面は暗セピア色、表面は暗黒灰色を呈する。時期は9世紀後半頃と考えられる。

136は4トレンチ1層（流土）から出土した、土師器碗の底部である。小さく低い高台を貼り付ける。時期は12世紀後半と考えられるが、かなり摩滅しているため注意を要する。

137は石組遺構2の中央部礫中より出土した、肥前系磁器碗の体部片である。内面・外面共に施釉・染付を施す。時期は18世紀後半以降である。

138は石組遺構2の中央部礫中より出土した、肥前系磁器の碗である。「ハ」の字形の高台を有する。時期は18世紀後半～19世紀初頭である。

139は石組遺構2の落石除去中に出土した、磁器碗である。内面・外面共に蠟盤転写による染付を施す。時期は明治～大正時代にかけてである。

(3) 中寺廃寺跡出土多口瓶生産地調査

中寺廃寺跡では平成17年度に行ったB地区第2テラス発掘調査において、僧坊と考えられる掘立柱建物跡の柱穴から須恵器多口瓶が出土した（第38図）。多口瓶は類例調査により兵庫県相生市付近の窯跡において製造されたものであることを確認していた。平成18年度は兵庫県教育委員会森内秀造氏のご協力のもと、相生市付近の各窯跡から出土した遺物を実見しながら、中寺廃寺跡出土多口瓶との比較を行い、中寺廃寺跡出土品の生産地の検討を行った。

検討の結果、表面の色調・焼成は同じ窯跡で焼成されたものでも個体差が大きいため明確にどの窯で製造されたものかは確定できないが、中寺廃寺跡出土品とほぼ同様の色調・焼成を示す須恵器が各窯跡で出土しているため、相生市付近の窯で焼かれたものであると考えられる。

形状の分析からは、中寺廃寺跡出土品は相生産須恵器の古い要素と新しい要素が折中していることから、9世紀中葉～後半の窯跡（西後明41号窯、入野6号窯、落矢ヶ谷10・2号窯と同時期の窯）で焼成された可能性が高い。特注品のために固体の精製の度合に多少差がある可能性を含めると、9世紀中葉～10世紀前半の窯跡（西後明23号窯、西後明41号窯、入野6号窯、落矢ヶ谷10・2号窯、乳母ヶ懐3号窯と同時期の窯）で焼成されたと考えられる。

各要素	古	新
口縁端部	断面三角形。	下端を外側へ拡張する。
頸部	器厚にメリハリがあり、直線的に開く。	器厚は一定で曲線的に開く。
突帯位置	高い。	低い。
突帯形状	高い。角を鋭くつまみ出す。	低い。角が丸い。
肩の張り	強い。	弱い。
体部形状	体部最大径が上位。	体部最大径が中位。

年代	窯跡名	各要素					
		口縁端部	頸部	突帯位置	突帯形状	肩の張り	体部形状
840年 ～ 870年	西後明23号窯	古	古	古	古	古	古
	西後明41号窯	古	古	古	古	古	古
	入野6号窯	古	新	新	古	新	新
9世紀後半	落矢ヶ谷10・2号窯	新	新	新	新	新	新
10世紀前半	乳母ヶ懐3号窯	新	新	新	新	新	新

9世紀中～ 10世紀前半	中寺廃寺跡出土多口瓶	古	古	新	古	古	古
-----------------	------------	---	---	---	---	---	---

第3表 相生産須恵器双耳壺と中寺廃寺跡出土多口瓶の新・古要素

※中寺廃寺跡出土多口瓶の要素

色調：灰白色、直径約1mmの黒点が少量入る。

焼成：高温（約1,000～1,100℃）で焼成され、非常に堅緻である。

表面：窯での焼成時に灰が降りかかり、うすいクリーム色の自然釉がかかる。

一方向から灰がかかり、自然釉の厚さに差がある。

形状：表面…タタキ目をなで消す。

口縁端部…するどくつまみあげる。

突帯位置…肩部及び、肩部と頸部との中間に位置する。

突帯形状…断面長方形、角はするどくつまみ出す。

肩の張り…弱い、体部最大径は上位。

第6章 文献調査

第1節 調査の概要

寺院遺跡の調査において、寺院の詳細が記された古文書等を通して行う文献調査は、寺院遺跡の歴史的な性格を位置づける上で有効である。しかし山岳寺院の場合、その多くが過去に廃絶・移動等が行われ、寺院の詳細が記された古文書は現存しない事が多い。中寺廃寺においても同様であり、現在までの確認した中寺廃寺に関する文献はすべて近世以降のものである。中寺廃寺に関係した近世以降の古文書について調査を行った結果、江戸時代末に高松藩主が鷹狩のため中寺廃寺跡付近を訪れた際の一連の史料を確認した。史料には当時の人々の中寺廃寺に対する認識や当時通行した山道について記されており、貴重な成果を得ることができた。

平成16年度は中寺廃寺跡が所在する旧村である造田村の庄屋文書『西村家文書』中の「日帳」の調査を行った。その結果、天保6（1835）年2月の条において、造田村庄屋と高松藩の役人の命を受けた^{うた}鶴足郡の大庄屋との間で行われた文書のやり取りの中で、「中寺」という記載を確認した。

平成17年度は引き続き『西村家文書』の調査を実施した。また、造田村の庄屋が提出した藩主が鷹狩を行う際に通行する道筋の絵図を確認した。

平成18年度は中寺廃寺跡が所在する旧造田村に隣接する旧川東村の庄屋文書『稲毛家文書』の内、町内に伝世している古文書について調査を行った。しかし、中寺廃寺及び高松藩主の鷹狩に関係する史料は確認できなかった。

平成19年度は香川県立文書館が保管している『稲毛家文書』の調査を行った。また、香川県歴史博物館が保管している『十河家文書』の調査を実施した。その結果、両文書中において高松藩主鷹狩に関連する史料を確認した。

文献調査については中寺廃寺跡調査・整備委員である徳島文理大学木原溥幸教授の全面的なご指導・ご協力のもと調査を実施し、報告書掲載文書を作成した。文書類については木原委員に解説して頂いた釈文を読み下し文に訳し掲載した。また、絵図については巻頭写真図版にカラー写真、本文中にモノクロ写真を掲載した。

第2節 文献調査の内容

(1) 『西村家文書』文化2年丑2月「絵図（まんのう町造田柞野谷付近）」

西村家文書の中で確認した、文化2年に描かれた中寺廃寺跡周辺の造田村柞野谷の絵図である。絵図中には中寺・笹ヶ多尾・犬塚・三ッ頭といった当時の地名の記載がある。

(2) 『西村家文書』「殿様御鷹野被仰出候二付峯筋御往来道法方角絵図指出之控絵図」

造田村庄屋が大庄屋に提出した藩主が鷹狩を行う際に通行する道筋を示した絵図の控で、

大川社から笹ヶ多尾（笹の多尾）までの讃岐山脈上の道が記載されている（第1図参照）。絵図中には古道と新道が平行して描かれ、張り紙には「笹ヶ多尾から大川社への道2町（約218m）は阿波、そこから1町（約109m）は松平藩領、そこから11町（約1,200m）は阿波」、「道は狭い道であったが今回新道を願い申し出た」等の記載がある。

(3)『西村家文書』天保6年「日帳」

『西村家文書』は旧造田村庄屋文書として、まんのう町琴南地区内の西村家へ伝世したものである。その中の「日帳」には文政10（1828）年から明治10（1877）年までの日々の記録が日記調に書かれている。香川県立文書館のご協力により調査を実施した結果、天保6（1835）年の「日帳」において「中寺」という記載を確認した。

①～④は造田村庄屋が大庄屋らに古道の詳細について書き送ったものである。⑤は造田村庄屋が山方役所の役人に対して提出した藩有林の中に道をつけるための申請書である。⑥は大庄屋が造田村庄屋に書き送った古道沿いにある名所・古跡の照会で、⑧はその返答である。⑦は山方役所の役人から造田村庄屋に書き送った出頭願いで、⑨はその返答である。⑩は大庄屋が造田村庄屋に書き送った名所・古跡に関しての詳しい説明を求める照会で、⑪はその回答である。⑫は造田村庄屋らが提出した山道を補修するための申請書である。⑬は大庄屋が造田村庄屋に書き送った書状で、⑭はその返答である。以下、史料の要約を示す。

- ① 殿様が通られる道筋は通行の邪魔になる樹木が茂っている。
- ② 通筋は塩入村脇野馬場から那珂郡中の社人の尾を通り、鵜足郡中寺へ取り付く。そこから鵜足郡造田村の土地を通り、大川へ至る。この距離は50町（約5.5km）である。郡境である中寺は足場が悪く、継ぎ替えには差支えがある。昔から年寄中や郡奉行や山奉公中が通る際は塩入村の御林守伊平が案内した。その際は笹ヶ多尾で継ぎ替えし、そこから大川までは造田村がお送りした。昨日申し出た樹木が生い茂った古道もある。新道に出れば乗馬にて通行が可能であり、少々荷物を積んでも通行できる。
- ③ 麓からの道は通行できる状態にあるが、阿波との境の峰筋を通るためには柞野新御林の中の木を伐採し新道をつける必要がある。しかし現在雪が3尺（約1m）あるため、現地の様子がわからない。
- ④ 先日は塩入村から大川までの距離は50町（約5.5km）と伝えたが、山道のため70町（約7.6km）になる。また馬には少々荷物を積んでも問題なく通行できると伝えたが、これは阿波の馬の場合であり、讃岐の馬ではあまり荷物は積めない。
- ⑤ 殿様が通行されるため、新御林の中に道を敷設したい。その際支障となる木の伐採が必要な場所が多くある。
- ⑥ 今回通行する山道に名所・古跡は無いか、笹が田尾の絵図を差し出し報告せよ。
- ⑦ 道をつける際に支障となる木について、詳細を理解している組頭を飛脚が着き次第山

方役所へ出頭させよ。

- ⑧ 造田村の中には無いが、笹ヶ多尾の周辺に「犬の墓」と「中寺堂所」という名称不明の寺跡がある。
- ⑨ 早速組頭を出頭させる。
- ⑩ 2箇所古跡について道筋からの距離及び、現状と由来を明朝までに提出せよ。
- ⑪ 末寺の岡にある犬の墓は通行筋から片道5町（約545m）、中寺堂所は通行筋から2町（約218m）に所在し、昔から石があると伝承されるが、寺の名前は不明である。（※）
- ⑫ 造田村の道・橋の取り繕いを申請する。阿波国境の通行筋は1ヶ所、大川御林より笹ヶ多尾まで750間（約1350m）の柞野新御林の中の道である。笹ヶ多尾から中寺までの道は1000間余り（約1800m余り）の鶴足郡・那珂郡境の古道である。
- ⑬ 先年長曾我部の兵火により消失した中寺は何免に属するのか。
- ⑭ 中寺は大川社坊にあり、阿波との境界である笹ヶ多尾の少し下である。東西南北を山に囲まれており何免とも判断が付きがたいが、檜地免の付近なので檜地免に属すとしてよいと思われる。

※ 笹ヶ多尾とは旧琴南町・旧仲南町・徳島県旧三野町の3町が接する付近に所在する笹の多尾（峠）のことであると考えられる（第1図参照）。笹の多尾から中寺廃寺跡の立地する尾根上にかけて山道が走るが、ここが文献中の「御通行筋」とすると、道から平坦地までの距離が200m程度である中寺廃寺跡D地区が文献中の「中寺堂所」である可能性が考えられる。

(4)『西村家文書』天保6年書状

西村家文書より、殿様鷹野に関係する書状類を抜粋した。書状によると、物品・時刻・継ぎ替え・雨天時の対応等、かなり綿密に事前協議を行っていたことがわかる。

(5)『稲毛家文書』天保6年「御用日帳」

『稲毛家文書』は旧川東村庄屋文書として、まんのう町琴南地区内の稲毛家へ伝世したものである。その中の「御用日帳」には天保4（1828）年から天保11（1877）年までの日々の記録が日記調に書かれている。香川県立文書館のご協力により調査を実施した結果、「御用日帳」天保6（1835）年において、通行筋の名所古跡等の照会といった殿様鷹野に関する問い合わせが川東村へも行われていたことがわかる。

また、川東村庄屋は名所として明神より23町（約2.5km）にある「岩の乳」を示したが、これは、現在「みかど温泉」となっている乳白色の冷泉を示したものと思われる。

(6)『稲毛家文書』天保6年「殿様御鷹野被為遊小休止処円勝寺一件留」

稲毛家文書の当史料より、殿様鷹野の際に円勝寺で休憩したことに関わる一連の史料を抜

粹した。殿様鷹野の行程や準備等の様子をうかがい知ることができる。

(7)『稲毛家文書』嘉永4年「殿様御泊御鷹野一件御用留」

稲毛家文書の当史料より、嘉永4年に行われた鷹野に関する一連の史料を抜粋した。殿様鷹野の行程や準備、名所・古跡の問い合わせ等の様子をうかがい知ることができる。

(8)『十河家文書』嘉永3・4年「殿様御泊鷹野一件記」

『十河家文書』は旧法勲寺村庄屋文書として、丸亀市飯山町内の十河家へ伝世したものである。香川県歴史博物館のご協力により調査を実施した結果、当史料より嘉永4年に行われた鷹野に関する一連の史料を確認した。殿様鷹野の行程や準備、名所・古跡の問い合わせ等の様子をうかがい知ることができる。

第3節 文献調査の成果

文献調査の結果、江戸時代末の人々の中寺廃寺跡に対する認識が明らかになった。これによると、中寺は江戸時代末にはすでに廃絶しており、「寺の名前がわからない」「昔から石があったとされる」状態であったことがわかる。しかし、地元の庄屋が名所・古跡として挙げているため、寺が所在したことは民衆の間に言い伝えとして残っていたと思われる。

また、鷹狩の際に通行した塩入村→中寺→笹ヶ多尾→大川山という山道は、江戸時代末において大川山への参道となっていた事がわかる。中寺廃寺と大川山をつなぐ道の名残が残っていた可能性が考えられる。

諸都合により非公開

(1) 『西村家文書』文化2（1805）年丑2月「絵図」（まんのう町造田^{くじまの}野谷付近）

諸都合により非公開

(2) 『西村家文書』 「殿様御鷹野被仰出候二付峯筋御往来道法方角絵図指出之控絵図」

(3) 『西村家文書』天保六年「日帳」

①

一筆啓上仕り候、然らハ御道筋麓の道筋は樹木生茂り、御道具障りハ御座無く候
一峯筋御通行二相成り候得ハ、杵野新御林の内ニ、右の障り木御座有るべくと存じ奉り候二付、跡より委く申し上ぐべく候、先ず右の趣申し上げ度、斯くの如くニ御座候、以上

二月三日 西村市太夫
宮井清七様

②

覚

一塩入村脇野馬場と申す麓より、那珂郡の内野山社人の尾と申す所へ通り、鴻足郡山中寺堂所と申す所へ取り付き申すべく候、夫れより鴻足郡造田村の内御通行にて、大川へ御着きニ相成り申し候、此の道法五拾丁位と存じ奉り候、尤も郡界中寺にては継ぎ更えニは、山中足場且しからざる故指し支えと存じ奉り候

一往古より御年寄中様郡奉行山奉行中様御通りの節ハ、塩入村御林守伊平と申す者、是より峯筋御通行二相成り申し候、其の度ハ笹ヶ多尾と申す所にて継ぎ更えニ相成り、夫れより造田村請け取り大川迄相送り申し候

一昨日申し出で仕り候古遣の所もこれ有り、又新道ニ送り立て候得ハ、牽馬^牽にて御通りの義相成り申すべく候、并びニ少々^牽の荷物等付き候ても進相成り申すべく候、駕^牽□ハ平日^牽にてもこれ有る場所ニ御座候

右の様承り届け申し候、尤も委細ハ見分の上、仰せの通り絵圖面ヲ以て申し出で仕るべく候、先ず荒々申し上げ候、以上

二月三日 西村市太夫
宮井清七様
十河亀五郎様

③

一筆啓上仕り候、殿様御道筋ニ相成るにても、麓の道筋は樹木生茂り、御道具障りハ御座無く候

一峯筋阿州御界目御通行二相成り候得ハ、杵野新御林の内、諸木伐り払い申さず候へハ、新道付き申さざる義ニ御座候、尤も未だ雪三尺位も積もり居り申し候二付、様子も委く相別り難き義ニ御座候、先ず右の段申上げ度、斯くの如くニ御座候、以上

二月四日 西村市太夫
杉上加左衛門様
徳永二郎八郎様

④

一郡方へ右役所へ申し出での通り、同日申し出で仕り候、尤も退啓左の通り

宮井清七様
十河亀五郎様

尚々、本文の通り役所へ今日申し出で仕り候、併しながら御境松木の太木もこれ有り、何様六ヶ敷き新道にて、大ニ心配仕り居り申し候、委細ハ右役所へ罷り出で候組頭指し出し申し候間、御聞き成られ下さるべく候、山方役所へも申し出で仕り候、且つ又、昨日塩入村より大川迄、道法五拾丁位と申す義申し上げ候得共、山道の事故七拾丁にも積もりこれ有る様相聞へ申し候、何様雪深き事にて、委細相別り申さざる義ニ御座候、并びニ馬少々^牽の荷物ハ苦しからざる様申し上げ候得共、此の義も阿州馬ハ随分六斗位付□候得共、讃州の馬にてハ覚束無き様ニ相聞へ申し候間、右様兩段ニ御聞き置き成られ下さるべく候、右念の為申し上げ度、斯くの如くニ御座候、以上

二月四日

⑤

一筆啓上仕り候、然らハ殿様御順在、峯筋御通行遊ばせられ候御様子ニ付き、御道筋取り繕らひ候様の見積もりニ罷り□候所、杵野新御林の内へ新道付け申さず候へハ、阿州の分へ相懸り、甚だ心配仕り居り申し候、又新道ニ付き申し候時ハ、御林諸木伐り払い候場所多くこれ有り、是れ又心配仕り居り申し候間、何様早々御見分の上、宜しく御取り計らい成され下さるべく候、尤も雪三尺位も積もり居り申し候二付き、篤と様子も相別り難き義ニ御座候、先ず右の段申し出で度、斯くの如くニ御座候、以上

二月四日 庄屋
西村市大夫
安富弥右衛門様
森 太右衛門様

尚々、御塚松等段々伐り払い候様ニ相見へ申し候間、何様御見分ニ指し出し下さるべく候

⑥

笹ヶ多尾の絵図御指し出し成され相達し申し候

一此の度御山分御道筋所古跡等はこれ無き哉、吟味の上否委細明後七日早朝迄ニ御申し出で成なさるべく候、以上

二月五日 十河亀五郎
宮井清七

西村市大夫様

⑦

飛脚ヲ以て申し進め候、然らハ殿様御願ニ付き、御通筋御林の諸木墮り木の義ニ付き、□□致す御用これ有り候間、能相心得居り申し候組頭老人、此の飛脚着き次第、御役所へ御指し出し成らるべく候、其の為申し進め候、以上

二月五日 森 太右衛門
安富弥右衛門

西村市大夫様

⑧

一筆啓上仕り候、然らハ御鷹野御通行筋所古跡等これ有り候得ハ、申し出で仕り候様ニと、達々仰せ聞かされ候様承知仕り候、此の度塩入村より御通行筋、当村の内ニ名所古跡ハ御座無く候、尤も笹ヶ多尾近辺ニ少々申し出で仕るべき様成る土地御座候得共、是ハ那珂郡の内にて御座候、鶴足郡造田村の内ニは、

一犬の墓

一中寺堂所 但し寺号も相知れ申さず候

右ニケ所より外ニは何も御座無く候、是迎も指し為る事ニて御座無く候へ共、御通行筋ニ付き申し出で仕り候間、御書き出し候義ハ御賢慮の上御見合わせニ、御取り計らい成され下さるべく候、右の段申し上げ度斯くの如くに御座候、以上

二月六日 西村市大夫
宮井清七様
十河亀五郎様

⑨

御状拝見仕り候、然組頭の由御誰の趣参り立て仕り候、跡より早々指し出し申すべく候、右、申し答へ迄斯くの如く御座候、以上

二月六日 西村市大夫
安富弥右衛門様
森 太右衛門様

⑩

殿様此の度御鷹野御通行筋、其の村方の古跡ニケ所御書き出し相達し申し候、然ル所右の分御道筋とハ申すもの、たとい岩武丁の御廻りニても、矢張り道法ハ入用ニこれ有り、近日御申し出で成らるべく候、並びに古跡と申すハ古哥又ハ何そ以前の形ニても、少々ハ相残り居り申し候と申す歟、何れ田来御書き出し成らるべく候、甚だ指し急ぎ申し候、何分明朝御書き出し成らるべく候、以上

二月六日 十河亀五郎
宮井清七

西村市大夫様

⑪

一筆啓上仕り候、然らハ御通行筋ニこれ有り候犬の墓并びに寺地えの道法由来等も、申し出で候様ニ達々仰せ聞かされ

の趣承知仕り候、左ニ申し上げ候

一末寺ノ岡犬の墓

御通行筋より道法凡そ五丁位、尤も御立ち帰りニ相成り候得ハ、拾丁位ニ相成り申すべく候、且つ庵末の墓印往古よりこれ有り候所、子孫の者とこれ有り、天明年中内田免天道筋へ別紙碑銘の通りにて、引墓ニ仕り御座候、併しながら格別子細も伝承仕らざる義ニ御座候

一中寺臺所

御通行筋より凡そ式丁位、尤も御立ち帰りニ相成り候時ハ四丁位、往古は石の口等相尋ね居り申し候、併しながら寺号等も相連れ申さず候義ニ御座候

右の通りニ御座候、以上

庄屋

西村市大夫

宮井清七様

十河亀五郎様

⑫

上 天保六未年

殿様御通り筋二付き鶴足郡造田村道橋取り繕い願ひ指し出し帳

書 二月

一御国境御道筋 巻ヶ所

大川御社林より笹ヶ多尾迄長さ七百五拾間、柞野新御林の内 (以下略)

一笹ヶ多尾より中寺迄道取り繕い

長さ千間余、尤も鶴足郡・那珂郡阿那郡境古道

(以下略)

右の通り道橋取り繕い御願ひ申し上げ候間、御見分の上御普請仰せ付けられ下さるべく候、願ひ上げ奉り候、以上

二月

組頭 市郎右衛門

同 敷之助

同 夫左衛門

庄屋

西村市大夫

⑬

急ぎ申し達し候、然らハ先達て御申し出でこれ在り候長曾我部時代、兵火ニ逢い候其の村ニこれ在る中寺と申すハ、何免の内ニこれ在り候中寺ニ候哉、否此の状着き次第急ぎ御申し出で成らるべく候、甚だ指し急ぎ申し候、以上

九月六日

十河亀五郎

西村市大夫様

尚々、飛脚にて御意を得度にて御申し出で成らるべく候、以上

⑭

御飛札拝見仕り候、然らハ当村中寺、先年長曾我部兵火ニ焼失仕り候寺跡、何免場ニこれ有り候哉と、達々仰せ聞され候趣承知仕り候、則ち左ニ申し上げ候

一中寺跡

但し、大川社坊の由にて、阿州界笹ヶ多尾の少し下タにて、東西南北共大山繞きの中故、何免とも慥ニ申し上げ難く候、先ず檜地免より手近の場所ニ付き、檜地免と申し候ても、宜しく御座候哉と存じ奉り候

右の通りニ御座候間、宜しく御申し出で仕るべく候、以上

九月七日

西村市大夫

十河亀五郎様

(4) 『西村家文書』天保六年 書状

①

殿様御通り筋村郡御境目遣造り候得ハ、御牽馬御指し支えこれ無き段、御申し出で相達し候、以上

二月二日 十河亀五郎
宮井清七

西村市大夫様

②

(端裏書)

「造田

西村市大夫様 宮井清七
十河亀五郎」

此の度御願在御追筋の義二付き、達々御申し出での趣承知致し候、以上

二月三日

③

一筆申し達し候、然らハ塩入村麓より大山迄登山の道筋数通りこれ有る由、尤も此の度御通り道ハ笹ケタヲ通り相究め居り申し候へ共、右外道の順道見合わせの義これ有り候間、何筋何筋と申す義絵図へ相認め、道法共御申し出で成らるべし、尤も甚だ指し急ぎ候間、僥未苦しからず、明日昼迄二御指し出し成らるべく候

一御登山筋御牽馬相成る由、今朝御申し出でこれ有り候、右二付きてハ是迄阿州馬等往来致し候義二もこれ有る哉、並びに此の度少々荷付馬荷持人足等往行出来、回所郡境にて人馬継ぎ更えも相成るべき事二候哉、右両段とも此の者へ御申し出でこれ有るべく候

一昨日与頭へ達々申し聞かせ候、右御領道筋遣作の義ハ、村方にて出来申す義と相心得申すべく候、念の為申し達し候、以上

二月二日 十河亀五郎
宮井清七

西村市大夫様

④

飛脚を以て申し進め候、然らハ殿様御願在二付き、御通り筋御林の諸木障り木の義二付き、面談致し候御用これ有り候間、能相心得居り申し候与頭、此の飛脚着き次第役所へ御指し出し成らるべく候、其の為申し進め候、以上

二月五日 森 太右衛門
安富弥右衛門

西村市大夫様

(「日帳」にあり、但し解読不能箇所あり)

⑤

御通り道新道願い二付き、絵図等通御指し出し相達し候、以上

二月五日

(奥端書)

「二月五日

西村市大夫様 宮井清七
十河亀五郎」

⑥

急ぎ申し入れ候、此の度御泊り鷹野の節、其の村々御通り筋道橋見分二、明くる十六日早朝岡田西出足、左の通り見分致し候間、刻限間違ひこれ無き様御取り計らいこれ有るべし

岡田上村 正五つ時
長尾村 正四つ時
炭所西村 正九つ時
造田村 正八つ時

右の通り巡行致し候間、夫々刻限の通り間違ひ無く村境迄、村役人中御出揃ひこれ在るべく候、尚又炭所西村にて昼支度、造田村にて止宿致し候間、左様御心得在るべく候、右申し入れ度斯くの如く二候、以上

森 三郎左衛門

二月十五日

岡田西より

岡田上 十五日酉申刻

長尾

右請け取り退刻^御継ぎ立て申し候

炭所西 亥下刻清七継ぎ立て申し候 造田

右村々庄屋中

⑦

一筆啓上仕り候、然らば此の度御鷹野二付き、笹ヶ多尾にて人馬継更所二相成り候時ハ、左の品々これ無く候てハ如ヶ哉と存じ奉り候二付き、御伺いの覚

一御道具立拵 柱四本 大竹式本

一御駕籠台 涼台の上ハ新七島にて□哉

一涼代 八脚

一水 拾荷

一□り取 上八枚

一同 下式拾枚

一上向茶釜 壹つ

一下向茶釜 式つ

一茶碗 百位

一土ひん 五つ位

一茶台 五つ位

一煙草盆 五つ位

一毛せん 三枚位

一火繩 五把位

一馬の踏 少々

一草り草鞋 式百位

一馬と□ 五枚位

右の品仰せ付けられこれ無く候ても、村方二用意仕らず候てハ、山中故方一指し支えも御座有るべき哉と存じ奉り候間、右品書の内用意仕り然るべき分、御賢慮の上御指図仰せ聞かされ下さるべく候、尚又人用二相成り候時ハ、御郡方御買上げ品並びに□物の内へ御加え下さるべく候様ニ、宜しく御取り計らい願ひ上げ奉り候、右御伺い申し上げ度斯くの如く御座候、以上

二月十五日

西村市大夫

宮井清七様

十河亀五郎様

⑧

殿様御鷹野二付き、笹ヶ太尾にて御立立二相成り候所、左の品々御聞き合わせ

一御道具立

右ハ御指図これ無く候間無用

一御仮雪隠

右向断

一笹ヶ多尾茶焚の義ハ、成丈新にて御済まし成られ候

一昼支度所家居御申し出で相達し候

一大川峯筋の遺掃除出来の段御申し出で、是又相達し申し候

一宮脇亦八郎殿並びに亀五郎義、自然今日ハ其の村方へ罷り越され候義と存ぜられ候間、御指し支えの義これ有り候得ハ、御相談成らるべく候、右夫々申し達し候、以上

二月二十三日

(奥端書)

「二月二十三日

西村市太夫様

宮井清七

十河亀五郎

⑨

急ぎ申し入れ候、爾らハ□□岡田上村にて、河西氏より御詔え置き申し候其の村方笹ヶ多尾御仮雪隠の義、早々御取り計らい成らるべく候、此の段念の為又々申し達し候

一先日笹ヶ多尾への出人足式百人、割り付けの上引き当てこれ在り候得共、此の度別紙の通り減らし方二相成り申し候間、左様御心得御取り計らい相成り候、尤も触れ込みの義は御手元より御触れ込み成らるべく候、且つ諸道具持ち運び人足並びニ茶桶人足の義は、掃除人足にて兼ねて先日御詔え申し置き候通り、万々指し支え無く御取り計らい成らるべく候、右念の為申し達し候、其の為飛脚を以て申し進め候、以上

二月二十五日

十河亀五郎

宮井清七

造田村

西村市太夫様

⑩

一筆申し入れ候、此の度御鷹野御通行二付き、那珂郡境造田村笹ヶ多尾にて、人馬継ぎ更え二相成り申し候二付き、兼ねて先日割り付け二相成り候人足、尤も此の度減らし方にて別紙割り当ての通り、明るる二十七日晩方迄二、笹ヶ多尾人足会所柙野免助六宅迄、才領組頭相添え間違ひ無く御指し出し成らるべく候、右申し入れ度斯くの如く二御座候、以上

造田村笹ヶ多尾

二月二十六日

人馬^馬会所

炭所西村

長尾村

岡田上村

同西村

同東村

□村々庄屋衆中

⑪

御拝見致し候、然らハ笹ヶ多尾□の御仮雪隠へ糸菰式御人用の所、金毘羅二もこれ無く、依つて量糸わら孤御仕立て候由、右二付き糸菰用意これ有り候得ハ、指し越し候様御細書承知致し候、併しながら此元の処も丸亀二もこれ無く、漸く高松にて相調え、今晚方迄二相用い済み申し候、然ら共聊か式枚の義二付き、明日此元御昼相済み次第、早速御宅迄進め候様致すべく候間、先ず右御拵え掛け候孤にて御仕立て置き、此元より遣わし候孤間二合候得ハ、早々御取り更え候様成らるべく候、

一笹ヶ多尾人足継ぎ更え場狭く、御前近くにてハ相成らざる段、出役人より指図これ有り、右二付き那珂郡分にて継ぎ更え致し候得ハ都合宜しく候間、右郡同役へ掛け合候様御申し越し承知致し候、併しながら最早彼是拙者共より掛け合候時間もこれ無く、其の上場所のみ借り候義故、あの方より兎や角申すべき筈ハこれ有る間敷く候二付き、其元より組頭ヲ以て右の趣御掛け合置き候得ハ、宜しき義と存じ候間、此の段取り計らい成らるべく候、尚申す迄も無く候得共、那珂郡より人足等指し出し呉れ候様申す義、相成らざる段ハ兼ねて御承知と存じ候、念の為序でながら申し進め候、右夫々御越し迄此の如く御座候、以上

二月二十六日

(封)

「メ」

(奥端書)

「造田村

西村市太夫様

宮井清七

御用□□

十河亀五郎

⑫

一筆申し達し候、然らハ笹が田尾人足継ぎ更えの儀、其元与頭ヲ以て御掛け合い候様御越し申し候得共、口達にて自然間違ひ等これ有るにてハ相済まず候間、念の為那珂郡回役へ別紙遣わし候間、此の書状与頭持たせ、早々あの方へ御掛け合い成らるべし、尤も人足ハ当郡の人足指し出し申す義御承知と存じ候

一笹が田尾御仮雪隠入用糸孤、明日此元より指し送り候様御越しに及び候得共、只今清七義坂出御泊り所より罷り帰り候処、御小休の筈の処御昼所二相成り候由、これに依りてハ所詮此元より糸孤送り候義時刻移り候故、間二合い申しがたく候間、矢張先刻申し達し候通り、畳糸にて御仕立て候わら孤にて、御拵え置き成らるべく候、此の段念の為御心得二申し入れ候

右夫々申し達し度早々、以上

二月二十六日夜

(封)

「 〆 二月二十六日 」

(奥端書)

「 造田村

西村市太夫様 宮井清七

急御用 十河亀五郎 」

⑬

一筆啓上致し候、然らハ

一殿様大川宮御参詣遊ばされ候所、若し雨天にて万一御通行御指し支え、御参詣御無用二相成り候得ハ、其の御村より中通村勝浦へ御通り筋二相成り候哉の趣、那珂郡七ヶ村より此の段通達これ在る儀二付き、左候時は此元へ申し越し候てハ大い二指し支え候に付き、造田村へ通達これ在る様、右七ヶ村へ掛け合い置き申し候間、若し右飛脚着き次第、勝浦は勿論中通村へも、其の御村より飛脚ヲ立て、火急二御取り計らい成らるべく候、念の為飛脚ヲ以て此の如く御座候、以上

二月二十七日

勝浦村

会所

西村市太夫様

⑭

一筆申し達し候、然らハ明くる二十八日笹のたをにて人足継ぎ更えの義ハ、兼ねて御承知の義二は御座候得共、人足踏み込み等の義ハ、定めて御手元より御取り扱ひ成られ候哉、又ハ人馬引き請けの者より取り計い仕る義二候哉、右両様の所決して間違ひ無く、御取り計らい置き成らるべく候、右念の為申し入れ度此の如く御座候、以上

二月二十七日

十河亀五郎

西村市太夫様

⑮

一筆申し達し候、然らハ笹ケタヲにて人足百人余、草り草鞋等右の一順、余程用意成らるべく候、此の段急ぎ申し達し候、以上

二月二十七日

森田健助

鎌田多兵衛

勝浦より

西村市太夫様

⑯

尚々、□□義も御指し出し置き候、万々□□候様御取り計らい成らるべく候

一筆申し達し候、然らハ先日申し達し候此の度の御供の面々、其の御村方にて昼支度致し候様相成り候間、兼ねて御申し出で置き候通りの蓑ヲ掃除等御申し付け、尚表の通り端々此□御供の内、勝浦村へ御通りの衆御支度所と歎、何れ相知し候様成し置かるべく候、御用意の所ハ、敷物茶碗多葉粉盆吞湯茶鍋釜の類、用意御申し付け置き成らるべく候、支度向きハ御台所仕出し二成すべく申し候、急ぎ々々御取り計らい成らるべく候、馬人足等指し掛り入用の者申し出で候ハ、行所御糺し置き、何の御用回指し支え申さざる様御取り計らい置くるべく候、其の為此の段申し達し候、以上

二月二十七日

鎌田多兵衛

西村市太夫様

尚々、右の外入用ニ相成るべき品もこれ有り候へハ、用意御申し付け置き成らるべく候

(5) 『稲毛家文書』天保六年「御用日帳」

①

飛脚ヲ以て申し入れ候

殿様犬野合遊ばされ候二付き、村々池名並びに川井掛かり出水共、持ち加え水掛かり高等、夫々取り調べの上書き出し候様申し来り候二付き、早々間違ひ無く御取り調べ、来る二十六日迄二先三郎方へ、御書き出しこれ有るべく候、若し又右日限延引ニ相成り候へハ、飛脚差し遣わし候間左様御承知これ有るべく候

御普請奉行仮役

香西謙助

右ハ当郡支配仰せ付けられ候段申し来り候間、御心得の為此の如く申し入れ候

(下略)

右夫々此の如く申し入れ候、以上

正月二十四日

奥村宇右衛門

村々

②

飛脚を以て申し入れ候

御野合一件、万々申し談じ候御用これ有り候間、明くる十七日四つ時、各先三郎方へ御揃いこれ有るべく候、且つ又兼帯の村々ハ状罷り出で候様、御取り計らいこれ有るべく候

一御通行筋村々へ申し入れ候、銘所古跡等これ有り候得ハ、申し出で候様先日申し来り候間、其の段申し触れ候所、御書き出しの村方もこれ有り、又ハこれ無き趣御申し出でこれ有り、其の段申し出で候処、神社堂宮具の余名高き銘木、且つ又土地撫の処等も、何れ珍敷き処御入用二付き、今一応右の趣にて取り調べ、村切帳面ニ仕立て、申し出で候様申し来り候間、明日中二先三郎方へ否御申し出でこれ有るべく候、且つ又御通行筋より何丁計と申す義も夫々御書き入れ、御指し出しこれ有るべく候、且つ又帳面三冊つ々御指し出しこれ有るべく候、以上

二月十六日

大庄屋商人

村々

③

飛脚を以て申し入れ候、然らハ其の村々銘所古跡神社堂宮銘木土地の類、何二よらず都て珍敷き処、書き出し候様申し来る毎に御尋ねに応え申し候、先日書き出しこれ有り候処、道法二十五丁を境二致し、右様の類少しも相残り申さざる様、今夜中二書き出し候様又々申し来り候間、先日御書き出し候分ハ、最早御書き出し二及ばず候間、其の余の処甚だ指し急ぎ申し候間、此の飛脚の者へ御書き出し有るべく候、尤も道法より何丁と申す義相印し、是又御書き出しこれ有るべく候、其の為飛脚申し入れ候、以上

二月二十二日

大庄屋商人

西分、川東

尚々、川東村谷田岩の乳迄ハ、先日□□を以て明神より二十三丁これ有り候間、左様御心得御書き出し成らるべく候、以上

(6) 『稲毛家文書』天保六年「殿様御鷹野被為遊御小休処円勝寺一件留」

①

殿様御泊り御鷹野遊ばせられ、二月二十六日御出立、御泊処御屋所御小休処左の通り

二月二十六日 阿野郡南国分村

一御小休処 国分寺

同日

一御昼所 (記載なし)

同日

一御泊所 阿野郡北坂出村
(記載なし)

同 二十七日

一御昼所 (記載なし)

同日

一御泊所 (記載なし)

同 二十八日

一御昼所 (記載なし)

同日 鴻足郡勝浦村庄屋

一御泊所 佐野佐藏

(記載なし) 阿野郡南川東村

一御小休所 田勝寺

(記載なし) 同郡同村

一御立所 焼尾笠松

(記載なし) 同郡東分村

一御昼所 永覚寺

(記載なし) 同郡羽床上村牟人

一御泊所 芋坂庵太

(記載なし)

一御小休所 同郡畑田村

富野 稔

②

一筆申達候、然らハ門勝寺ニテ御座の間量表更、壁廻り其の外破損の処、余儀無き分計手軽ニ取り繕い候様、御取り計らい成らるべく候、尤も二十日頃御発駕ニ相成るべき御様子ニこれ有り候間、同日より御取り掛かり急ぎ々々出来候様、御取り計らい成らるべく候、(下略)

二月八日 水原先三郎
奥村宇右衛門

川西勇藏様

③

紙面拝見仕り候

殿様御野合遊ばされ候ニ付き、御兼帯所川東村田勝寺ニテ、御小屋ニ相成り候ニ付き、下宿五軒計り当村方ニテ取り計らい候様仰せ聞かされ承知仕り候、(下略)

二月十日 中通村庄屋
儀大夫

川東村兼帯

川西勇藏様

④

殿様御通行ニ付き、其の村焼尾御林の内へ、新遣付け申し度段、此間出役人より御申聞き候得とも、弥新遣付け申さず候てハ指し支え候ハ、其の筋へ御申し出での上役所へ通達これ有り、御取り計らい下さるべく候、左無く候ハ新遣付けの義相成らず候間、左様御心得これ有るべし、其の為斯くの如く申し達し候、以上

二月十八日 森 太右衛門
安富弥右衛門

川東

弥右衛門殿

⑤

一筆申し達し候、然らハ此の度御野合御発駕日限、来る二十六日と仰せ出だされ候二付き、右の趣川東村へ御申し聞かせ成らるべく候、右二付き今日御同役中寄合致し候間、御両人の内御管人、□川へ御出で下され候様致し既存し奉り候間、右の段急ぎ申し達し候、以上

二月二十日 水原先三郎

宮脇加平太様

□□

左衛門殿

⑥

一筆申し達し候、然らハ中村浅二郎殿明二十二日先三郎方へ指し越され、夫より二十三日御鷹野御泊り所御道筋為見聞として、東分西分川東村へ罷り越し□れ、円勝寺にて止宿致され候間左様御心得、御案内組頭村境へ御指し出しこれ有るべく候、其の為此の如く申し入れ候、以上

二月二十一日 水原先三郎

奥村宇右衛門

村々庄屋衆中

⑦

一殿様御野合一件二付き、申し談じ御用これ有る二付き、二月十七日四つ時庄屋中相揃い候様、尤も兼帯の村々ハ状繼罷り出で候様申し来り候へ共、其の節川筋指し掛かり所見分として、入り込み居り申し候二付き、行き罷り出で申さず候、組頭庄左衛門指し出し申し候、且つ銘所古跡書き出し帳面持参候

一御通行筋村々銘所古跡神社堂宮其奈名高き銘木、且つ地所無の処にて何れ珍敷き処御人用二付き、右の趣にて取り調べ、村切帳面二仕立て、明日中二申し出で候様申し来り候二付き、左の通り書き出し申し候、且つ又御通行筋より何丁計りと申す義も、御書き出し成らるべく候

二月十六日 飛脚

川東村

□□と申し聞く也

木□殿と申し聞く也

一八幡宮 彦社

一荒神 彦社

一右同 彦社

但し地名明神

但し地名尾成

但し地名堀田

御通行筋より東上八手拾間計 右同断、東上八手五間計 右同断、北手一丁計

荒神堂と申聞也

一右同 彦社

一右同 彦社

一八幡宮 彦社

但し地名□野

但し右同、右同断円勝寺

但し地名本村、是ハ

御小昼所円勝寺

より西手三拾間計

矢渡より也

西手三拾間計

御通行筋より東三丁計

一十二社権現

一笠松 十二本

但し地名右同

但し雙尾

右同断、西手三拾間計

右同断、東手二御座候

一岩乳 彦ヶ所

但し地名谷田、是ハ竿入

御通行筋明神より南東式拾三丁也

メ 但し此の岩の乳ハ跡より又々二月二十二日夜、郡方指し図にて書き出し申し候

右の通り二御座候

村役人連判

未二月

尤三冊宛相認め指し出し申し候、且つ上ハ紙ハ入れ申さず候

⑧

一筆申し入れ候、然らハ

殿様御野合二付き、御通行筋名所古跡山々御尋ね二付き、道筋見分致すの間、定役の頭にて御座無く候ても、能万事存じ居り申し候者、村境迄御指し出し置き成らるべく候、其の為斯くの如く申し入れ候、以上

二月二十七日

水原先三郎

奥村字右衛門

西分・孤池へ御指し出し置き成らるべく候

川東・西分境へ御指し出し置き成らるべく候

右庄屋衆中

⑨

一筆啓上仕り候

殿様今朝六つ半時、御小昼所川東村円勝寺へ御入り二相成り、夫より御機嫌能く御発駕はされ候、此の段申し上げ度此の如く御座候、以上

二月二十九日

阿野郡南川東村兼帯

西分村庄屋

川西勇藏

安倍久一郎様

渡辺猪左衛門様

(7) 『稲毛家文書』 嘉永四年「殿様御泊御鷹野一件御用留」

①

一筆申し進め候、然らへ来春殿様御泊り御鷹野御休と御泊り所、別紙書付の通り相済み候間、左様御心得成らるべく候、尤も大川社瀧邊池等へ御出で二相成り候間、左様御心得成らるべく候、此段申し進め候、以上

十二月二十九日

郷会所手代引除

木内辰之助

別紙

川東村庄屋

一御泊

千賀助

羽床土村

一右同

亭坂喜伝司

山田下村

一御芝立

ひじの屋

畑田村

一御昼所

富野藩

右の通り相究まり申し候間、御泊り御昼所共絵図入用二候間、早々御指し出し成らるべく候、以上

十二月二十九日

木内辰之助

奥村字右衛門様

原田兵七様

尚々、下宿絵図も入用二御座候、以上

右夫々正月三日大庄屋申し聞され候事

②

一筆申し達し候、然らへ川東村名所、御遺筋より南又は北へ何丁計と申す義入用二候間、左の分夫々書き出し候様村方へ御掛け合ひ、明日中二御書き出し成らるべく候

川東村

一寺落と申所

一大土地と申山

一烏帽子落と申所

一長者の馬場と申所

一岩の乳

一鰻滝と申所

右の通り、唯今飛脚にて原田氏より申し参り候間、左様御心得明極早朝迄二、会所へ御書き出し成らるべく候、以上

二月晦日

会所より

千賀助様

③

川東村

- 一 寺落と申所 御道筋より東の当り、道法卷里半計
- 一 大土地と申山 右同断、東え当り、道法卷里半計
- 一 烏帽子落と申所 右同断、東え当り、道法式里計
- 一 長者の馬場と申所 右同断、東え当り、道法式里半計
- 一 岩の乳 右同断、東え当り、道法卷里計
- 一 鑿滝 右同断、東え当り、道法三拾丁計

右の通り二御座候、以上

二月晦日

庄屋

千賀助

④

態々以飛脚を以て申し進め候、然らハ下拙義東郡御鷹野一件、付廻り相勤め居り申す、然ル処西郡御順道其の余、御泊り所御三宿二相成り、四日目の御帰城の趣、別紙の通り仰せ出され二相成り候間、右の趣ヲ以て万々御指配成らるべく候、尚委細の義は来ル十一日、右東郡引払い一宿帰宅の上、十三日頃二は出郷の上、万々御示し合わせ致すべく候、先ずは右の趣御承知成らるべく候、其の為此の如く急ぎ申し進め候、以上

三月九日

井上尊左衛門

三殿村より

奥村宇右衛門様

原田平七様

尚々、早々右村々へ相心得させ成らるべく候、尚兼ねて十八日御発駕の処、^{ひま}十九日御発駕と仰せ出され候間、此段共申し進め候、以上

右の趣、三月十日羽床下村回役ヲ以て申し越し候事

西郡御順道

西浜東え

鶴市村

一 御腰掛 佐々木尊太郎

飯田

笠井村

一 御小休 徳田達藏

新居

国分村

一 昼 国分寺

府中

鴨村

一 御腰掛 鴨前院

氏部

林田村

一 御泊 富武次郎左衛門

道法合四里拾六丁計

御二日目

西ノ庄

江尻村

一 御腰掛 阿賀集次郎

坂出村
 同 塩会所
 御休所
 宇足津村
 御小休 宮井元七郎
 西分村
 御昼 横田次郎七
 土器
 萩原村
 御腰掛 福島駒之助
 郡家三糸
 原田村
 御小休 真光正助
 御参詣 金藏寺村
 日光院
 木徳村百姓
 御腰掛 虎之助
 与北村
 御小休 秋山半四郎
 公文村
 御腰掛 田中和三太
 四糸村
 岩井勝藏
 吉野下
 吉野上村
 御泊 新名伴次
 道法谷八里拾六丁計
 御三日目
 満濃池
 真の村
 御腰掛 三原谷藏
 長尾村
 御小休 小山臺三右衛門
 岡田上村
 御昼 木村茂二郎
 岡田東栗熊西
 栗熊東
 御腰掛 熊田助之丞
 小野羽床下
 羽床上村
 御泊 孝坂喜伝司
 道法谷五里八丁計
 御四日目
 山田下村
 御芝立 ひるの岡
 千疋 畑田村

一御小休 富野八束
 岡本村
 一御芝立 奈羅須池
 山崎
 川辺村
 一御昼 滝 伊三郎
 凹座村
 一御腰掛 遠藤喜三右衛門
 成合
 勅使村
 一御小休 片山茂一郎
 坂田万藏又坂田上ノ村
 中ノ村藤塚え
 道法合五里三丁計
 惣して道法貳拾三里拾七丁計
 以上御三泊

×

(8) 『十河家文書』嘉永三・四年「殿様御泊鷹野一件記」

①

一筆申し進め候、然らハ殿様来春の内御泊り鷹野遊ばされ候ニ付き、御休み泊り等の義別紙の通り相究まり候間、人別へ早々御申し渡し成らるべく候、已上

十二月二十九日 田中庄八
香西彦助

十河武兵衛様
木村武市郎様

一啓

此の度阿野郡川東村庄屋千賀助宅、御泊り所相究まり候所、是悉下宿ニ指し支え候様子ニより、中通村社人宮川辺迄も下宿の義、相談もこれ在る筈ニ御座候間、右の趣中通村へも御心得遣わさるべく候、已上

十二月二十九日 田中庄八
香西彦助

十河武兵衛様
木村茂一郎様

御泊り鷹野遊ばされ候節、御休泊等左の通り

鴨村
 一御腰掛り 鴨籠院
 林田村
 一御泊 宮武次郎左衛門
 江尻村
 一御腰掛り 阿賀実太郎
 坂出
 一御小休所 塩会所
 宇足津村
 一御昼所 宮井元七郎
 西分村
 一恩泊所 横田次郎七

柞原村
 一 恩腰掛り 福崎駒助
 原田村
 一 御小休所 真光庄助
 木徳
 一 御腰掛 虎之助
 公文
 一 御昼所 田中喜三太
 四条村
 一 御腰掛り 岩井勝藏
 真野
 一 御小休所 三原谷藏
 吉野上村
 一 御泊所 新名伴次
 炭所西村
 一 御腰掛り 宇右衛門
 造田村
 一 御小休所 西村安太郎
 中湧村
 一 御昼所 宇之助
 同村大川社
 一 御芝立 随神門
 同村
 一 御芝立 大チエノ先と申す所にて
 同村
 一 御小屋 大川社にて御小屋
 御下向の節御芝立 右大チエノ先
 一 御芝立 右随神門
 一 御小休 右 宇之助
 川東村
 一 御泊 千賀助
 右
 一 御腰掛 西村安太郎
 長尾村
 一 御小休 小山喜三右衛門
 大庄屋
 一 御昼所 木村茂一郎
 栗熊東村
 一 御腰掛 熊川助之進
 羽床上村
 一 御泊所 苧坂喜伝司

メ

②

一筆申し進め候、然らハ此の度御鷹野遊ばされ候節、満濃池并びに大川社御参詣遊ばされ候御積ニこれ在り候間、左様御心得成らるべく候、已上

十二月二十九日

田中庄八

香西彦助

十河武兵衛様

木村茂一郎様

③

一筆申し進め候、然らハ此の度御鷹野遊ばされ候二付き、前々振合の通りヲ以て、人馬継方の義何しより何しえ付け込み候と申す義指し急ぎ候間、一両日の内御書き出し、尤も阿野郡北回南那珂郡共、御示し合の上御書き出さるべく候、
已上

正月十五日

田中庄八

香西彦助

十河武兵衛様

木村茂一郎様

尚々、村々鎔所古跡並びに兼ねて御あつらへ申し置き候郡総図、最早御出来二相成り候得ハ、此の者え御指し出さるべく候

(後略)

正月十五日

田中庄八

香西彦助

十河武兵衛様

木村茂一郎様

④

一筆啓上致し候、各様^{ごいさま}愈^{いよいよ}御安康に御勤め成られ珍重に存じ奉り候、然らハ兼ねて先日御聞き合せ御座候御鷹野御通行の道筋の義、其御郡より大川御社参の節ハ、当郡炭所西村大向通え御案内仕り、^{将亦}御帰座の節も、右大向より片岡宮下、夫より薬師下通え御案内仕るべく積り二御座候、右二付き大川橋場の所ハ、夫々当郡にて仕立候様致すべく候間、左様御承知下さるべく候、尤も右の趣早速御意得べく筈の処、彼是御用向き差し^あ湊い、延引二相成り候段御用捨下され候、右御意を得度此の如く二御座候、以上

二月二十六日

此の方商人

西原又四郎様

小笠原与右衛門様

⑤

一筆申し入れ候、然らハ拙者義此の度御鷹野御用二付き順在致し、今朝中通村にて武兵衛様二御□し申し候、然ル処村々名所古城跡これ有る村々、兼ねて先達て大庄屋中より御指し出し二相成り居り申し候処、此の度右鎔所古跡これ在る村々の内にて、苧里より内なれハ御立ち寄り遊ばされ、御覧候段仰せ出され候間、右苧里より内の分ハ、御通筋より何丁計りと申す義入用二これ在り候間、今夜何時二相成候ても、右の趣ヲ以て村々え御申し触れ、尤道法書ハ切紙にて、帳面認め方二及ばず申し候間、明日中二夫々御手元え申し出で、則ち御手元より村々の処念帳二相認め、明後二十九日迄二宅迄御指し出し成らるべく候、右の分ハ今度御前上り二相成り候間、篤と取り調べの上御指し出し成らるべく候、且つ又勝浦・中通・栗熊西の処ハ通達致し候間、其の余の村々右の趣ヲ以て、急ぎ々々御取り計らいこれ有るべく候

(後略)

二月二十七日

中村半九郎

岡田上より

十河武兵衛様 御内

御代筆中

(この間「西郡御順遣大旨」あり。稱毛家文書・嘉永四年「殿様御泊御鷹野一件御用留」所取に同じ)

⑥

(前略)

三月九日

此の方商人

中村半九郎当

尚々、大川御参詣並びに川東村御泊りも、御無用二相成り候段共承知致し候、且つ又来ル十九日、西郡御参駕仰せ

出され二相成り候由、是又承知致し候

⑦

一筆申し達し候、然らハ此の度御泊り鷹野二付き、宇足津村聖通寺山上ニこれ有り候古城跡並びに大筒台狼煙場等御覽遊ばされ候、尤も其の節御軍用役者御供仕らず候二付きてハ、右夫々能く存じ居り申し候者これ有り候哉、且つ右の場所村方にて存じ候者これ無く候ハ、持主ハ三木求右衛門持ちの由ニこれ有り、同人御尋ね成られ候上、委細御書き付けヲ以て御申し出で成らるべく候、此の段申し進め候、已上

三月十三日 此の方両人

宮井元七郎当

(上端書込)

「本文狼煙場は、伊左衛門持主にてこれ在る段申し出で候事」

⑧

一筆啓上仕り候、然らハ当村古城跡並びに大筒台狼煙場、御覽二相成り候段、別紙の通り御役所より申し参り候二付き、即ち罷り越し場処篤と見分仕り候処、古城跡より狼煙場えの道御座無く候、其の上けわしく甚々難所ニ御座候、如何仕るべく候、委細の義組頭ニ申し含め指し上げ申し候間、御聞き取り成し下さるべく候、右の段申し上げ度斯くの如くニ御座候、已上

三月十四日 宮井元七郎

此の方両人当

⑨

一筆啓上仕り候、然らハ私義此の節宇足津村御小休所え罷り出で、万々取り計らい仕り候処、此の度宇足津村聖通寺古城跡、殿様御覽遊ばされ候二付き、御通行筋掃除仕り候処、山中其の上長道の義二付き、大人夫ニ御座候間、甚々心配仕り居り申す義ニ御座候間、先日法楽寺にて、宇足津村御小休所え割当の夫、百五拾人計りの様ニ承り申し候間、左候てハ人足の処足り申さざる様ニ相見へ申し候間、此の上人足百四五拾人計り、御増し遊ばされ下さるべく候様ニ御頼み上げ奉り候、且つ亦草履草鞋先日法楽寺にて、宇足津御小休所え百つ、御割り当て二相成り居り申し候間、百つ、にてハ足り申さず候様ニ、宮井元七郎より申し出で候間、何卒式百つ、二下し遊ばさるべく候様ニ、是又御頼み上げ奉り候、右の段申し上げ度斯くの如くニ御座候、已上

三月十四日 高木伴助

此の方両人当

⑩

御紙面相達し候、然らハ聖通寺古城跡道筋山中の義故、右作り方人足今百四五拾人も、割増し致し候様御申し出の趣承知致し候、併しながら何とも別段通達これ無く、全く心持にて作り置き候義、格別大歩寄籠²二作り立てニ及び申さざる哉、一ト通り御作り置き成られ候て宜しき義と察せられ候、尚様子次第隣村にて御触込み、増人歩³の義人馬会所え、其の段御申し出で置き成られ候て宜しく候、且つ亦草履草鞋の義、坂出御小休所より同村御小休二相成り候義、格別大莊の義ニもこれ有る間敷く候得共、尚御様子次第是亦買入れ候様致し候ても宜しき哉、尚夫々御考え合せの上、万々指し支えこれ無き様御取り計らい成らるべく、右御報迄斯くの如くニ御座候、以上

三月十四日 此の方両人

高木伊助当

⑪

一筆申し進め候、然らハ村々ニ寄り大筒台場並びに狼煙場これ有り候ハ、取り調べの上明日中ニ書き出し、若又これ無く候ハ、其段も御申し出で成らるべく候

一此の度御順在の砌、御道筋二相成り居り申し候内にて、指し支えこれ無き場所宜しく候得共、自然所ニ寄り御乗馬並びに御駕籠等にて、御通行遊ばされ難き場所も御座候得ハ、何村の内にて何れの所より何れの所迄ケ様と申す義、急ぎ々々入用ニ候間此の者え御書き出し成らるべく候

(後略)

(上端書込)

「本文夫々承知の趣達書致し置き候、尤も御通行筋乗馬御駕籠指し支えの義ハ、山分御通行御無用ニ相成り候二付き、右指し支えハこれ無きと申し出で候事」

(月日記載なし) 中村半九郎

此の方商人宛

⑫

(前略)

三月十五日 宮井元七郎

十河武兵衛様

尚々、別紙御覽済み、早々御戻し下さるべく候、尤壺平山古城跡迄御覽ニ相成り、狼煙場ハ御覽ニ相成り申さざる段、只今役所より直々申し参り候間、此の段共御承知下さるべく候、已上

⑬

御紙面相達し候、然らハ其村方聖通寺山上古城跡並びに狼煙場等、一応見分の為中村半九郎今朝阿野郡北より其村方え罷り越し候由二付き、則ち同人よりの書状御廻達の御申し出趣承知致し候、拙者義も早速罷り出さべき筈の所、夜前より少々指痛にて相勝れ申さず、今日出勤致し兼ね候間、此の段宜しき様御取り成し置き下され度、何し同人義其村より西分村え入り込まれ候義と察せられ候間、少二ても快く相成り候得ハ、押して明朝右村方迄罷り出で候様致すべく候間、此の段共御承知の上、万々宜しく御執り成し頼み奉り候、先ずハ右の段御報勞斯くの如くニ御座候、已上

三月十六日 此の方商人

宮井元七郎様

⑭

一筆啓上仕り候、然らハ此の度御鷹野御通行筋、御率馬御駕籠等にて、御通行遊ばされ難き場所もこれ在り候得ハ、何しより何しえ何程と申す義申し出で候様仰せ聞せニ御座候、当村所にてハ、御通行筋ニ御指し支えの場所ハ御座無く候、尤壺平山古城跡御覽ニ相成り候得ハ、山道の義二付き少々ハ御馬御駕籠等にてハ、御通行遊ばされ難き所も御座候間、此の段宜しく仰せ上げ下さるべく候、右御報勞申し上げ度斯くの如くニ御座候、已上

三月十五日 宮井元七郎

此の方商人当て

⑮

一筆啓上致し候、然らハ宇足津の外村々にて、大筒台場並びに狼煙場等これ在り候ハ、吟味の上在り無し申し出で候様、兼ねて仰せ聞かせ二付き、早速村々相尋ね候得共、右様の場所御座無く候段村々より申し出で候間、此の段宜しく仰せ達し下さるべく候、右申し出で度斯くの如く御座候、已上

三月十七日 此の方商人

中村半九郎様

松浦□藏様

⑯

(前略)

一字足津村古城跡御覽遊ばされ候得ハ、山道の義十丁計の間、御乗馬御駕籠等にてハ、御通行遊ばされ候御義、御指し支えも御座有るべく哉と申し出で候

右両村(長尾村・宇足津村のこと)の外、御通行御指し支えの場所ハ御座無く候、此の段今一応宜しく仰せ達し下さるべく候、右申し出で度斯くの如くニ御座候、已上

三月十七日 此の方商人

中村半九郎様

松浦□藏様

⑰

一筆申し進め候、然らハ此の度御鷹野二付き、宇足津狼煙場辺御覽ニ相成り申し候二付き、聖通寺より台場迄並びに狼煙場遺法何丁計りと申す義、急ぎ御用二候間御取り調べ、明朝迄二御達し出し成られ候、此の段急ぎ此の如くニ御座候、以上

三月二十一日 中村半九郎

此の方商人宛

尚々、御延引ニ相成り候てハ指し支え申し候間、何分ニも急ぎ御申し出で成らるべく候、以上

⑮

御状拜見仕り候、然らハ御泊鷹野仰せ出しこれ有り候所、御延び二相成り、来る二十五日四つ時御供揃いにて、御鷹野遊ばされ候段仰せ出され候間、其旨相心得候様御別紙にて仰せ聞かされ承知仕り候、右御報迄此の如く御座候

三月二十日 宮井元七郎

此の方商人宛

⑯

明後二十三日宇足津村狼煙場見分致し、翌日西分村横田え入れ込申す積り二御座候間、組頭菅人もちや辺え朝四つ時分、罷り出で候様御通達下さるべく候

三月二十一日 中村半九郎

十河武兵衛様

⑰

御状拜見致し候、然らハ此の度御鷹野二付き、宇足津村狼煙場御覽二相成り申し候由、聖通寺より台場迄並びに狼煙場え道法何程御座候と申す義、急ぎ御用二候間取り調べの上、明朝迄二書き出し候様取り計らい申すべき旨承知致し候、右御報斯くの如く二御座候、已上

三月二十一日 十河武兵衛

中村半九郎様

尚々、右申し出で延引に及び候てハ、御指し支え二相成り候間、^{ひらき}弥間違無く明朝迄二申し出で候様承知致し候、

⑱

御追啓拜見致し候、然らハ明後二十三日貴所様宇足津え御入れ込、狼煙場御見分成られ、翌日西分村え御入れ込成られ候由、右二付き組頭菅人もちや辺え、朝四つ時迄二指し出し候様、取り計らい申すべき旨是亦承知致し候、已上

三月二十一日 十河武兵衛

中村半九郎様

⑳

御飛脚拜見仕り候、然らハ当村狼煙場辺御覽二相成り候由、別紙役所よりの書状ヲ以て、道法取り調べの義仰せ聞かされ承知仕り候、併しながら台場狼煙場と申す場処、別段相成り候義は村方二承り及び申さず、矢張同処より相心得居り申し候、尤右の趣ハ兼ねて奏ク申し出で置き御座候、何レ丁数夫々委ク取り調べ申すべく候、右御答迄斯くの如く二御座候、已上

三月二十二日 宮井元七郎

此の方商人宛

第7章 聞き取り調査

第1節 調査の概要

第6章で述べたように、現在までに確認した中寺廃寺に関する古文書は、近世以降の史料のみであり、詳細な内容が記されたものは未確認である。従って、新たな調査の手がかりとすることを目的に中寺廃寺の発見の経緯ともなった（第2章第1節参照）地名・伝承の調査を行った。

平成18年度は中寺廃寺跡付近の地名調査を実施した。その結果、特に中寺廃寺跡に関係が深いと考えられる地区に関して中寺廃寺跡に関する伝承・地名・古道等についての聞き取り調査を実施した。平成19年度は聞き取り調査の追加を行った。

第2節 地名調査

地籍図・伝承等に基づき、中寺廃寺跡付近に分布する地名を第39図に記した。中寺廃寺に関係する地名としては江畑、中寺谷、松地谷があげられる。字名としては信ヶ原、菜園場があげられる。中寺廃寺に関係する通称地名としてはカネガクボ、オクノインがあげられる。

江畑、菜園場は中寺廃寺の僧侶がここで菜園を作っていたというまんのう町江畑地区の伝承に基づくものである。中寺、中寺谷は現在までの発掘調査成果によりここに古代山岳寺院の所在を確認している場所であり、寺院の名称が中寺であった可能性を示す。松地谷という地名は松地（まつじ）＝末寺であると言う伝承がまんのう町琴南地区に残っており、中寺廃寺の末寺にあたる寺がここにあった可能性を示す。信ヶ原（のぶがはら）は野辺が原（のべがはら）とも呼ばれ、死者に対する野辺送りがここで行われたという伝承が付近の集落に残っている。カネガクボは中寺廃寺にあった鐘が埋められた場所であるという伝承がまんのう町江畑・琴南地区、徳島県三好市大平地区に残っている。オクノインは徳島県三好市大平地区の伝承によると行場であったとされている。オクノインには現在大きな岩の陰に御神体が祀られているが、中寺廃寺が大川神社の神宮寺であったという伝承も含めて中寺廃寺・大川神社双方に関係のある場所である可能性がある。

また、ナベワリは気温が低いために鍋が割れるほどであるからというまんのう町仲南地区の伝承に基づいている。現時点では中寺廃寺に関係するとはいえないが、中寺廃寺跡に近接し平坦部を有するため、中寺廃寺に関係する可能性があり今後調査を進めて行きたい。

中寺廃寺跡周辺の仏縁地名の範囲を見るとまんのう町江畑地区・塩入地区・柞野地区、徳島県三好市大平地区にかけて分布することが確認できる。また中寺廃寺の里坊をその起源とするまんのう町周辺の寺院がこの地区に関係が深い（第4表）。そのため、麓から中寺廃寺にいたる道や、中寺廃寺に関係した諸施設がこの地区を中心に存在すると考えられる。

寺院名	住 所	寺 院 の 概 要
浄楽寺	丸亀市垂水町	藤田山城守頼雄、天台宗に属し塩入に開く。その子西園が永禄年中（1559年）に浄土真宗に改宗。9代目正円の際に現位置に移転。塩入地区の伝承によると浄楽寺は元々中寺にあったとのこと。現在でも塩入には浄楽寺の門徒が三十数件ある。
願誓寺	丸亀市垂水町	天文年間（1532年）沙門蓮海が江畑に浄土真宗の庵をむすぶ。江畑地区の伝承によると願成寺は元々中寺にあったとのこと。現在でも江畑には願成寺の門徒が十数件ある。
永覚寺	綾歌郡綾川町 東分甲	「永覚寺縁起」によると永覚寺の開基空円（大和の法蔵寺）が天禄2（971）年に大川宮の別当職をしたと伝えている。まんのう町中通に所在したが、天正年間に火災にあい現在の土地に移る。現在でも琴南地区には永覚寺の門徒が多い。
称名寺	まんのう町内田	大川中寺の一坊で柞野の松地にあったが造田に移ったとされる。長禄年間（1457年）に浄土真宗に改宗し内田に移転する。琴南地区の伝承によると浄楽寺は元々中寺にあったとのこと。
教法寺	徳島県三好郡 東みよし市足代	大平地区の伝承によると、もともと中寺にあったが、大平の庵に移り、その後現在の場所に移ったとされる。

第4表 中寺廃寺を起源とする寺院（『琴南町誌』1986より）

第3節 聞き取り調査

地名調査の結果を受けて、中寺廃寺に関する伝承を明らかにするため聞き取り調査を実施した。調査は中寺廃寺跡周辺のまんのう町江畑地区・塩入地区・柞野地区・徳島県三好市大平地区について、各地区の歴史に詳しい方や各地区住民の方を中心に調査を行った。その結果、近代以前には江畑地区・塩入地区・柞野地区から大川山に登る際に、中寺廃寺跡付近を經由していたことを確認した。以下、聞き取り調査の成果を提示する。

No.	1
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成18年6月23日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・昔、畑のことを菜園場・菜園地といていた。江畑地区の言い伝えでは、中寺の僧侶が江畑の菜園場川の付近で畑を作っていたとされる。 ・江畑は西谷・中谷・東谷にわかれ、東谷から中寺へ上っていったとされる。

No.	2
調査対象者	まんのう町仲南地区住民
調査日	平成18年6月27日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・尾ノ背山周辺の集落で雨乞いをする際は、尾ノ背神社の井戸の水を使う。 ・当時はヒノキ・杉などはこの地方にはあまり生えていなかったため、中寺は桧皮葺ではないと考えられる。ちなみに、炭焼きなどでは20年周期で木を切るため、それまでに種を落とさない種類の木は廃絶する。 ・当時は物が移動するより人が移動した。明治まで口ク口師が山間の村々を回り、木の器を作り歩いていた。 ・塩入から中寺を通過して大川神社に至る山道がある。また、江畑から中寺を通る。

No.	3
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成18年6月28日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市垂水町の願請寺の仏像は中寺から降りたとされる。 ・江畑・柞野・江畑の谷の奥には「三好」姓の古くから続く家があり、中寺と何らかの関係があったと考えられる。 ・江畑から中寺に上る道は、東谷から上がる菜園場川→しょうぼおか→七曲り→一升水→かねがくぼ→中寺という道と、西谷から上がる丸太小屋→かがみざれ→じゃくぼ→三つ頭→中寺という道がある。

No.	4
調査対象者	徳島県三好市大平地区住民
調査日	平成18年7月6日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・大平地区から笹ヶ多尾までの尾根上には、湧き水が豊富である。 ・大平から仲南・満濃・琴南へ炭を運搬する際の道は大平から笹ヶ多尾を通り、北東へ伸びる尾根上の道からなべわり街道・七曲りへ分岐した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 仲南塩入へと抜ける「なべわり街道」は入口から植林地を經由し、塩入の奥へと抜ける。 ② 満濃・琴南へは「七曲り」を通った。「七曲り」とは七回曲がる道のことで途中に平地のそばを通った。「七曲り」を歩く間は「ここは中寺という古いお寺があったところなので、敬虔な気持ちで通ること」とされていた。歩く間は大川山山頂がよく見え、松林の間を抜けた。七曲りの終点からは鉄塔道を通る。途中から柞野谷へ至る道と江畑へ至る道に分岐する。 ③ 江畑へは鉄塔道より尾根を伝い降りる。江畑へは入口から小走りで1時間程度かかった。 ・大正の終わり頃、中寺に宝が埋まっていると聞いた人がいて、大平に泊まりながら発掘していった。「釣鐘のようなものを見つけた」と言っていた。 ・笹ヶ多尾と大川神社の間に木製の鳥居が昭和まであった（江戸時代の絵図でそれらしい鳥居を確認）。また、その付近に礎石らしい石が点在していた。 ・大平にある山の神の場所には、その昔、中寺が焼き討ちにあった際に移ってきた庵があり、庵は将軍家光の時代に足代（徳島県三好郡東みよし町）へ降り、現在の教法寺となった。

No.	5
調査対象者	まんのう町仲南地区住民
調査日	平成18年7月25日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれた際、なべわり街道を通り、中寺を經由し、大川神社へお礼参りをした。 ・なべわり街道は、①東に向かい南の尾根に上がる尾根伝いの道（現在鉄塔道がつく）、②東谷川沿いの谷を進み国有林の防火帯から上がる道の2本があり、炭の運搬路や大川神社へ至る参道として頻繁な交通があった。 ・昭和30年頃に炭を大平から塩入まで運搬していた。1俵運ぶと50円の収入となった。1日2往復が時間的に限度であった。当時塩入の人々は皆山で炭焼きを行い、中寺付近や遠く徳島大平でも焼いていた。 ・子どもの頃、家が米の間屋をしており、借り耕牛の関係者でにぎわっていた。丸亀からきた農家への中継ぎ役と徳島から二本杉を越えてきた（現在の県道4号線）牛飼いが証文を取り交わしていた。春と秋は朝から晩まで販い、年間を通して100頭ほどの牛が行来していた。

No.	6
調査対象者	まんのう町琴南地区住民
調査日	平成18年10月28日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・中寺廃寺跡のC、D地区間の尾根道の途中に大杉があり、そこから100mほど下りたところに、礎石が点在する平坦地がある。そこから少し下ると鐘ヶ窪に至る。 ・昔、柞野谷に住んでいた炭焼きを生業とした人が中寺の付近に石垣があったと言っていた。

No.	7
調査対象者	まんのう町琴南地区住民
調査日	平成18年12月21日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・中通から大川山に登る途中、広域林道との分岐をこえた辺りは「ヤシキ」とよばれ、石垣や平坦地がある。 ・さらに登った所の中通勝浦線との分岐の谷側は「トコノクボ」とよばれている。 ・「トコノクボ」の付近から「ヤシキ」にかけて、導水施設のようなものがあり、「トコノクボ」付近で小川から取水している。

No.	8
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成18年12月23日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・中寺が起源とされる丸亀市垂水町の願成寺は元々江畑にあったとされ、今でも願成寺の門徒が江畑地区に多い。 ・「カネガクボ」には黄金の鳥居が埋まっているといわれ、100年ほど前、徳島から人が掘りにきたが、なにも見つからなかった。そのため現地に掘った跡が残る。 ・江畑地区「アオキ」の近くに瓦が落ちている谷がある。 ・江畑西谷から中寺へ登る途中、現在丸太小屋が立っている場所から登ったところは、急斜面に石が散乱し滑って危ない場所があり「カガミザレ」と呼ばれている。また、丸太小屋より奥に「キジャシキ」という地名があり、屋敷の跡らしい地形が残っている。そこは木地師が住んでいたとされる。 ・江畑から中寺に登るときは「七曲り」を通った。現在江畑から柞野へ向かっている広域林道の終点からさらに奥に言った場所で「七曲り」に出る。 ・「七曲り」の中寺側の終点付近には「一升水」と呼ばれる直径50cm、深さ30cmほどの土坑あり水がかれたことがない。 ・昔、中寺の僧に恋をした尼がおり、僧侶についていこうとしたが、大川山は女人禁制であったために結界の岩のところまでしかいけなかった。中寺と大川山の間にその岩があり「尼の泣き石」と呼ばれている。 ・江畑の中谷・東谷から中寺へ登る道はネコゴマ（昔の一輪車）をおして上られるほどしっかりした道であった。東谷から上がる道は幅が狭く急斜面であった。

No.	9
調査対象者	まんのう町満濃地区住民
調査日	平成19年5月22日
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の頃、大川神社に登る時には江畑の中谷から登り、中寺廃寺跡を経由した。 ・檀家となっている称名寺（まんのう町造田）は、元々中寺廃寺跡にあった。 ・中寺廃寺跡付近を通る際には、「昔、ここにお寺があった」と大人から聞いた。 ・中寺廃寺跡の付近の尾根に泉があり、飲めるほど澄んだ水が湧き出していた。

第8章 まとめ

第1節 A地区所在建物について

平成16年度中寺廃寺跡発掘調査成果を基に、A地区各テラスに所在した建物の検討を行う。

第3テラスは心礎石を伴う礎石配置より塔跡であると考えられる。塔の上部構造を支えるために、礎石を岩盤上や堅固に造成された盛土上に据えている。瓦が未出土のため、屋根は樹木の皮や板等により葺かれていたと考えられる。塔の築造時期は心礎石下部遺構出土の遺物より10世紀前半と考えられる。周辺より出土した須恵器転用硯より中寺廃寺に識字層がいたことが確認できる。

第2テラスは、第2テラスに所在した建物の正面を避けて一段低い地点に塔が立地することから、塔より上位の建物が存在したと考えられる。また、土師器坏の集中的な出土より、灯明皿等の建物内で使用した仏具の可能性があり、鉄釘の集中的な出土、懸垂金具・かすがいの出土からは、仏像を安置する須弥壇等の木造施設の存在が想定される。以上により、第2テラスは仏堂跡と考えられる。塔跡と同様に瓦が未出土のため、屋根は樹木の皮や板等により葺かれていたと考えられる。出土遺物の時期より存続期間は10～11世紀であり、途中で掘立柱建物から礎石建物へと建替えられている。掘立柱建物に関しては桁行中央の柱間が他に比べ広いことから、建物桁行中央に両開きの扉等の上部構造が存在した可能性がある。

第1テラスには、塔・仏堂の背後に立地すること、平坦地の方位が塔・仏堂とほぼ一致することから何らかの生活遺構が立地すると考えられる。

以上の調査成果により中寺廃寺跡A地区は字中寺の中心に位置し、仏堂跡・塔跡を有する中寺廃寺跡の中心的な地区である事を確認した。

第2節 B地区所在建物について

平成17年度中寺廃寺跡発掘調査成果を基に、B地区各テラスに所在した建物の検討を行う。

第1テラスは、礎石の配列からは桁行5間×梁行3間の礎石建物1棟が所在した可能性と、桁行3間×梁行2間の建物が2棟並列した可能性が考えられる。しかし、外側の礎石が大ぶりで掘り方を伴って据えるのに対し、中央の4石は小ぶりで掘り方を伴わず据えることから、中央の4石は建物自体の柱を支えたとするよりも須弥壇等の基礎と考えるのが妥当と考えられる。また、土壇東辺中央で確認した階段や土壇東隣の広場の存在からは、大川山山頂を向き広場を前面に敷設する建物が所在したとするのが自然であり、第1テラスに所在した建物は桁行5間×梁行3間の礎石建物1棟と考えられる。出土遺物からは10世紀前半以降に土壇が造成されていることがわかる。しかし、周囲より出土した遺物の年代と併せて考えると第1テラスは9世紀から利用されており、土壇・礎石の下位に未検出の先行する遺構が展開している可能性がある。

第2テラスは煮沸具・供膳具等の日常食器類が出土していることから、僧侶の日常生活を営んだ僧坊が存在したと考えられる。掘立柱建物跡の規模からはSB01→SB02→SB03へと徐々に拡張が行われつつ建替えが行われたことがわかる。また、SB01廃絶に伴ない埋納された多口瓶からは、建物廃絶に伴い地鎮・鎮壇行為が行われたと考えられる。柱穴出土遺物から想定される建物の廃絶時期はSB01が9世紀末、SB03が10世紀である。流土中出土遺物の時代幅を合わせて考えると、9世紀中葉～12世紀の間に第1テラスを含めた周辺部の利用が行われたと考えられる。

第3テラスは柱穴の埋土・間隔・方位は第2テラスSB03に近いと見られ、第2テラスにSB03が造営された段階で第3テラスに建物が造営された可能性が考えられる。

第3節 C地区石組遺構について

(1) 石組遺構に関する検討 その1

1. はじめに

平成18年度に実施した中寺廃寺跡C地区の発掘調査において、人頭大と拳大の角礫で構築された石組遺構を計16基検出した。その内3基の石組遺構については発掘調査を実施し詳細な位置、構築方法、規模が判明し、未調査の石組遺構についてもデータを取得した。ここでは中寺廃寺跡C地区で確認した16基の石組遺構について、石組遺構にはどのような特徴があるかを検討した後、古代・中世の類似例を提示し、中寺廃寺跡石組遺構と比較し、A・B地区で検出した塔跡、仏堂跡、僧坊跡等と同時期のものであるかどうか検討を試みる。

2. 石組遺構の検討

まず、石組遺構の構造に着目してその性格を検討する。

調査を行った石組遺構の平面形は一辺が約1.0～1.6mを測る方形を呈し、四方向の側壁に、ほぼ垂直に人頭大の和泉砂岩角礫を積み、内部には拳大の和泉砂岩角礫を充填されている。側壁は雑に積まれ石と石の間に隙間が開いていることから、石組遺構上部から圧力が加わった際に耐えるだけの強度はなく、石組遺構上部に重量のある構造物が乗る基壇等とは考えにくい。また石組遺構内部・下部において石室・土坑等の内部施設が確認できず、骨壺・焼土等の出土しない状況からは、石組遺構が墓や経塚等の内部主体を持つ遺構の外表施設であったとも考えにくい。よって、石組遺構が何らかの施設に伴うものではなく、単体で意味を成すものであると考えられる。

続いて、石組遺構の分布と基底石の方向に着目する。

石組遺構は中寺廃寺跡の付近ではC地区のみで確認している遺構である。現在まで中寺廃寺跡付近の山中は詳細な踏査を行っているが、類似する遺構は確認できない。石組遺構の配置上の規則性はないものの、選地に関しては非常に徹底されていることがわかる。

それぞれの石組遺構は平面形が方形を呈する。石組遺構基底石の角度を計測したところ、

- ① 石組遺構 1・2・4・6・10・13…基底石角度N-39°-W～N-61°-W
- ② 石組遺構 7・9・14・16 …基底石角度N-6°-W～N-8°-E

の2グループに分けることができる。これらはそれぞれ、

- ① C地区石組遺構集中部からA地区第1～9テラスへの角度…N-33°-W～N-57°-W
- ② C地区石組遺構集中部からB地区第1～3テラスへの角度…N-2°-E～N-8°-E

にはほぼ合致し、石組遺構はA地区の方向とB地区の方向を向く2グループに分類でき、石組遺構はA・B地区の方向を意識して構築されたと考えられる。中寺廃寺跡A地区は塔跡・仏堂跡が所在する中寺の中心部であり、B地区は仏堂跡・僧坊跡が所在する僧侶の修行と生活の場であることを現在までの調査により確認している。C地区はA・B地区を意識しながら、

別機能を担った地区であると考えられる。

現在までに調査が行われた他の古代山岳寺院遺跡の調査成果によると、静岡県湖西市大知波峠廃寺跡では南東に開けた谷懐の最奥部、熊本県熊本市池辺寺跡においては南東に向く谷懐に建物が立地する。この状況は、中寺廃寺跡A・B・C地区と同様の立地である。また、寺院内の空間構成に着目すると、熊本県熊本市池辺寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡・塔跡・石組遺構・祭祀遺構等、静岡県湖西市大知波峠廃寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡や掘立柱建物跡・池跡・巨石等が確認されており、寺院内において生活空間である僧坊、修行の場である仏堂、祭祀の場である石組遺構・巨石等といったあらゆる機能をもつ施設が谷を挟んで向かい合う状況が認められる。中寺廃寺跡C地区の石組遺構が示すA・B地区への意識は、他の古代山岳寺院同様谷を挟んで機能の違うA・B・C地区が関連しあう地区であったと示すものであると考えられる。

3. 古代・中世の石組遺構との比較

調査成果によると、石組遺構内部・下部より遺構の性格を示す施設・遺物の出土が未確認であった。そこで、古代・中世に属する遺跡において、中寺廃寺跡で確認した石組遺構と類似する構造を持つ遺跡について検討する。

古代の石組遺構については、中寺廃寺跡と同時代の山岳寺院遺跡である熊本県熊本市池辺寺跡において、中寺廃寺跡で確認した石組遺構に類似する遺構が確認されている。熊本県熊本市池辺寺跡は平安時代に創建された古代山岳寺院である。これまでの発掘調査成果により、平安時代の遺物が出土しており、複数の礎石建物跡が確認されている。池辺寺の中で西に位置する百塚地区では、5棟の礎石建物跡群とその背後にある約100基の石組遺構が並んでいる。これらの石組遺構は文字資料により「百塔」であることが確認されている。その石組遺構群の南西隣に、中寺廃寺跡例に類似する石組遺構SS-104・105・106が確認されている。これらの遺構は一辺2.0～2.1mの方形を呈する。石組の外周には約10～80cmの大ぶりの石を並べ、内部には小さめな石が目立つ。側壁部分は現状では1～2段に高さ約30～40cm程度直に積み上げられている。周囲には転落したと思われる石が点在しており、石組遺構は本来さらに高く積みあげられていたと考えられる。石組遺構の四隅の石は直角となるよう整形されており、また外周の石の外側も加工し面調整を行っている。石組遺構周辺からは土師器杯等が出土している。

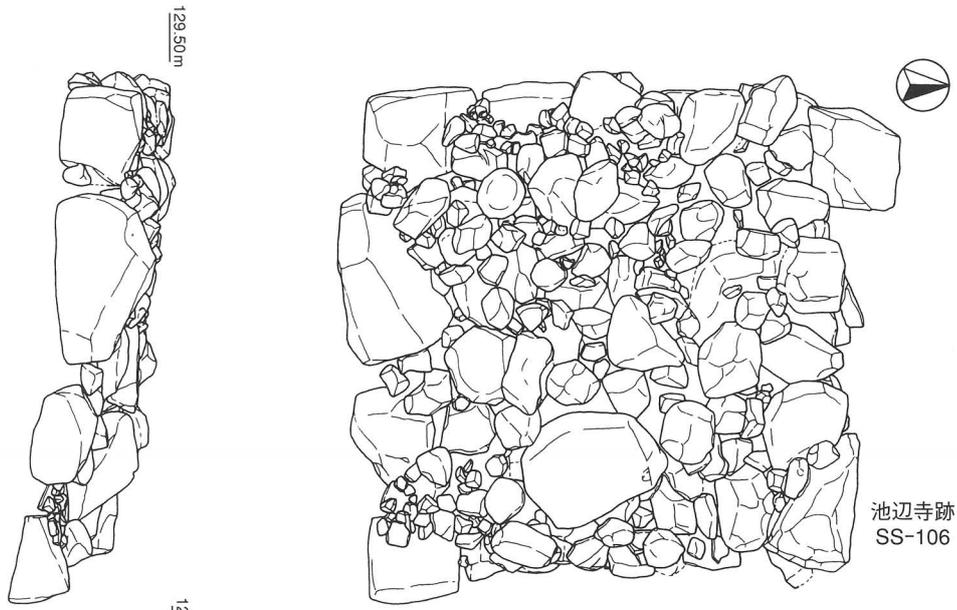
中世の石組遺構としてはその大多数が集石墓である。香川・徳島の集石墓を概観すると、土坑内に石を充填するもの、下部に土坑を有するもの、石組内部に盛土を有するもの等集石墓の構造は様々である。その中で中寺廃寺跡と完全に近い構造を持つ遺構は確認できなかった。ここでは中寺廃寺跡で確認した石組遺構に比較的近い上部構造を持つ、徳島県古城遺跡土坑墓ST1001を提示する。ST1001において確認された石組遺構は約1.3×約1.1mの長方形を呈する。外周には約40～10cmの大ぶりの石を並べ、内部には拳大の石が目立つ。外周の

大ぶりの石の下部に土坑の掘りかたがあるため、土坑に土を充填した後側壁を構築したと考えられる。また、内部の拳大の石の下位には側壁の石と同様な石があり、その下位は土坑埋土となる。

香川・徳島県内の集石墓では内側に石のみを充填する事例は見られず、側壁を直に積み上げる事例も見当たらない。従って中寺廃寺跡の石組遺構は、その構築方法において中世よりも古代の状況に近いと考えられる。

遺跡名	中寺廃寺跡	池辺寺跡	古城遺跡
遺構名	C地区 石組遺構1～16	百塚地区C地点 SS-104・105・106	ST1001
四隅の石	特に加工せず。	石を加工し、角をしっかり作る。	特に加工せず。
基底石	外周を方形に積む。内側には板石を敷き詰めた基底面があるものとないものがある。	外側は方形に積み、外周の面は加工した石によりそろえる。	外周を方形に積む。内側には板石を敷き詰めた基底面があるものとないものがある。
側壁構築方法	基底石上に3～4段程度ほぼ直に積み上げる。	基底石上に直に石を積み上げる。	側石は1石のみ。
内側の石	小さな石のみ。積み方に規則性なし。	大きな石と小さな石が混在する。	盛土を充填した上部を礫で覆う。
平面形	一辺約0.9～1.6m四方の方形を呈する。	一辺約2.0～2.1m四方の方形を呈する。	約1.2×1.5mの長方形を呈する。
立地	東へ降る緩斜面に位置する。	東へ降る緩斜面に位置する。	
方位	周辺地区の寺院建物を意識する。	側辺が方位に合致する。同時代の礎石建物跡に隣接する。	
遺物	性格を示す遺物出土せず。	塔部材、灯明皿	土師器杯、鉄製馬具、人骨
盛土	なし	なし	石組内部に盛土
内部・下部遺構	なし	なし	土坑

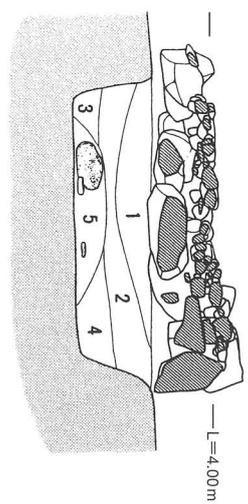
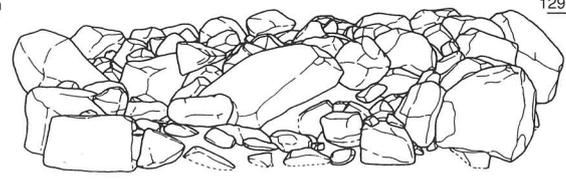
第5表 中寺廃寺跡石組遺構と古代・中世の石組遺構



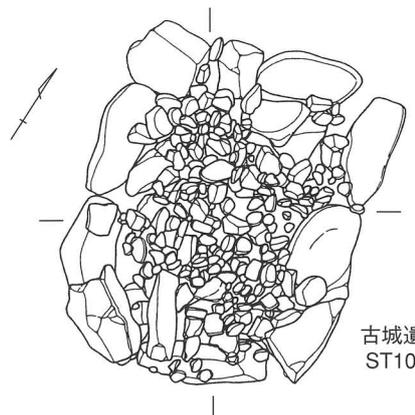
池辺寺跡
SS-106

129.50m

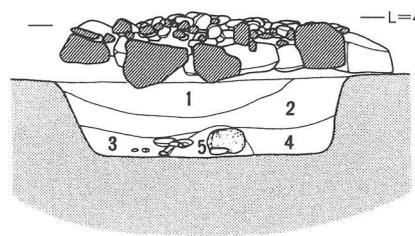
129.50m



L=4.00m



古城遺跡
ST1001



L=4.00m

1. 褐色10YR4/4砂質土 (マンガン粒、炭化物を若干含む)
2. にぶい黄褐色10YR4/3砂質土 (炭化物を若干含む)
3. 黄褐色2.5Y5/4砂質土
4. 黄褐色2.5Y5/4砂質土
5. オリーブ褐色2.5Y4/4砂質土



第40図 古代・中世の石組遺構

4. まとめ

以上、中寺廃寺跡C地区で検出した石組遺構の構造・遺跡内での位置の検討と中世・古代の類例との比較を行った。その結果、

- ① 石組遺構の構造の分析からは、下部に伴う遺構はなく何かの建造物の基礎とも考えにくい。よって、石組遺構単体で意味を成す遺構であると考えられる。
- ② 石組遺構の角度は平安時代に中寺廃寺跡の建物が所在したA・B各地区を向く2グループに分類でき、各地区を意識して構築したものと考えられる。
- ③ 石組遺構の構造を古代・中世の石組遺構と比較した結果、古代の石組遺構で類似する例を確認し、古代の遺構である可能性が高いと考えられる。

以上のことから、C地区で検出した石組遺構は古代山岳寺院中寺廃寺跡の一部を成す古代の遺構であると考えられる。石組遺構の性格としては、池辺寺跡で確認されたような塔跡が造塔供養として構築された可能性が考えられる。また、石組遺構の基盤層中から10世紀代の須恵器が出土していることも石組遺構は古代の遺構であることを裏付ける。

(2) 石組遺構に関する検討 その2

1. はじめに

平成18年度、中寺廃寺跡C地区の発掘調査で、人頭大と拳大の和泉砂岩角礫で構築された石組遺構を合計16基検出した。これらの石組遺構は、笹の多尾から北北西に延びる尾根から左右にいくつもの尾根が派生する中で、標高740mあたりから北西方向と東方向に分岐して延びる二つの尾根に挟まれた最奥部（馬蹄形を呈した部分の最奥部）に位置する。石組遺構の位置するこの最奥部を、周辺の地形も含めて詳細に見ると、北側と南側に前述した尾根があり、その間のほぼ中央部に北西方向に低い尾根が延びる。最奥部はそれによって二分され、両側は緩やかな傾斜の谷状を呈した地形となる。石組遺構は尾根からの傾斜角度が約24°とやや急な傾斜地と南側谷部の傾斜角度が約10°の緩やかな傾斜地、部分的には平坦地と認められる部分で検出している。

検出した石組遺構は16基であるが、発掘調査を実施し、詳細が判明したのはその内3基で、緩傾斜地に位置するものである。これら3基の石組遺構は発掘調査の結果、詳細な構築位置、構築方法、規模（高さは不明）は判明したものの構築時期については共伴する遺物が少量であったため、時期の確定には至っていない。

これらの石組遺構は平面形態が方形を呈し、規模は基底部の一辺が1.0～1.6mを測り、概ね1.0m程度のもので1.6m程度のものとの大小に分けられる。構造は四方向の側面（側壁）に、人頭大（20～30cm）程度の和泉砂岩角礫を小口積みするが、面調整を行っていないため、外側はやや凸凹のある面となっている。人頭大の角礫で周囲（側壁）を造った後に、内部に拳大（7～15cm）程度の和泉砂岩角礫を充填している。側面の構築はほぼ垂直に人頭大の角礫を積み上げているが、積み上げ時の休止面等の規則性もなく、乱雑に積み上げている

ことが解る（詳細は第5章参照）。現存では3段程度積み上げていることが確認できるが、周囲に転落した転石を全て使用したとしても、おそらくこの石組遺構の構築高はさほど高くなく、推定50～60cm程度と考えられる。また、石組遺構に使用されている和泉砂岩角礫は、基盤層に多量に含まれており、周囲から容易に入手可能である。

石組遺構及び周辺から出土した遺物は少量で、石組遺構を構築する基盤層（第28図I～I'間2層）から、9～10世紀頃と考えられる須恵器壺片と土師器椀片が、石組遺構の内部から近世～近代にかけての染付磁器が出土している。石組遺構は和泉砂岩角礫のみで構築しているために、包含層がなく、出土遺物から時期決定するには難しい。また、内部の角礫には隙間があり、後世の遺物の転落も考えられ、近世～近代にかけての遺物が出土していることから、その時期に構築されたものとするには注意を要する。

当初、この石組遺構はA・B地区で検出した塔跡、仏堂跡、僧坊跡等と同時期のものと考え、墓・石塔の可能性も考慮し、発掘調査を実施した。しかし発掘調査の結果、石組内部に骨蔵器、あるいは骨片、赤変した礫等も出土していないことや石塔に関する石造物も出土していないことから墓・石塔の可能性も低い結果となった。

そこで、再度C地区で検出した石組遺構を詳細に検討すると下記の疑問点が考えられる。

- ① 前述した地形の中で、南西側の緩やかな谷部を中心に（南西側の谷部のみに）石組遺構が立地していること。
- ② 平面的及び垂直的な分布でも、纏まりもなく分布していること。
- ③ 石組遺構の基底部一辺の方位が一定していないこと。
- ④ 傾斜面に構築するのであれば、その一辺は等高線に平行に構築するものと考えられるが、等高線に斜交するものもあり、等高線に規制されていないこと。
- ⑤ 石組遺構の側面は人頭大の和泉砂岩角礫で、3～4段、垂直に小口積みされているが、かなり隙間もあり、雑であること。仮にこの構築物が基壇状のものであれば、上部には重量の軽いものが、設置されていたこととなる。
- ⑥ 内部の拳大角礫も規則性なく、乱雑に充填していること。
- ⑦ 石組遺構内部及び周辺から近世～近代の染付磁器が出土していること。

以上のことから、ここでは古代の中寺廃寺跡とは関係のないものとして、異なる視点でその性格を考察することとした。

2. 石組遺構の性格についての一つの仮説

ここでは神聖な土地である山に入り、木材の伐採や火を使用する木炭生産等の山に係る作業を生業とする人々が、山の神の怒りを鎮めるために「山の神」を祀る。石組遺構はその「山の神」を祀る祠を安置する基壇ではないかという想定のもとに検討したい。

旧琴南町は、自然林が多く、木炭の原木が豊富であるという立地条件と山間僻地で他の産業があまり盛んでなかったことから山間部でできる作業、特に木炭生産が主要な産業であった。明治になって木炭生産が盛んになり、戦後の最盛期（1950頃）には香川県の全消費量45万俵の三分の一に当たる15万俵を生産していた。

中寺廃寺跡A～D地区は、まんのう町（旧琴南町）大字造田字中寺に位置する。ここは天川神社から南方向に流路を取る杵野川に添ってある谷筋の奥になる。この谷筋のほぼ中程に杵野集落があり、これより奥が本谷と呼ばれ、この本谷からいくつもの谷筋が左右に延びる。ちょうど中寺廃寺跡があるA～D地区は、この本谷の西側に位置し、手前に松地（まつじ）谷、奥には中寺谷があり、ちょうど中寺谷の最奥部に中寺廃寺跡の中心部分であるA地区は位置している。

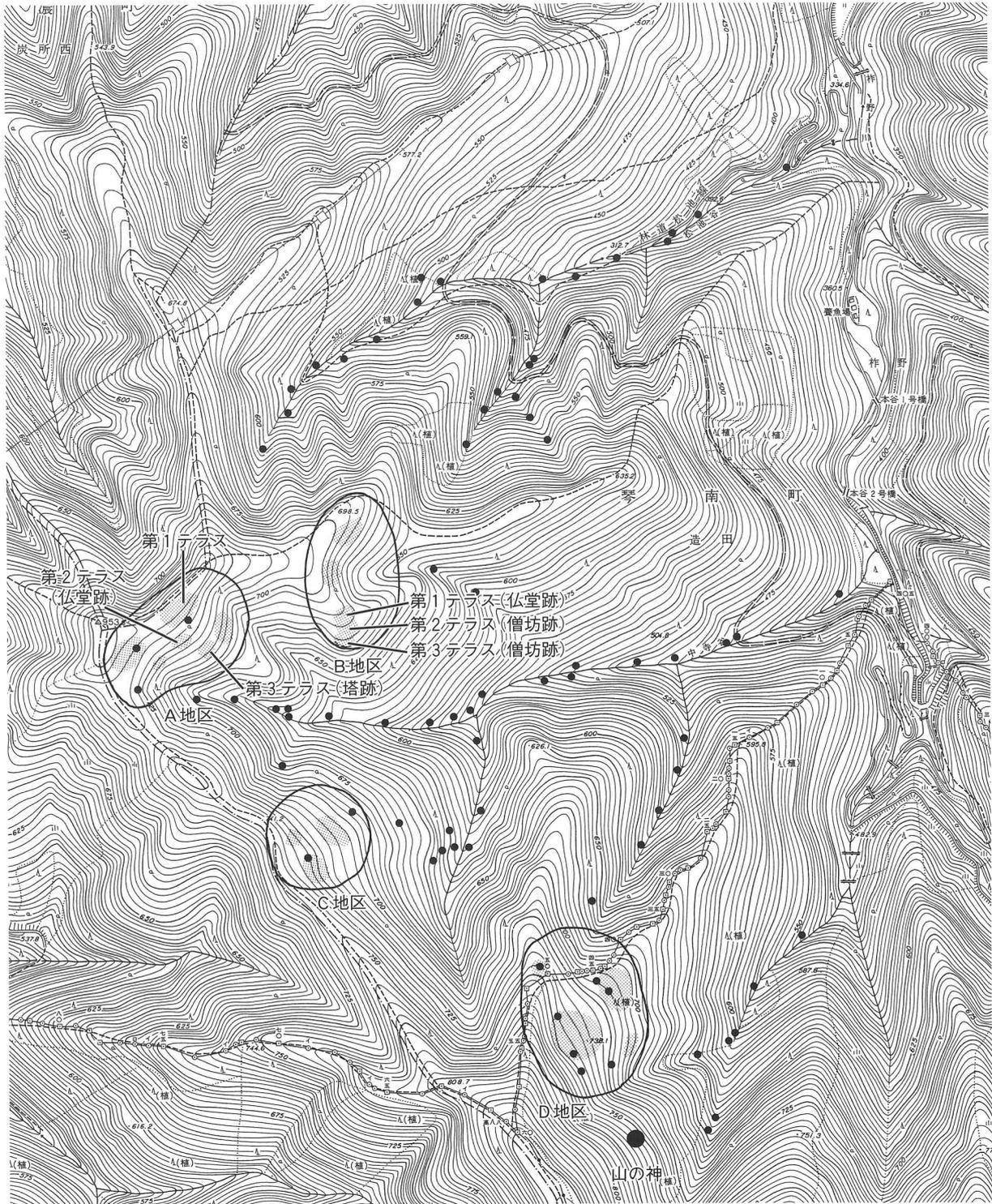
この杵野集落の「杵野（くにぎの）」は、この地域に「くにぎ」という木がたくさん生えていたので「くにぎの」になったと考えられる。「くにぎ」は落葉広葉樹のブナ科コナラ属の「クヌギ」で、おそらく杵野集落周辺から大川山にかけての山間部は、「クヌギ」を主とした落葉広葉樹林の森であったと思われる。ブナ科のコナラ属（クヌギ、コナラ、アベマキ、ウバメガシ）は木炭生産の燃料林としてとして利用される樹種で、これらは萌芽林であること、収穫までの期間が20年前後とかなり短いこと、落ち葉が肥料として利用できること等の特徴がある。したがって「クヌギ」を主とした森林は、木炭生産にとって格好の場所だったと考えられる。

この中寺廃寺跡周辺を中心に踏査した結果、中寺谷等の谷筋を中心としてかなりの数の炭窯があることを確認した。この中寺谷は主谷の最奥部が中寺廃寺跡A地区になり、途中から南に延びる枝谷がC地区の南東部に延びることから、C地区は中寺谷の主谷と南に延びる枝谷に挟まれた尾根上の平坦地に位置していることになる。

これらの谷部で、現在確認している炭窯は75基で、表面観察では周囲に石を築くものと土盛との2種類が確認できる。この谷部にある炭窯跡の分布を見ると、ちょうどC地区を挟む谷筋に、炭窯跡の密集度が高いことが解る。このことからC地区で検出した石組遺構が炭窯跡となんらかの関係があると考えても不自然ではない。

次に「山の神」との関係であるが、炭焼きは山に入り、木を伐採し、草を刈り、火を焚く。この炭焼きをする際に山を守り、山を司る神である「山の神」の許しを得てその守護を祈念し、神を祀った。これが山の神信仰で、琴南町誌によると琴南には山の神を祀っているところが特に多いのは、山村で山に入り、木を伐採し、炭を焼くのを職業にしていたからとある。

旧琴南町内の「山の神」は琴南地区の文化財保護協会の悉皆調査によると現時点で28箇



第41図 中寺廃寺跡周辺の炭焼窯分布図

所確認されている。そのほとんどは各小集落に一箇所あり、それぞれの集落ごとの「山の神」の位置付けが可能と考えられる。現在ではこの山の神を祀る祠を設置する基壇も、切石を使用し整然と構築している。しかし、柁木集落の標高約700m付近にある山の神（写真1）は、一辺約1m、高さ0.5mの基壇上に木製の祠を安置している。



写真1 柁木山の神

この基壇を見るとやや雑ではあるが、ほぼ垂直に構築されており、C地区で検出した石組遺構と類似する。標高もC地区で検出した石組遺構の標高とほぼ同じで、周辺で炭窯も確認している。また、本谷の奥、中寺廃寺跡D地区の南の尾根上に「山の神」を祀った祠を確認した（写真2）。この「山の神」は明らかに集落に付随するものではなく、文化財保護協会の天川神社宮司からの聞き取りでも、山での生業に伴うものとのことである。この「山の神」は石製で、主となる幹周りが約7mの榎（ハルニレ）の巨木が6本の幹に分かれた股の部分に安置されている。正面下部に「世話人名」、右側面に「明治29年」、左側面に「三月吉日」が刻印されている。この山の神は、昭和30年代までお祭りをしていたことを確認している。



写真2 D地区近くの山の神

このように「山の神」の基壇が現在でも確認できるが、内部まで詳細に解るものは確認していない。しかし、その構築を見ると平面形態は方形で、人頭大の和泉砂岩角礫を使用し、雑に構築しているという共通性は認められる。



写真3 炭窯

また一方、周囲に石組を伴う炭窯を見ても、築かれた石組（写真3）の隅部分は、しっかりと築かれているが、それ以外は外側に面を持つものの雑に構築されていることが解る。

このようにC地区で検出した石組遺構を「山の神」を祀る祠の基壇と考えた時、

- ① D地区南の尾根上で確認した「山の神」が集落から隔絶し、炭焼き（山の生業）に伴うものであること。
- ② 上記の「山の神」が炭窯の分布域の本谷を中心する部分で、最高所の標高約700mあたりに位置していること。これは中寺谷を中心とするC地区周辺の炭窯の最高所、標高約700mに立地すること同じ。
- ③ 旧琴南町内で確認した「山の神」を祀る基壇の構築が、人頭大の和泉砂岩角礫を使用し、雑に造られ、C地区で検出した石組遺構の側壁の構築に類似すること。

- ④ 石組み遺構の側壁の構築が、近世～近代にかけての炭窯の側壁石組と類似していること。
- ⑤ 石組遺構内から炭窯による木炭生産の時期、近世後半から近代にかけての遺物が出土していること。

等から、C地区で検出した石組遺構を炭焼きに伴う山神信仰と関連付け、その祠を安置する基壇とした。また、石組遺構内から出土した近世～近代遺物も、この周辺で木炭生産が盛行する時期に合致する。

昭和30年代以前の日本では、食や住を支えるエネルギーの供給源の多くは薪炭で、昭和30年代以降、燃料としてプロパンガス等の安い科学燃料が普及したために、木炭生産は衰退する時期に、中寺廃寺跡周辺の木炭生産も終焉を迎え、山の神の祠も朽ち果て、あるいは持ち去られ、基壇のみが残ったものと考えられる。

3. まとめ

以上中寺廃寺跡C地区で検出した石組遺構を、炭焼きに伴う「山の神」信仰の祠を安置する基壇と考えたが、推測の域を出ていない。また、昭和初期まで炭焼きを生業とした集落での聞き取りからも、炭窯に近接して、高所に「山の神」を祀った事例も、天川神社宮司以外に話を聞くまでには至らなかった。しかし、D地区南の尾根上で確認した「山の神」は基壇を伴わず、祠も石製であるが、明らかに山の生業に伴う「山の神」であることを確認したことは、C地区で検出した石組遺構の性格を考えるのに有効なものと考えられる。

しかし、当初の①～⑦の疑問点の内①・④についてとC地区で検出した石組遺構も約50mの範囲内に16基と複数あること等の疑問点は依然として解消されないまま残っている。

C地区で検出した石組遺構がいつの時期に構築されたかは不明であるが、人為的な構築物であることには間違いない。「山の神」の祠を安置する基壇という仮説は、標高約700mの地に造られた石組遺構の性格を考える参考になればと思っている。

(3) 石組遺構の時代・性格について

以上、検討(1)(2)においてあらゆる視点から検討を加えた結果、石組遺構について中寺廃寺跡の一部を成した古代の遺構とすることに妥当性があると考えられる。C地区の石組遺構が古代山岳寺院中寺廃寺跡の一部とすると、中寺廃寺跡は同時代に建物が展開したA地区(仏堂・塔を有する中心部)、B地区(仏堂・僧坊を有する修行と生活の場)、C地区(石組遺構を有する祭祀的な地区)といった別機能を担う地区が谷を挟んで対峙する状況が確認できる。他県の古代山岳寺院の事例を見ると、熊本県熊本市池辺寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡・塔跡・石組遺構・祭祀遺構等、静岡県湖西市大知波峠廃寺跡では仏堂跡・僧坊跡と考えられる礎石建物跡や掘立柱建物跡・池跡・巨石等が確認されている。そのため、寺院内において生活空間である僧坊、修行の場である仏堂、祭祀のである石組遺構・

巨石等といったあらゆる機能をもつ施設が谷を挟んで向かい合う状況は古代山岳寺院の特徴であることが確認できる。従って、中寺廃寺跡は古代山岳寺院の特徴を良好に示す重要な遺跡といえる。

第4節 中寺廃寺跡出土多口瓶について

中寺廃寺跡から出土した多口瓶はB地区第1テラスより1個体、B地区第2テラスより1個体出土している。B地区第2テラス出土多口瓶は埋納された状態で出土しているものの全体が完存せず、元々寺院において仏具として使用されていた多口瓶が破損した際に地鎮・鎮壇具として再利用されたと考えられる。その場合中寺廃寺跡には、西播磨産の多口瓶を1対所有していたと想定される。多口瓶の用途には諸説あるが、華瓶として使用されていた場合、仏像の両脇に対を成して置かれた可能性が考えられる。また、原産地では出土が確認されていない多口瓶を有することから、中寺ないし、その造営に関わった組織が西播磨の窯へ特別に注文していたと考えられる。

中国・四国地方より出土した多口瓶としては兵庫県播磨国分寺より1点、鳥取県大御堂廃寺より1点、香川県高松市千間堂跡より4点、香川県丸亀市法勲寺跡より1点、中寺廃寺跡より2点確認されている。また、岡山県真庭市下市瀬遺跡からは口が大小併せて16個付いた多口瓶が確認されている。

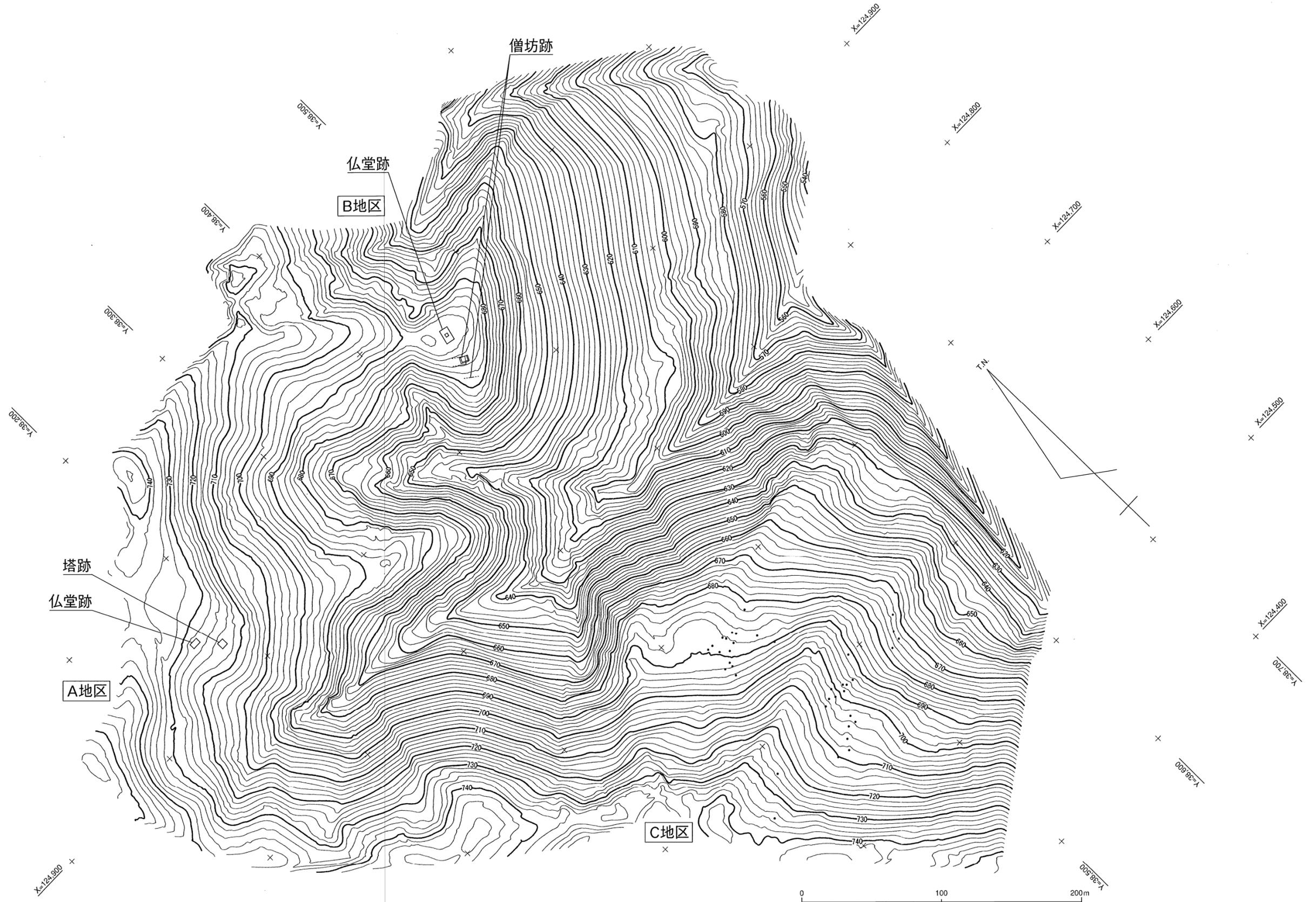
県内からは屋島千軒堂より県内の窯址で製造された多口瓶が出土しているが、中寺廃寺跡においては遠方の西播磨の窯へ特注した多口瓶が出土している。今後、周辺の出土事例や各地の須恵器窯の供給範囲についての検討が必要と考えられる。

参考文献

- 安藤文良1987 「古瓦」『香川県史 13 資料編 考古』香川県
- 伊沢肇一他1980『尾ノ背廃寺跡発掘調査概要（I）』仲南町教育委員会
- 上原真人他2002『佛教藝術265 特集山岳寺院の考古学的調査西日本編』佛教藝術学会
- 後藤健一他1997『湖西市文化財調査報告 第37集 大知波峠廃寺跡』湖西市教育委員会
- 進藤政量1799 「讃岐廻遊記」（1943『香川叢書』第3巻所収）
- 杉本良2003 『北上市埋蔵文化財調査報告 第55集 国見山廃寺跡』北上市埋蔵文化財センター
- 田仲満雄1974 「下市瀬遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 3』
- 富島義幸2005 「九体阿弥陀堂と常行堂－尊勝寺阿弥陀堂の復元と位置づけをめぐる－」
『佛教藝術 283』毎日新聞社
- 松本和彦他2004『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第48冊 大山遺跡
中谷遺跡 楠谷遺跡』（財）香川県埋蔵文化財調査センター他
- 森内秀造1995 『兵庫県文化財調査報告 第139冊 山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告
相生市・緑ヶ丘窯址群Ⅱ』兵庫県教育委員会
- 森下英治1996 「法勲寺」『香川県埋蔵文化財調査年報 平成7年度』香川県教育委員会
- 山岸常人2000 『中世寺院社会と仏堂』塙書房
- 山元敏裕2003 『史跡名勝天然記念物屋島基礎調査事業調査報告書Ⅰ 史跡名勝天然記念物
屋島』高松市教育委員会
- 山本信夫2000 「陶磁器分類」『大宰府条坊跡XV』太宰府市教育委員会
- 渡部明夫2006 「高松市中山廃寺について～香川における初期山岳寺院とその仏堂～」
『香川県埋蔵文化財センター研究紀要Ⅱ』香川県埋蔵文化財センター
- 1973『重要文化財 12 建造物Ⅰ』文部省文化庁
- 1976『綾歌町史』綾歌町
- 1976『仏教考古学講座 第1巻』雄山閣
- 1986『琴南町誌』琴南町
- 1988『香川県史第1巻 通史編 原始・古代』香川県
- 1991『炭所西生産森林組合史』炭所西生産森林組合
- 1994『徳島県埋蔵文化財センター調査報告書 第8集 四国縦貫道建設に伴う埋蔵文化財発掘
調査8 古城遺跡』徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター・日本道路
公団
- 1995『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会
- 1996『池辺寺跡Ⅰ（百塚遺跡C地点・堂床遺跡発掘調査報告書）』熊本市教育委員会
- 1997『湖西市文化財調査報告第37集 大知波峠廃寺跡確認調査報告書』湖西市教育委員会
- 1999『池辺寺跡Ⅱ（平成8・9年度発掘調査報告書）』熊本市教育委員会
- 2000『第3回摂河泉古代寺院研究会フォーラム 山岳寺院の考古学』摂河泉古代寺院研究会

- 2001『史跡大御堂廃寺跡発掘調査報告書』倉吉市教育委員会
- 2001『池辺寺跡Ⅲ（平成10・11年度発掘調査報告書）』熊本市教育委員会
- 2002『池辺寺跡Ⅳ（平成12年度発掘調査報告書）』熊本市教育委員会
- 2002『古代寺院から見た播磨 第3回播磨考古学研究集会資料集』第3回播磨考古学研究集会
実行委員会
- 2003『香川県中世城館跡詳細分布調査報告』香川県教育委員会
- 2003『池辺寺跡Ⅴ（平成13年度発掘調査報告書）』熊本市教育委員会
- 2004『中世墓資料集成－四国編－』中世墓資料集成研究会
- 2005『琴南町内遺跡発掘調査報告書第1集 中寺廃寺跡 平成16年度』琴南町教育委員会
- 2006『琴南町内遺跡発掘調査報告書第2集 中寺廃寺跡 平成17年度』琴南町教育委員会
- 2007『まんのう町内遺跡発掘調査報告書第2集 中寺廃寺跡 平成18年度』まんのう町教育
委員会

- … 建物跡
- … 石組遺構



第42図 中寺廃寺跡全体図

第9章 考察

中寺廃寺跡の史的意義

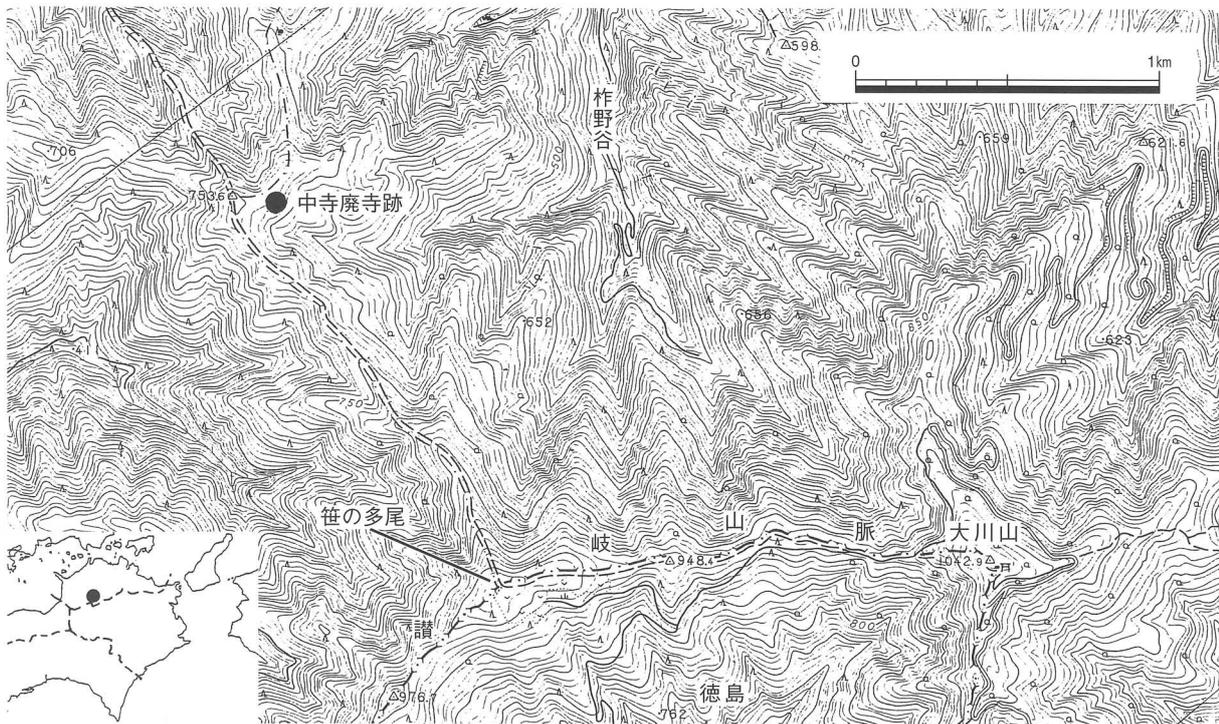
京都大学大学院文学研究科・教授

上原 真人

第1節 はじめに

国境の山林寺院としての中寺廃寺 中寺廃寺跡は、讃岐国（香川県）と阿波国（徳島県）とを隔てる讃岐山脈第2の主峰である大川山（標高1,043m）の西北西約2.5km、香川県仲多度郡まんのう町の標高600～700mの山間部に立地する（第43図）。大川山頂やその登山道からは、弘法大師が築いた日本最大の灌漑用溜池＝満濃池をはじめとする溜池群が潤す讃岐平野西半部を眼下に一望でき、土器川・明神川をさかのぼり、讃岐山脈の分水嶺となる三頭峠まで登り詰めると、切立つように急峻な眼下に、東に向けて滔々と流れる吉野川を臨み、対岸には、剣山などを擁する四国山地の山並が続く。中寺廃寺は、まさに讃岐・阿波国境近くの讃岐国側に立地している。

現在は、徳島県美馬町から三頭トンネルを経由して、瞬く間に、まんのう町に到着できる。名物となった讃岐うどんを賞味するために、明石大橋・鳴戸大橋・徳島自動車道を通って、大阪方面から琴南地区に足を伸ばす観光客も少なくない。こうした国境越えは、交通が至便となった近年の現象ではない。かつての三頭峠は、阿波方面からの金比羅参りの人々や、畑作地域の徳島県三好・美馬地域で飼育した役牛を、香川平野の水田地帯に貸し出す「借耕牛（かりこうし）」が

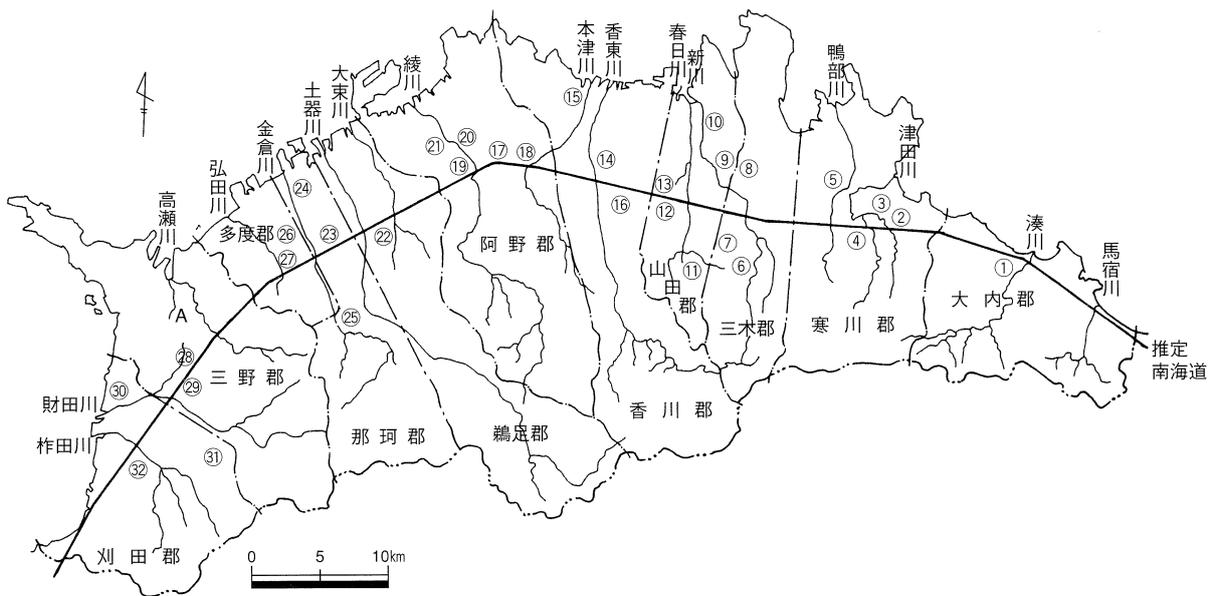


第43図 中寺廃寺跡の位置 [まんのう町教委2007]

往還する峠道であった。つまり、地理的には香川県の中央最奥に位置するまんのう町は、古くから阿波と讃岐を結ぶ交通の要衝であった〔琴南町誌編纂委員会1986〕。中寺廃寺の存在も、こうした地理的・歴史的環境を抜きにして語ることはできない。

讃岐国の古代寺院としての中寺廃寺 もう一つ、中寺廃寺跡を語る上で見逃すことができないのは、西日本諸国のなかで、古代寺院数において讃岐国が卓越している事実である。日本全国の飛鳥白鳳寺院に関わる報告書等の文献を集成した『飛鳥白鳳寺院関係文献目録』（奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター『埋蔵文化財ニュース』40号、1983年3月刊）は、香川県（讃岐国）の飛鳥白鳳寺院として27遺跡を計上している。これを徳島県（阿波国）の5遺跡（瓦窯1を含む）、愛媛県（伊予国）の12遺跡、高知県（土佐国）の3遺跡（瓦窯1を含む）と比較すれば、四国4県の中でも讃岐国がいかに突出しているかがわかる。さらに、和歌山県（紀伊国）の20遺跡（瓦窯3を含む）、淡路国の3遺跡（瓦窯2を含む）を考慮した南海道全体の中でも、讃岐国が飛び抜けた存在であることは明らかである。

同書によると、近畿地方を除外すれば、香川県に匹敵する飛鳥白鳳寺院数を誇る西日本の県としては、岡山県の42遺跡、福岡県の27遺跡があるだけで、古代では岡山県が備前・備中・美作の三国、福岡県が筑前・筑後・豊前の三国からなることを考えれば、やはり讃岐国の27遺跡は西日本において特別な存在と評価できるだろう。その後、高松市が行なった香川県下出土の7～10世紀の瓦（一部に11～12世紀の瓦も混在する）の特別展においては、32ヶ所の古代寺院跡



第44図 古代讃岐国寺院分布図〔高松市歴史資料館1996〕

- | | | | | | | |
|----------|----------|-----------|------------|----------|----------|----------|
| 1. 白鳥廃寺 | 2. 下り松廃寺 | 3. 石井廃寺 | 4. 極楽寺跡 | 5. 願興寺 | 6. 上高岡廃寺 | 7. 長楽寺 |
| 8. 始覚寺 | 9. 宝寿寺跡 | 10. 山下廃寺 | 11. 下司廃寺 | 12. 高野廃寺 | 13. 拝師廃寺 | 14. 坂田廃寺 |
| 15. 勝賀廃寺 | 16. 百相廃寺 | 17. 讃岐国分寺 | 18. 讃岐国分尼寺 | 19. 開法寺跡 | 20. 鴨廃寺 | |
| 21. 醍醐寺跡 | 22. 法勲寺 | 23. 宝幢寺跡 | 24. 田村廃寺 | 25. 弘安寺跡 | 26. 仲村廃寺 | 27. 善通寺 |
| 28. 道音寺 | 29. 妙音寺 | 30. 高屋廃寺 | 31. 大興寺跡 | 32. 紀伊廃寺 | A. 宗吉窯跡 | |

(第44図) 出土瓦を集成した図録を作成しており [高松市歴史資料館1996]、飛鳥白鳳に続く奈良平安時代にも、讃岐国において古代寺院が多数存在したことがわかる。ただし、これらの讃岐国古代寺院は、おもに出土瓦を根拠にカウントしたもので、瓦が出土しない中寺廃寺跡はその枠外にある。近年、高松市が調査した屋島寺前身寺院と言われる千間堂跡では、瓦が少量出土している [高松市教委2003] が、やはりカウント対象外である。いずれにしても、古代讃岐国には、常に30ヶ寺前後の寺院が存在したことが、考古学的に確認できるのである。

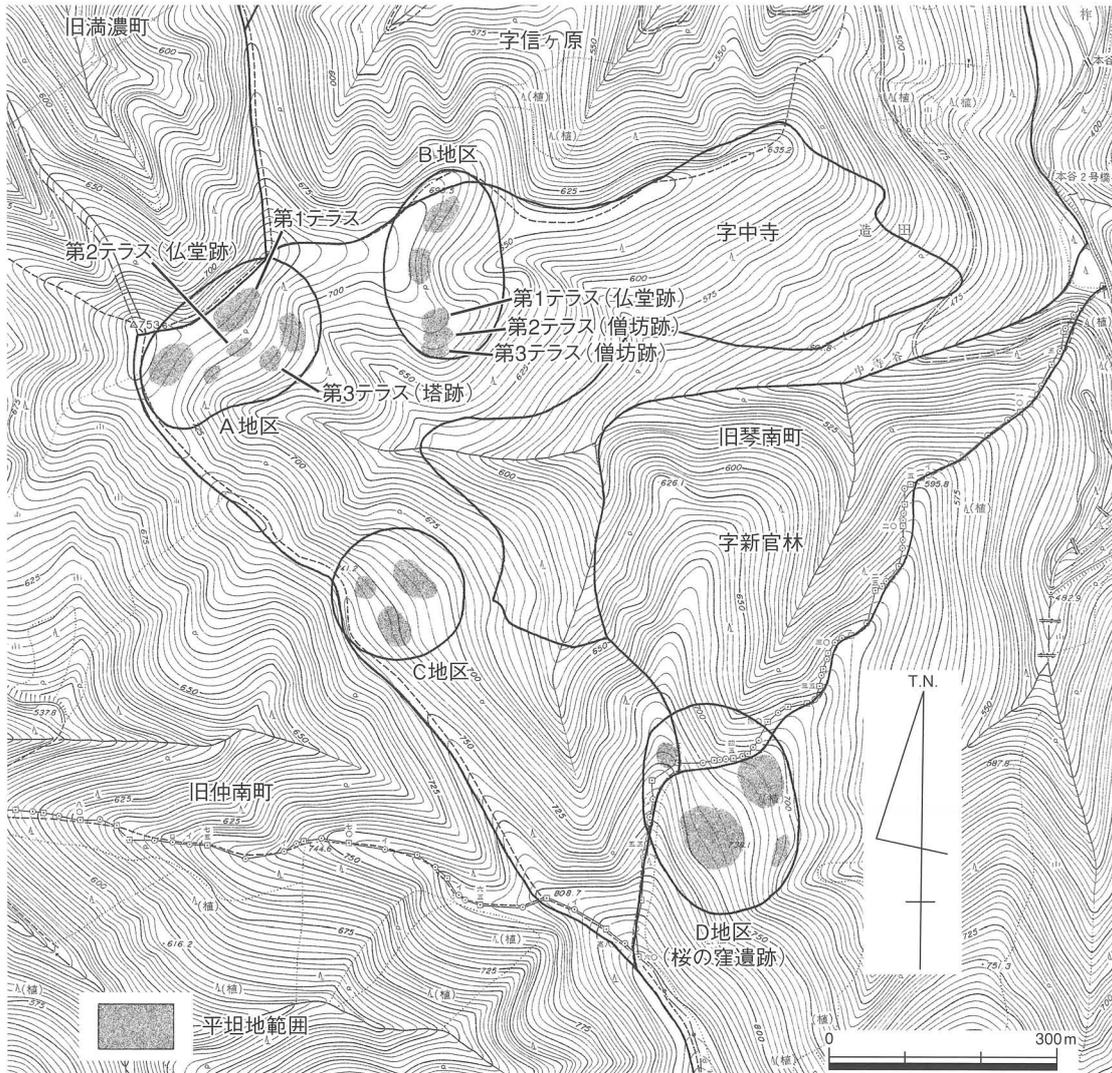
仁和2年(886)に讃岐国守に着任した菅原道真は、4月7日、初めて管内を巡視する。讃岐国府の少し北に蓮池があり、その東に住まう長老が「この蓮は元慶(877-84年)以来葉ばかりで花が咲かなかつたが、仁和の世になると、花も葉も元気になった」と告げた。ちょうど夏の終わりで、蓮の花は真っ盛りだった。道真は同僚に、池の蓮花を採取して「部内二十八寺」に分捨するように提案すると、皆は喜んで香油なども加えて「東西供養」したという [『菅家文草』巻4、262]。つまり、9世後半の讃岐国には、28もの寺院が活動していたことになる。上記の考古学的事実は、この道真の証言を裏づける。

讃岐国衙と中寺廃寺 菅原道真が、讃岐国の寺院数を知っていたのは、古代寺院が基本的に各国の国守の管轄下にあったからである。もちろん、古代の地方寺院には、国家予算で造営し維持管理した国分寺・国分尼寺や、法会などに要する経費の一部を国家が負担する定額寺以外に、地方の有力豪族などが造営した私寺も存在する。しかし、たとえ私寺に所属する僧尼でも、讃岐国内で国家規模の法会を実施する場合には、動員を余儀なくされたはずである。私度僧を除くすべての僧尼は、国家が直接管理した東大寺、下野薬師寺、筑前観世音寺に設けた三つの戒壇で受戒した官僧であり、国家公務員であった [松尾1998]。その動向や、彼らが居住する寺院の実態を、国守が把握するのは当然だったのである。

菅原道真がカウントした28ヶ寺のなかに、中寺廃寺が含まれているかどうかは、年代的に微妙なところである。しかし、中寺廃寺が、寺院数において卓越した讃岐国の仏教前史を踏まえて造営されたことは否定できない。また、その造営や維持管理に、讃岐国府が何らかの形で関与したことは、出土遺物などから論定できる(第4節参照)。発掘調査の報告や考察に際しては、歴史的環境として、比較的近傍に分布する他の遺跡について言及するのが定石であるが、ここでは上記の理由で、近くにある先史・原史の遺跡よりも、同時代の古代寺院や遺跡に注意を払う。以下、中寺廃寺の発掘成果を再確認した上で、香川県以外の各地における同時代山林寺院の動向と比較して、中寺廃寺が提起する問題について検討する。

第2節 中寺廃寺跡発掘成果の概要

遺構の概況 古代山林寺院遺跡である中寺廃寺跡は、まんのう町の中でも、旧琴南町が旧満濃町・旧仲南町と接する山の稜線の、旧琴南町側に分布する4つの平場群の総称である(第45図)。すなわち、東南東に開けた谷を囲んだ西のA地区、北のB地区、南のC地区と、その南東にあっ

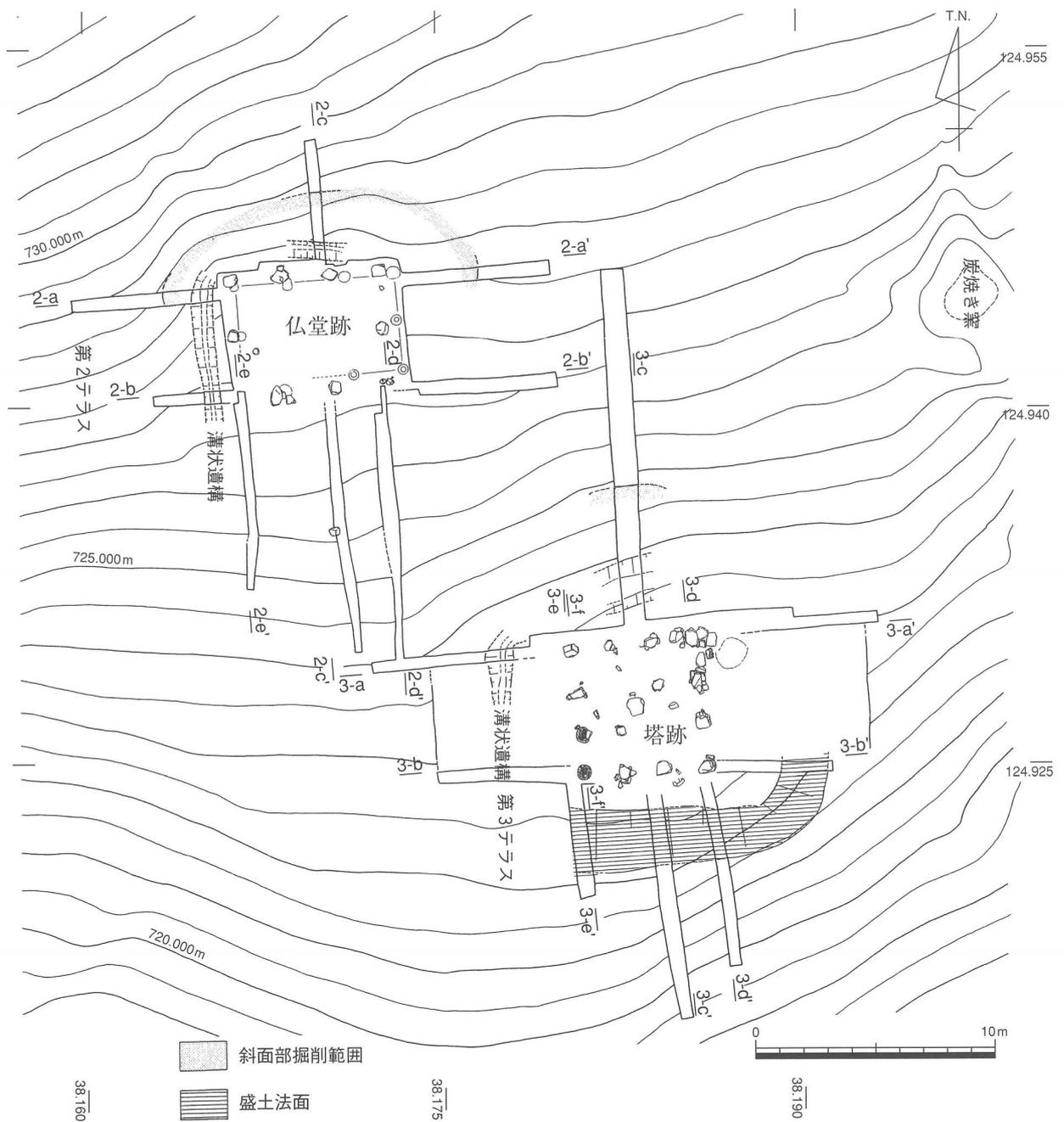


第45図 中寺廃寺跡地形実測図と平場の分布 [まんのう町教委2007]

て尾根筋を隔てたD地区を合わせた4つの平場群である。

谷奥のA地区、北のB地区、南のC地区には、それぞれ数カ所の平場が確認できる。また、C地区では37基の方形石組遺構が確認されている。これら3地区は、谷を三方から囲み、地形的にもまとまっている。さらに、発掘調査の結果、これら3地区の遺構は、平安時代の中に納まり、年代的にも同時代と考えてよい。遺構の分布範囲は、東西400m、南北600mにおよぶ。現在は樹木などが生い茂り、見通しが悪いが、これら3地区は谷を隔ててお互いを見通すことが可能で、一連の施設と考えてよいと思われる。

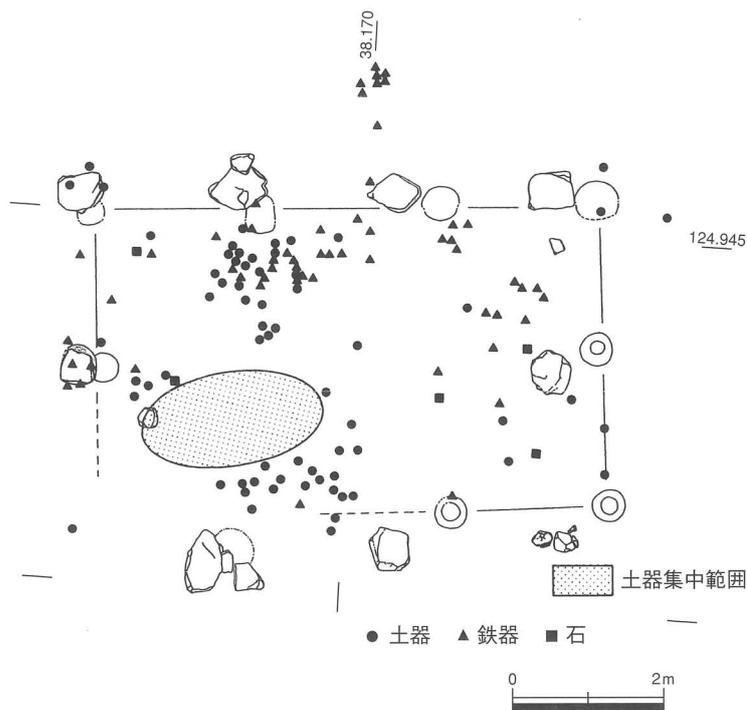
これに対して、「桜の窟遺跡」とも呼ぶD地区は、A～C地区とは数百メートル離れており、地形的に隔絶するだけでなく、かつての分布調査では、中・近世の遺物を多数採集している [琴南町教委1988]。すなわち、D地区は、発掘調査の結果、平安時代のなかで盛衰したことが判明したA～C地区とは、歴史的 성격が異なる。以下、D地区を除いたA～C地区を中寺廃寺と呼んで、その性格を考える。



第46図 中寺廃寺A地区の遺構配置図 [琴南町教委2005]

中寺廃寺に関しては、何度かの分布調査成果をふまえて、1984・2004・2005年度に琴南町教育委員会が [琴南町教委1988・2005・2006]、2006年度にまんのう町教育委員会 [まんのう町教委2007] が発掘調査を実施している。以下、これらの分布調査・発掘調査の報告書およびそれを総括した本書にもとづいて、中寺廃寺跡の概要を示し、A～Cの各地区の性格を検討する。

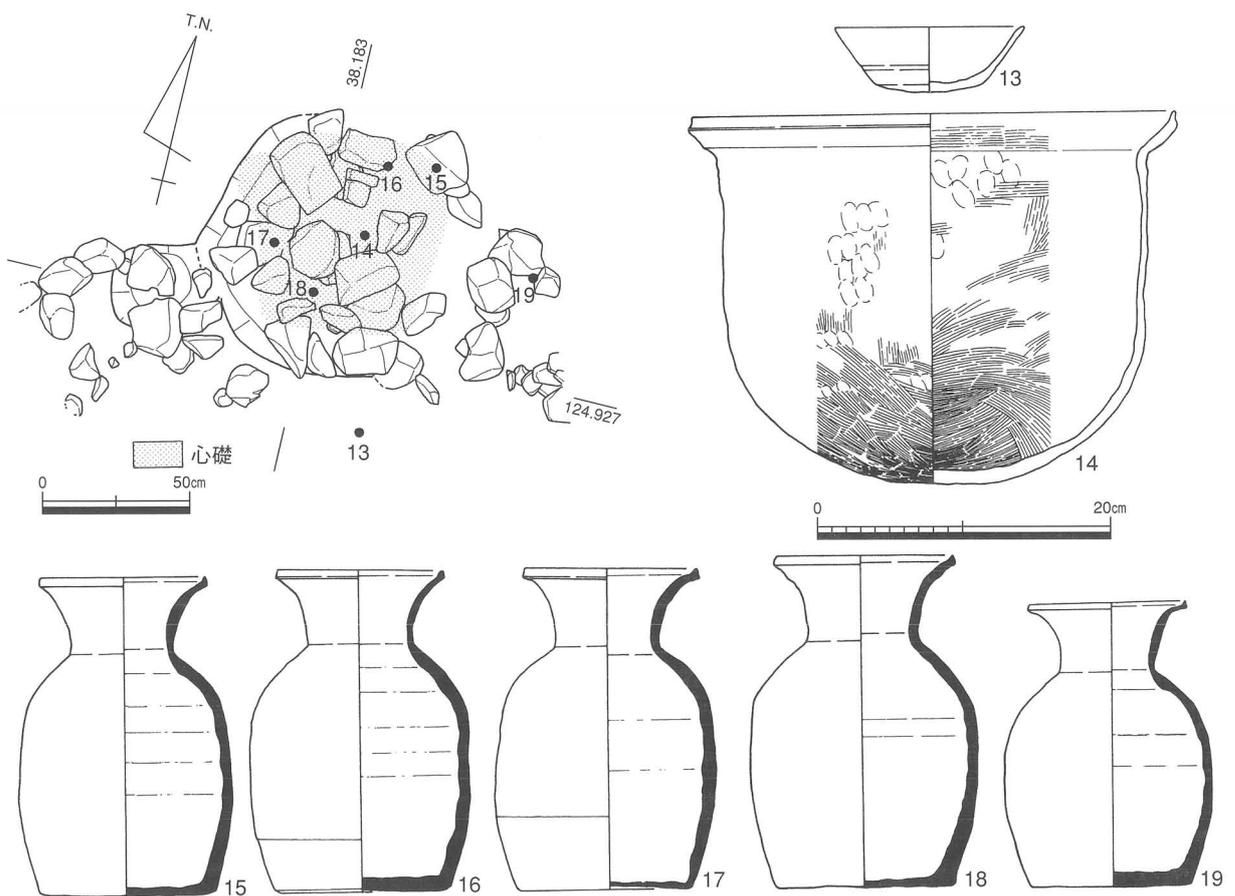
A地区の遺構 A地区の発掘調査 [琴南町教委1988・2005] では、上下2段の平場において、3間×2間の仏堂跡1棟と、3間×3間の塔跡1棟を確認した (第46図)。上段 (第2テラス、標高727m) にある仏堂跡は、桁行6.7m、梁間4.0mの東西棟で、同じ位置で掘立柱建物から礎



第47図 中寺廃寺A地区第2テラスの遺物出土状況
[琴南町教委2005]

石建物に建て替えている。比較的緩やかな傾斜地を切土し、堂の背後（北側）に溝をめぐらせ、盛土で建物の南に広場を造成する。建物内を中心に、土器・鉄製品など、10～11世紀の遺物が出土した（第47図）。

下段（第3テラス、標高723m）にある塔跡は一辺5.4m弱。傾斜地の谷側に盛土して平坦地を造成し、基壇を築いて礎石を据える。塔心礎直下の土坑内には、中央に土師器甕を、その周囲に10世紀前半の須恵器壺5個を立て並べていた（第48図）。地鎮・鎮壇具



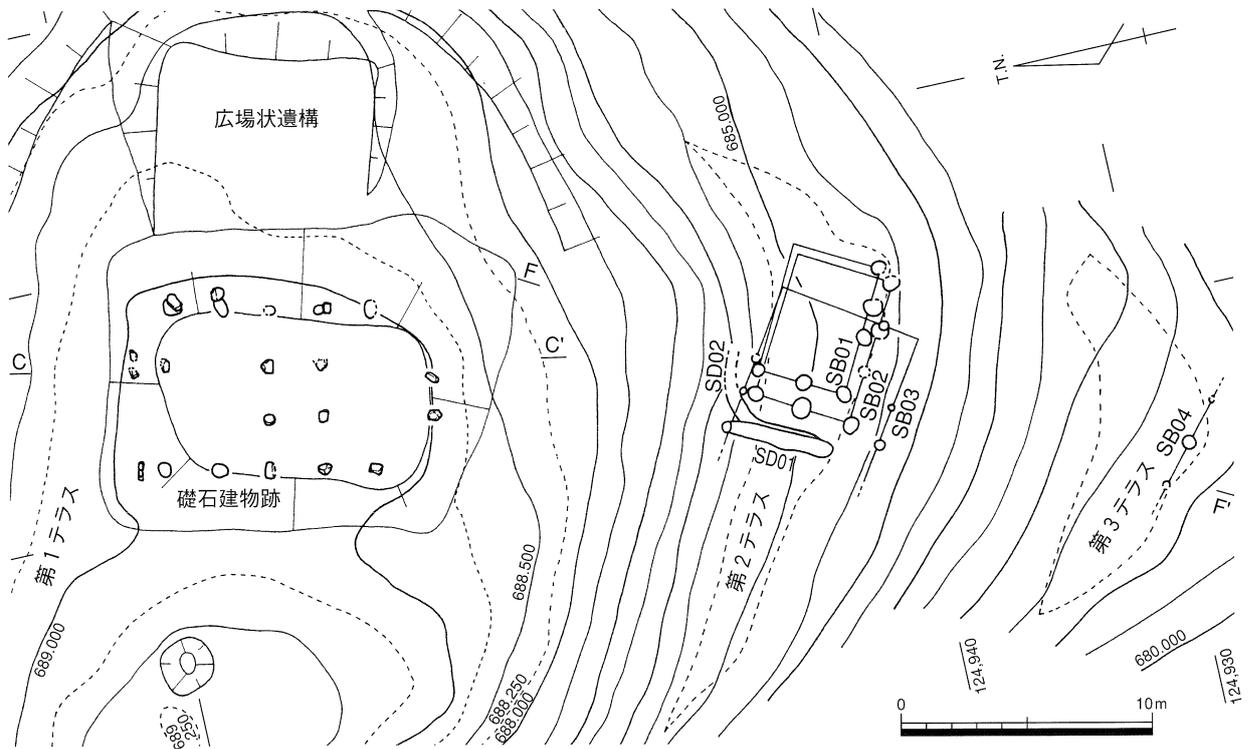
第48図 中寺廃寺A地区塔心礎直下の土坑から出土した土器群 [琴南町教委2005]

と考えられている。

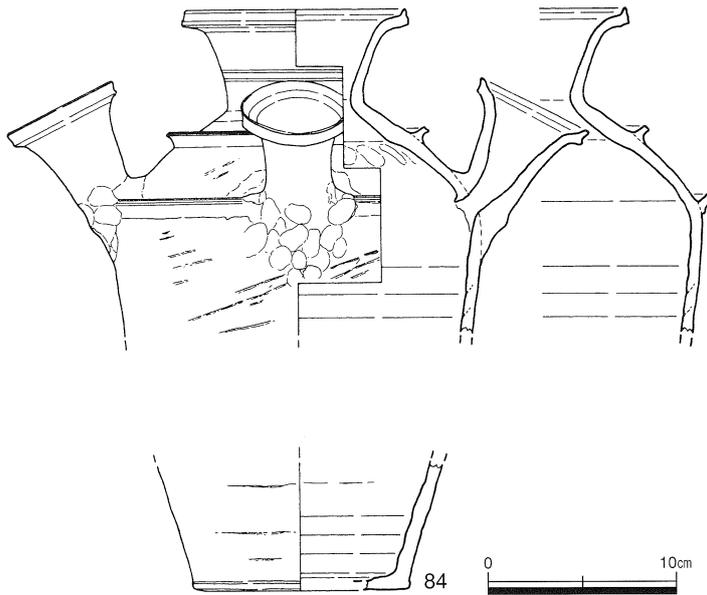
塔と仏堂はともに真南を向き、計画的に配置されている。仏堂は3間×2間と小規模であるが、塔よりも4mも高い場所に立地し、その正面に礼拝・法会用の広場を造成していることから、本尊を安置した仏堂と考えてよいだろう。A地区は、東南東に開けた谷の最奥を占めており、中寺廃寺の中核伽藍と考えられる。なお、A地区で最も高い位置にある第1テラス（標高733m）は、中寺廃寺跡の中で最も広い平地であるが、礎石建物は存在せず、中心部に入れたトレンチにおいても、小規模な東西柱穴列を確認したにとどまった。柱穴列の方向は仏堂や塔の主軸と直交するので、同時代の施設と考えられる。このような顕著な遺構のない広大な平地の性格については、次節で検討する。

B地区の遺構 B地区の発掘調査〔琴南町教委2006〕では、上中下3段の平地において、礎石建物1棟とそれに付設した広場、および掘立柱建物数棟を確認した（第49図）。

上段テラス（第1テラス、標高689m）にある礎石建物は、南東に延びる尾根先端を基壇状に造成し、礎石を据える。基壇中央部は岩盤まで平坦に削り、周囲を盛土で築成したため、建物中央と西側の礎石は原位置を保つが、周囲の礎石は盛土の崩壊にともない、若干外側に移動している。原位置を保つ礎石から、桁行5間（10.3m）、梁間3間（6.0m）の南北棟で、建物中央に方1間の須弥壇礎石を配した仏堂と理解した（この解釈には異論の余地もあるが、次節で検討を加える）。仏堂基壇盛土中から10世紀前半～後半の土器片が出土しており、残された仏堂跡基壇の造成年代は10世紀後半以降と認定できる。仏堂の東には、南北約9m、東西約6mの広場が付



第49図 中寺廃寺B地区の遺構配置図〔琴南町教委2006〕



第50図 中寺廃寺跡B地区SB01出土 西播磨産多口瓶
[琴南町教委2006]

(SB02→SB01→SB03)。SB02は3間(6.0m)×2間(4.0m)、SB01は3間(6.0m)×2間(3.6m)、SB03は桁行・梁間とも4間以上である。一方、第3テラスでは掘立柱列1条を確認したが、建物としてまとまっていない。これらの掘立柱列の方位は、基本的に等高線に沿っており、最上段の礎石建物と一致しない。第2テラス2番目の建物SB01の西北隅柱穴上から西播磨産の多口瓶(第50図)、同建物の西北隅をめぐる雨落溝SD02の埋土から越州窯青磁碗の破片が出土した。したがって、SB01の廃絶は9世紀末以降とわかる。また、柱穴から出土した須恵器壺から、SB03は10世紀前半以降に廃絶したことがわかる。これ以外にも、第2・3テラスの埋土・流土から、調理具・供膳具を中心とした9世紀末～10世紀前半の須恵器・土師器・黒色土器が出土しており、第2-3テラスは、僧の生活区間となる僧房跡と考えられる。また、流土中には8世紀後半～12世紀の遺物も出土しており、B地区では、長期間にわたって仏堂と僧坊がセットで機能した可能性がある。

C地区の遺構 谷をはさんでB地区の南にあるC地区においては、東西40m強、南北35mの範囲(標高686～695m)で、石組遺構16基を確認した(第51図)[まんのう町教委2007]。石組遺構は、等高線が若干入り込んだ谷地形の箇所に集中する傾向があり、傾斜に沿って崩壊している。その後の踏査で、さらに南50-100mの範囲でも、同様の石組遺構21基を確認している。石組は崩壊しているが、角張った山石(和泉砂岩亜角礫)を一辺1～2.7m前後、高さ1～4段に積み上げた平面方形のもので、その規模や配列に規則性は認めがたい。内部を調査した3基の石組遺構は、10世紀前半の遺物包含層の上に造成され、四辺に大型の石を石垣状に積み上げ、内部に小さな石を詰め込んでいた。石組内部や下部に埋葬痕跡はない。永観2年(984)成立の『三宝絵詞』(下巻)によれば、春2月の仏教行事として、川原に出て石を積み、造塔行為になぞ

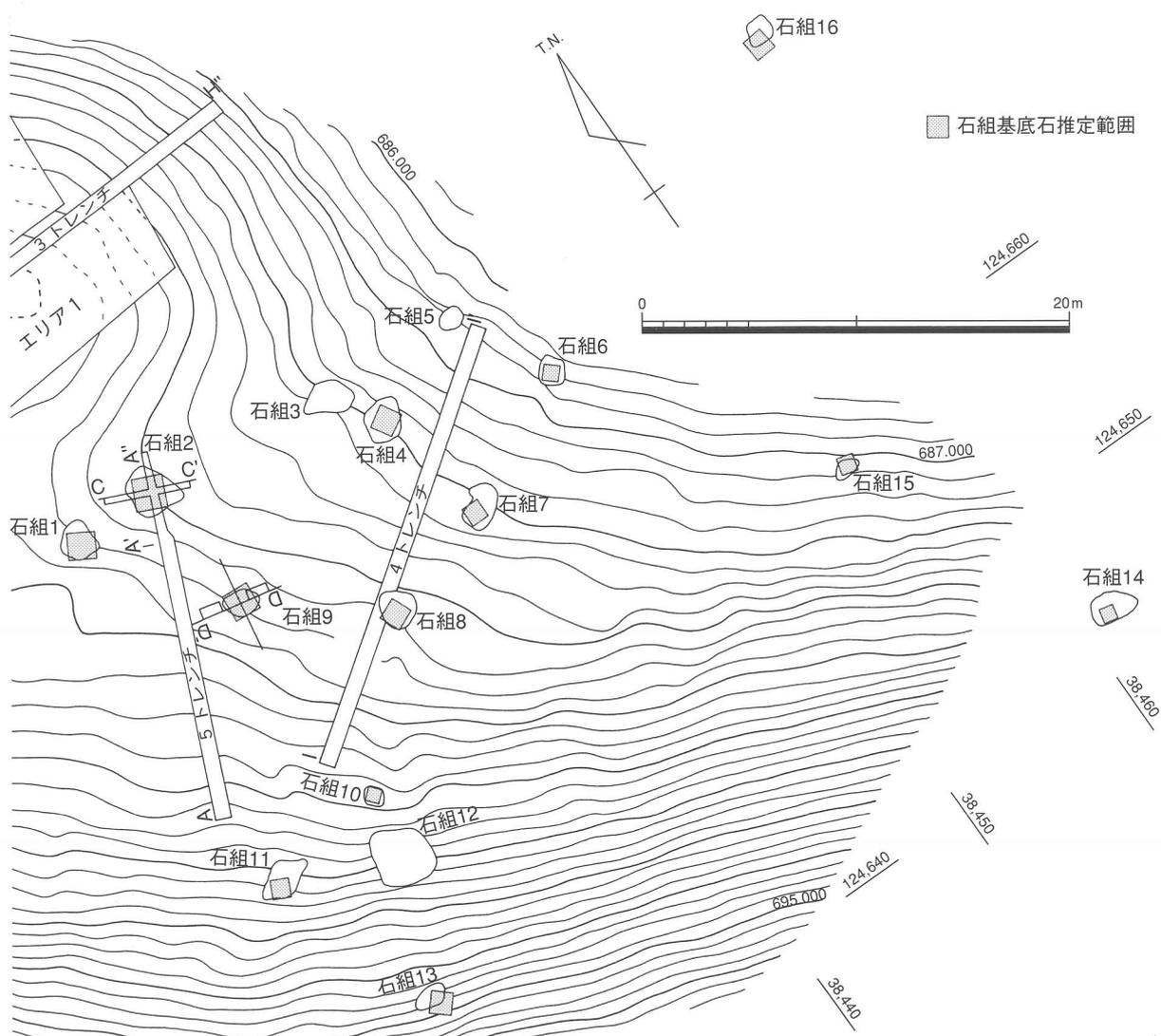
設されている。仏堂・広場ともに、主軸はN-12°-Wと若干西に振れており、真南を向くA地区の仏堂・塔とは方位が異なる。B地区仏堂の中央間から広場を見通した真正面には、大川神社を祀る讃岐山脈の主峰、大川山が聳える。

礎石建物の西側斜面を段状に造成した第2テラス(標高685m)と第3テラス(標高682m)においては、小規模な掘立柱建物を検出した。第2テラスでは、3間×2間およびそれ以上の規模の東西棟を2回建て替えている

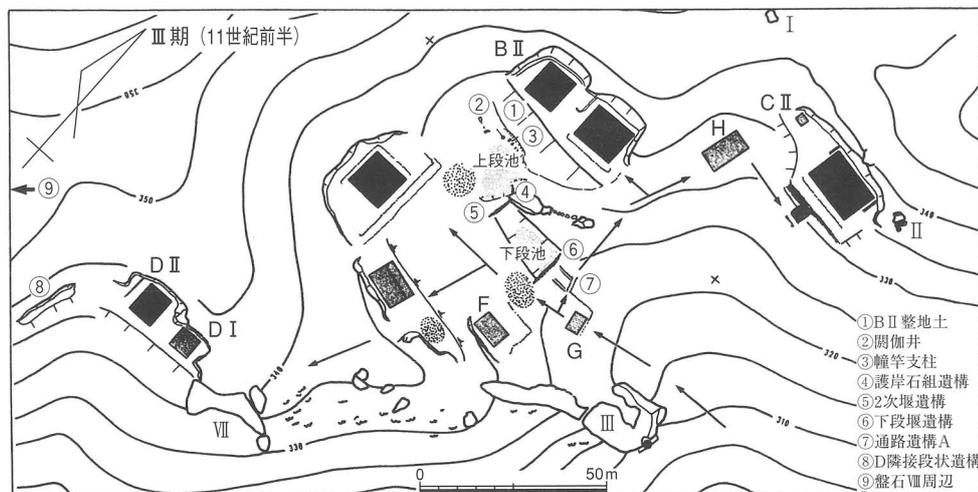
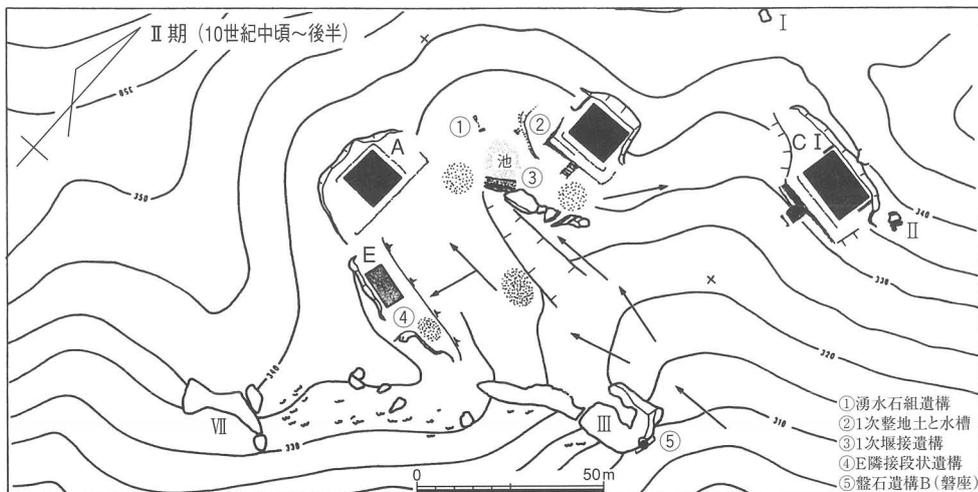
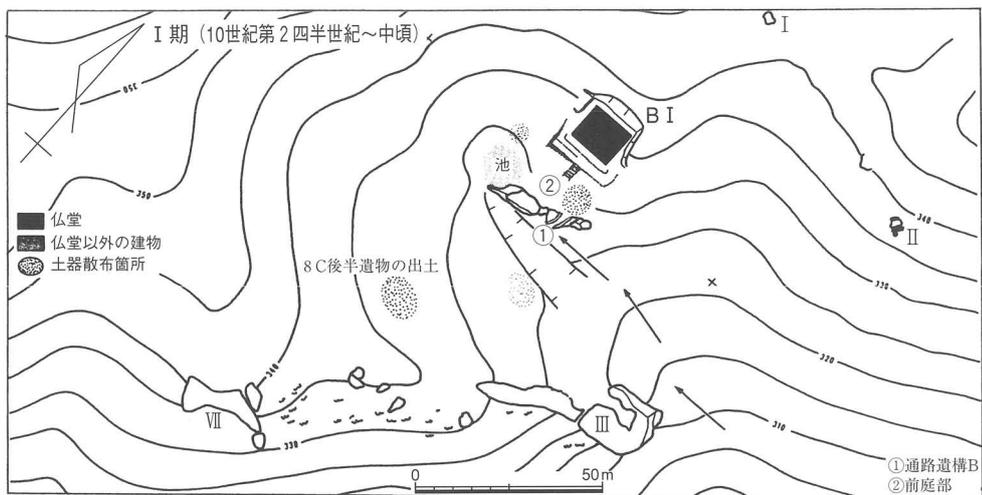
らえる「石塔」がある。C地区は、この「川原」に相当し、「石塔」行事空間と理解できる（第3節参照）。

遺構の変遷 中寺廃寺跡の発掘調査で明らかになった遺構・遺物を整理すると、以下のような、おおよその変遷が想定できる。

- 1) 8世紀後半～9世紀 B地区において山中の利用が始まる。この時期の建物跡は確認できず、未確認の建物が存在した可能性、もしくは遺構が残らないような簡易施設が、山中修行場として機能したと考えられる。
- 2) 10世紀 A地区において塔・仏堂が、B地区において仏堂・僧房が、C地区において石組遺構群が造営される。この時点で、中寺廃寺は、機能が異なる空間が、谷を囲んで向かい合う山林寺院として整ったと言える。
- 3) 12世紀以降 各地区において遺構に伴わないこの時期の遺物が数点見られるのみなので、中寺廃寺は衰退・廃絶したと考えられる。



第51図 中寺廃寺C地区の石組遺構分布図 [まんのう町教委2007]



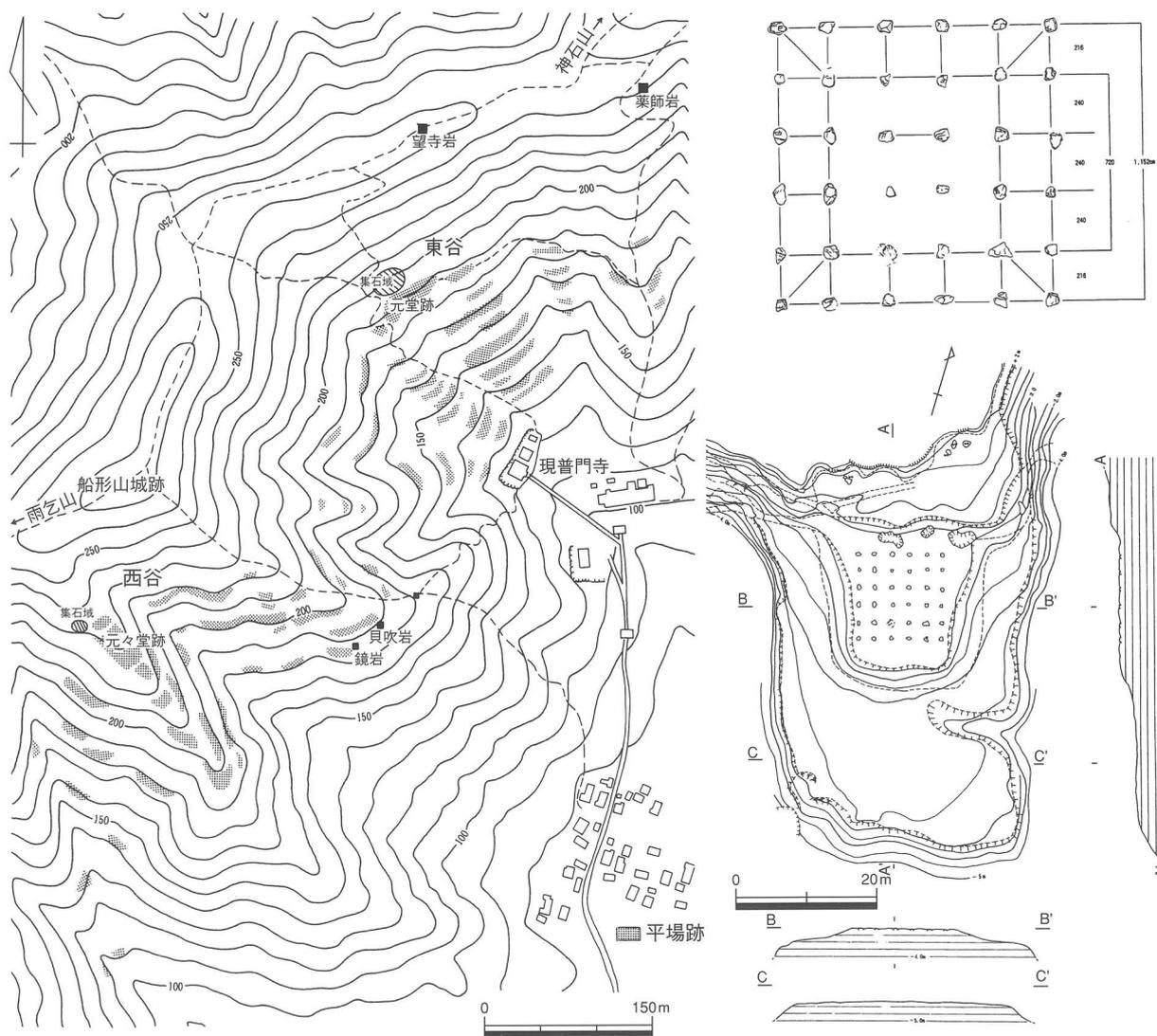
第52図 静岡県湖西市大知波峠廃寺の遺構変遷 [湖西市教委2002]

第3節 山林寺院としての中寺廃寺の構造

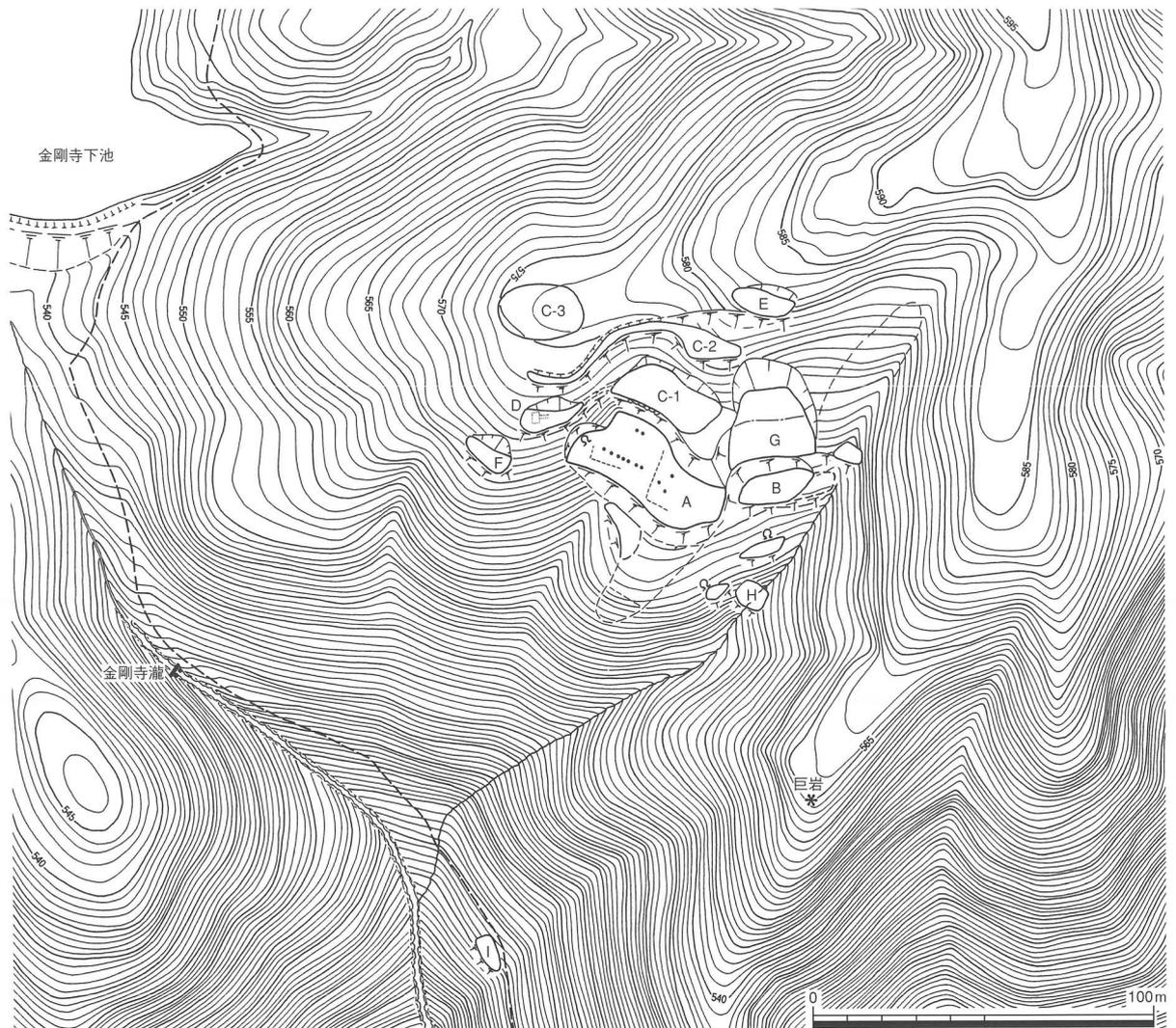
以下、発掘調査で判明した中寺廃寺の遺構について考察する。前節の発掘成果は、最終的調査所見をもとに概観したが、調査中には、いくつかの異論もあった。また、概報公刊後に、改めて検討すべき問題も生じている。本節では、こうした問題も含めて、考察を深める。

中寺廃寺の立地と遺構配置 中寺廃寺では、10世紀までに、東南東に開く谷を囲んで、西の谷奥（A地区）において塔・仏堂が、東北に延びる尾根筋の支脈端と斜面部（B地区）において仏堂・僧房が、南東に延びる尾根の東北斜面（C地区）において石組遺構が造営される。この時点で、機能が異なる仏教施設が、谷を囲んで対面する山林寺院としての形が整ったのである。このような中寺廃寺の立地と遺構配置は、古代山林寺院として比較的ポピュラーである。

発掘調査で全貌が判明した例として、静岡県湖西市大知波峠廃寺（第52図）がある。谷の湧水地点を囲んで複数の仏堂や僧房を配した10世紀の山林寺院で、平安時代後期までに廃絶している点も中寺廃寺と共通する〔湖西市教委1997・2002〕。西の尾根を隔てたD地区にも仏堂を造



第53図 愛知県豊橋市普門寺の平場群と元々堂の礎石建物〔湖西市教委2002〕

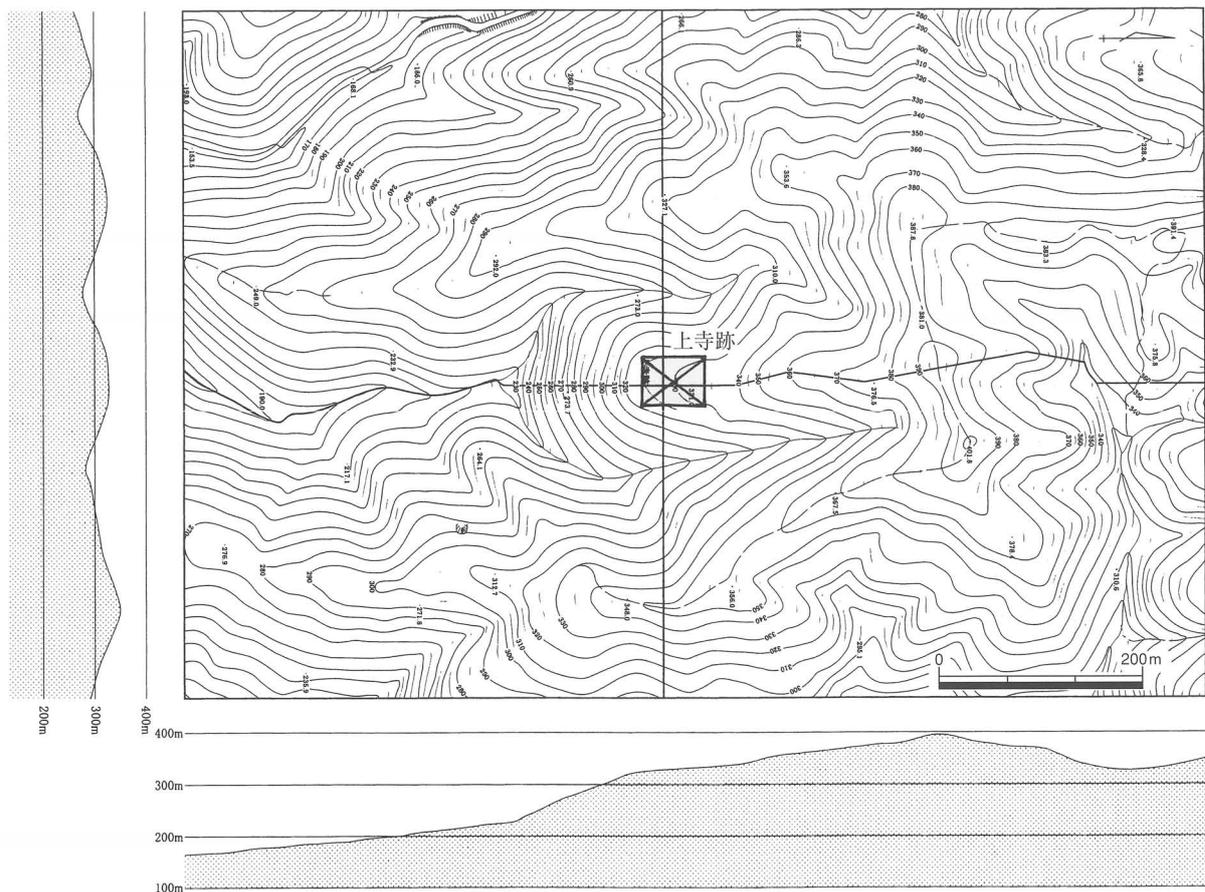


第54図 兵庫県三田市旧金剛寺跡の平場分布図 [六甲山麓遺跡調査会1993]

営しているが、それは谷を囲む仏堂群が飽和状態に達した結果らしい。比叡山延暦寺のような大規模な山林寺院でも、谷を単位に堂塔をはじめとする諸施設がまとまる場合が多い。

山林寺院は中世、とくに南北朝時代（13世紀中頃）以降、しばしば軍事的な施設として利用される [上原2006]。また、同じ場所に山城が構築され、中世山城遺跡と重複する古代～中世山林寺院遺跡も少なくない。山城も山林寺院も、山稜・尾根筋や傾斜地を切土・盛土して平場を造成し、各種の施設を設ける点は共通する。しかし、中世山城と山林寺院では、地形の利用方法に大きな差がある。

すなわち、比較的険峻な山並を利用した中世山城は、山頂を本丸とし、山頂から延びる主脈となる尾根筋に平場（郭）を設けることが多い。これに対して、山林寺院が、山頂やそこから延びる主脈に伽藍を設けることはまずない。山頂近くを利用する山林寺院でも、頂よりもやや降った山懐に平場を造成する。愛知県豊橋市普門寺跡は、現普門寺背後の谷奥にある元堂跡と、船形山頂から南に延びる尾根端に立地する元々堂を中心に展開する中世山林寺院であるが [湖西市教委



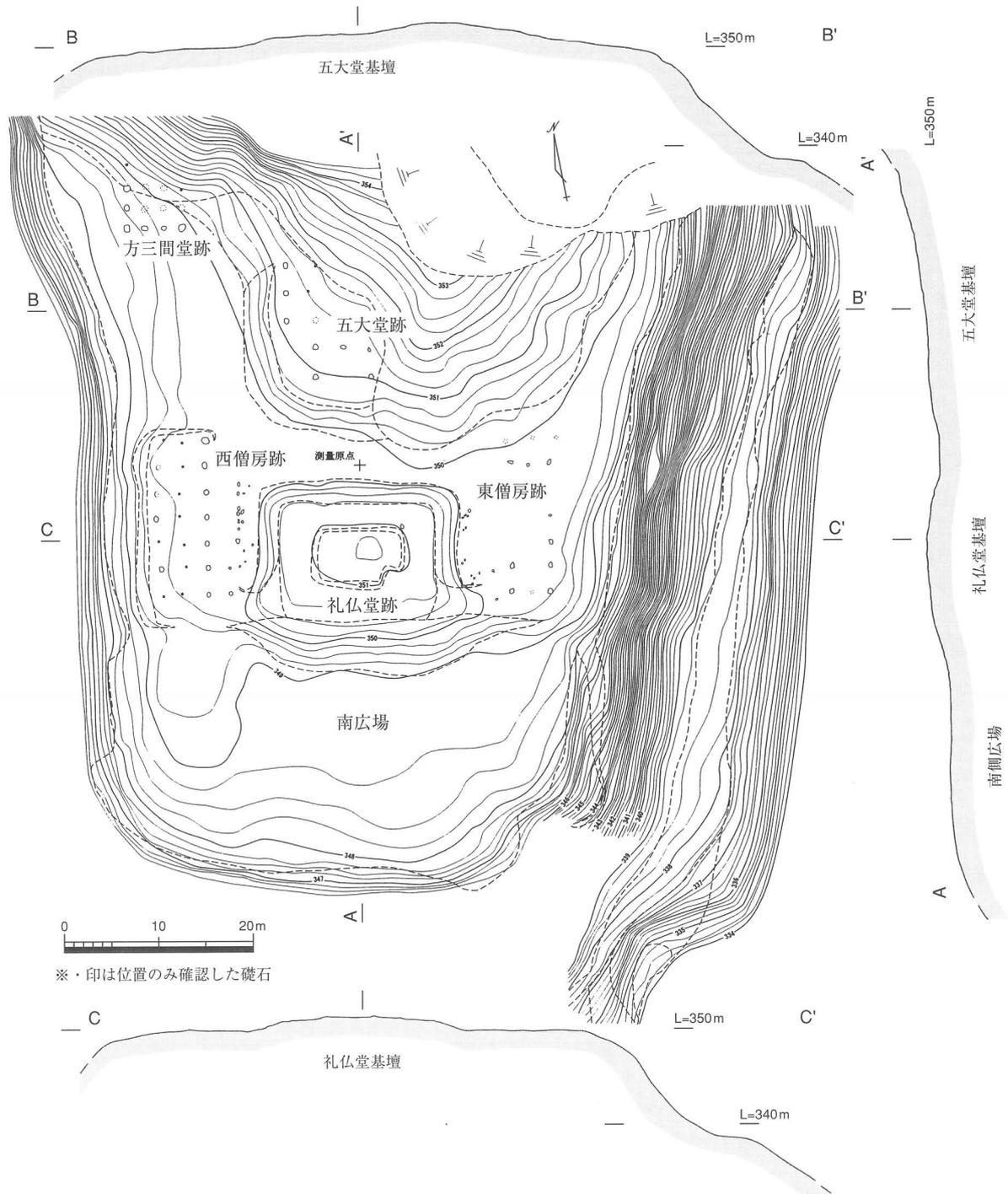
第55図 安祥寺上寺付近の地形 [第14研究会「王権とモニュメント」2004]

2002]、船形山頂とそれに直接連なる尾根筋を利用した船形山城とは地形的に一線を画する（第53図）。山城が山頂を利用するのは、軍事・眺望を意図した立地であるが、山寺が山頂を避けるのは山中生活に即した立地であろう。普門寺元堂付近は現在なお豊富な水源を擁する。また、兵庫県三田市の旧金剛寺跡（第54図）[六甲山麓遺跡調査会1993]では、平場から少し登った山稜に立ったとき、平場では想像できなかったほどの強風にあおられた。山頂・山稜を避ける一つの理由だろう。中寺廃寺の伽藍中枢をなすA地区も、西にある標高753mの最高所をさげ、20m以上東に降った山懐に平場を造成している。

山林寺院における尾根端の利用 中寺廃寺B地区の仏堂は、尾根端を利用して平場をもうけている。尾根といっても、標高753mの最高所から北東に延びる山稜から派生して南南東に延びる支脈の先端で、山並みの基幹となる尾根筋を利用した中世山城の郭とは大きく異なる。9世紀中葉に創建された京都市山科区安祥寺上寺（第55・56図）は、尾根端を造成した広大な平場に、中心となる仏堂から僧房に至るまでの各種施設を配置しているが、その尾根も、京都盆地の東を限る東山連峰の一支脈である [第14研究会「王権とモニュメント」2004]。また、9-10世紀に造営された福島県磐梯町慧日寺別院の観音寺（第57図）も磐梯山の西に列なる古城ヶ峰から南に延びる尾根の一支脈を利用している。

安祥寺上寺のように、広大な平場が造成できる尾根端は必ずしも一般的ではない。複数の堂塔

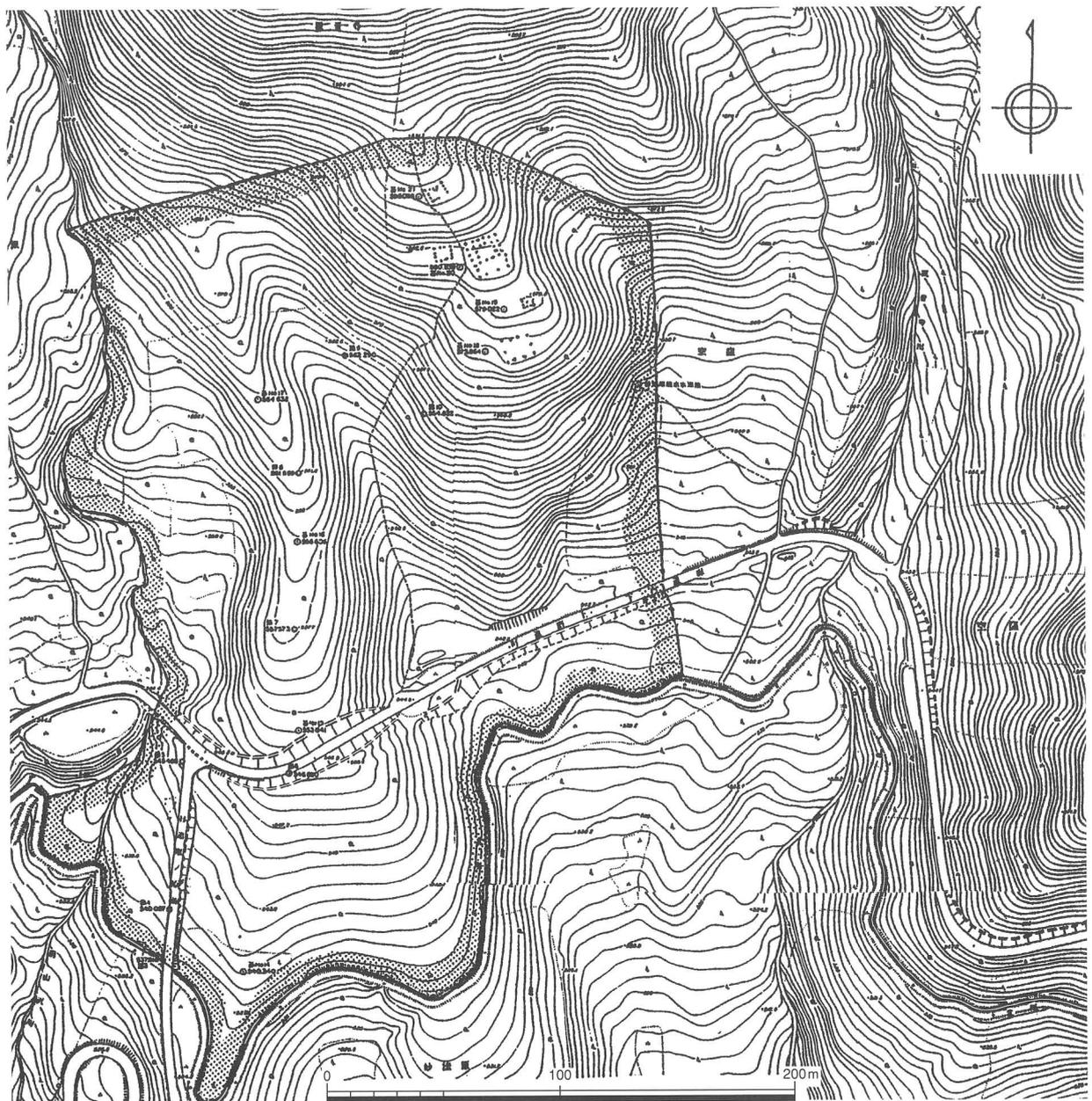
から成る七堂伽藍を山林寺院で実現するには、谷を囲む形で施設を配するのが、コンパクトにまとまりやすい。しかし、日本最古の山林寺院とも言うべき崇福寺の場合は、最新の川原寺式伽藍を、狭隘な尾根筋に配置することにこだわった数少ない例である [滋賀県1941]。すなわち、東山-比叡山連峰から東に延びる支脈の二尾根を利用し、南尾根に小金堂と塔、北尾根に金堂（弥勒堂）と講堂を配して、南滋賀廃寺や川原寺など最新の平地伽藍を、山中に再現しようとしたのである（第58図）。なお、崇福寺跡は、もう一つ南の尾根の礎石建物も含めて国史跡に指定され、



第56図 安祥寺上寺跡地形測量図 [第14研究会「王権とモニュメント」2004]

通常は「北」「中」「南」の3つの尾根で解説するが、「南」尾根は、桓武天皇が造営した梵釈寺に相当するので、ここでは「北」「中」尾根を、崇福寺の北尾根・南尾根と呼び分ける。

しかし、崇福寺の北尾根と南尾根の間には深い谷が入り込んでおり、法会に際して、両者を一体で利用するのは至難のように思える。崇福寺の堂塔規模や安置仏について記載した『扶桑略記』天智7年正月17日条には見えないが、『延暦僧録』「近江天皇菩薩伝」には、北尾根と南尾根を直接つなぐ橋を設けた（「南越礪造橋」）旨が記載されている。事実とすれば、天皇勅願寺院として、破格の施設を備えていたことになる。これに対して、谷を囲んで施設を配した場合、別の施設に至るには、谷に降りて登る以外に、等高線に沿っても移動できる。各仏堂に正面からアプローチする参詣者以外の寺務関係の移動は、むしろそれがメインの通路となり得たであろう。



第57図 福島県磐梯町観音寺跡地形図

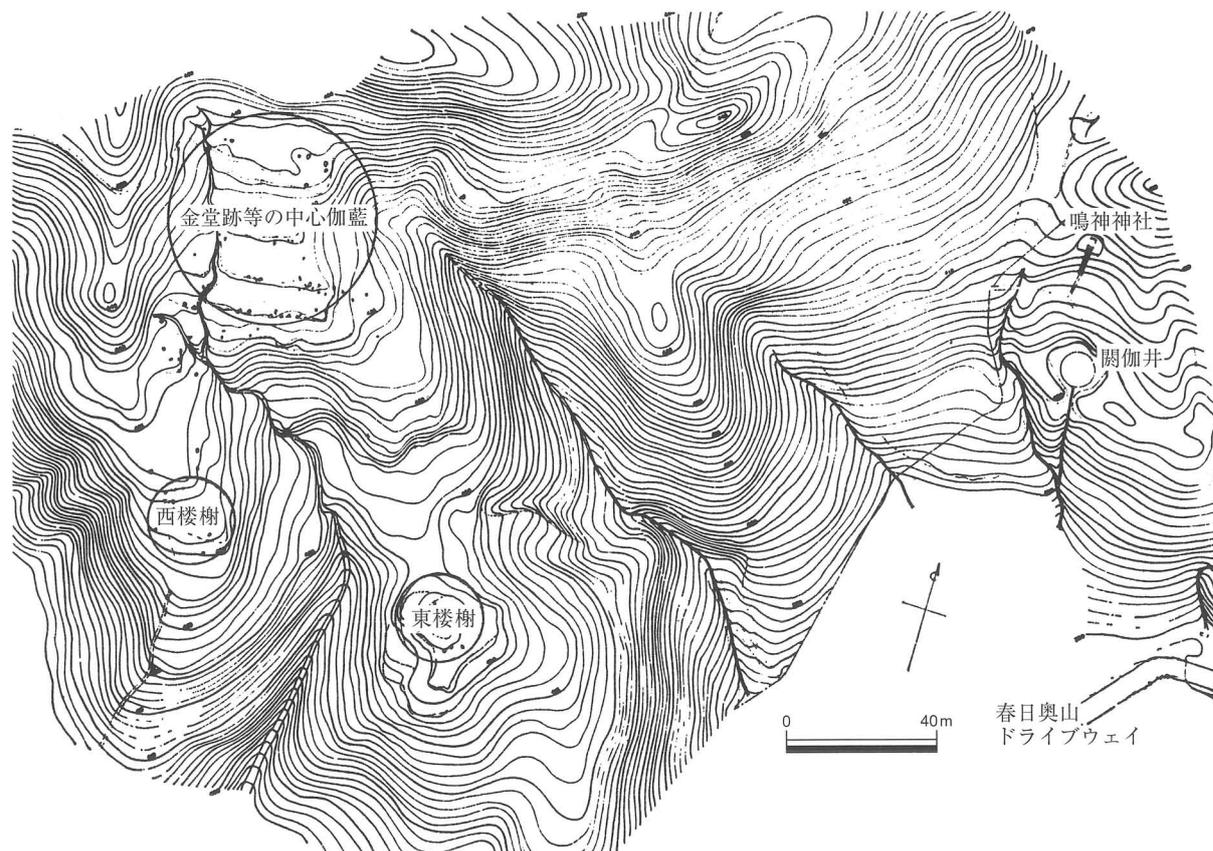


第58図 滋賀県大津市崇福寺跡地形図 [滋賀県1941]

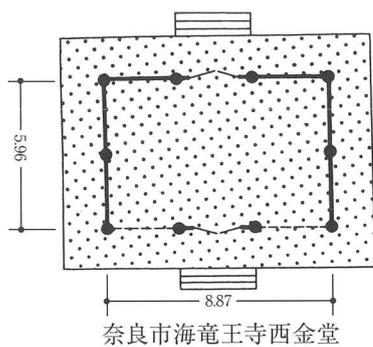
崇福寺のように、谷を挟んだ尾根端に架橋して、連続した一空間として利用する方式は、古代山林寺院では一般的ではない。しかし、山懐に立地する中寺廃寺A地区を中心施設として、その背後から延びた尾根端に立地するB地区に付属施設を置く方式は、東大寺の東山中にあった香山堂などに例がある。『延暦僧録』『光明皇后伝』によれば、金堂の東西に楼観を有する山林寺院で、現地形と礎石のあり方から、山懐に金堂などの中枢施設、そこから東西に延びる尾根端に東西楼榭が想定されている（第59図）〔森1971、吉川1996〕。

以上、中寺廃寺の伽藍配置を、古代山林寺院や中世山城の地形利用法と比較しながら検討し、古代山林寺院としては比較的一般的な立地であることを示した。中世になると、愛知県豊橋市普門寺（第53図）、福井県勝山市平泉寺、鳥取県大山町大山寺など、中心伽藍である仏堂や塔が立地する平場よりも低い周囲の斜面や尾根筋を利用して、多数の平場（坊院）を展開・発達させた山林寺院が多い。平安時代のなかで廃絶した中寺廃寺や大知波峠廃寺は、こうした坊院を発達させることなく終焉した古代山林寺院の典型と言えるだろう。

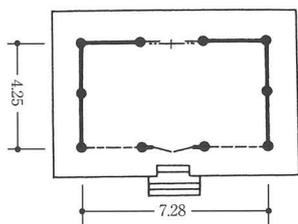
中寺廃寺A地区の仏堂と塔 中寺廃寺A地区の仏堂跡と塔跡は、谷の最奥にあって真南を向き、谷を囲む諸施設の中で最も高所に立地する。大知波峠廃寺や香山堂例を参照すれば、中寺廃寺の中枢施設と考えてよい。3間×2間の仏堂はいかにも小規模であるが、現存建物ならば奈良市海竜王寺西金堂（8世紀）や京都府加茂町海住山寺文殊堂（鎌倉時代）、遺構ならば崇福寺跡南尾



第59図 奈良市香山堂跡地形図〔森1971に加筆〕



奈良市海竜王寺西金堂



京都府木津川市(旧加茂町)
海住山寺文殊堂

第60図 現存する3間×2間仏堂
[文化庁1973]

根の小金堂跡（7世紀後半）や高松市屋島北嶺の千間堂跡（屋島寺前身寺院）の礎石建物（10世紀前半）などの諸例が指摘でき、金堂として必要最小限の規模を備えていると言える。

海竜王寺西金堂は桁行8.87m、梁間5.96m（第60図上）、海住山寺文殊堂は桁行7.28m、梁間4.25m（第60図下）、崇福寺小金堂は桁行8.1m、梁間5.4m（第61図）、千間堂跡礎石建物は桁行6.7m、梁間4.5mで、いずれも中寺廃寺A地区の仏堂より若干規模は大きい。とくに中寺廃寺A地区の仏堂と桁行長が等しい千間堂跡礎石建物は、建物内部から複数個体の多口瓶が出土し、周囲の状況から判断しても、同遺跡の中心的仏堂であった可能性が高い〔高松市教委2003〕。3間×2間の金堂では、仏堂内での法会は困難であるが、中寺廃寺A地区では、堂の南に広場を設けているので、中心金堂として十分機能したと推測できる。

仏堂よりも一段低い位置にある塔は、心礎直下の土坑内中央に土師器甕1、その周囲に須恵器壺5を埋納していた。類例はなく、性格付けは困難である。塔心礎には、仏舎利とその荘厳具を納めるのが古代寺院の通例で〔奈文研1989、大阪府立近つ飛鳥博物館2001〕、中寺廃寺のように「心礎」直下の土坑に複数の土師器・須恵器を埋納する例を知らない。建物の周囲や中央の土坑内に土器・金属器を並べて埋納するのは、鎮壇・地鎮の作法と理解することが多い〔元興寺文化財研究所1984〕。中寺廃寺塔心礎直下の土器群を、鎮壇・地鎮具と理解した場合、「心礎」と考えた石は鎮壇・地鎮のための土坑蓋石で、本当に「心礎」、すなわち塔の心柱を支える礎石と理解してよいのかという疑問すら生じる。

もちろん、密教寺院に多い多宝塔には心礎はないし、層塔の中でも三重塔は、平安後期以降、心柱を多宝塔と同じように二層目で止めて、初層部を広く使うことが一般化する〔濱島2001〕。だから、中寺廃寺の「心礎」が鎮壇・地鎮のための土坑蓋石でも、当該の建物跡が塔ではないことにならない。

むしろ気になるのは、発掘調査概報〔琴南町教委2005〕において、調査者が当該建物のプランを「南北約5.1m、東西約5.2m」「南北列における礎石の間隔は約1.8m、東西列における礎石の間隔は約1.7m」と認識した点である。礎石中央に柱心がなくても建物は建つので、本稿では塔のプランは正方形という原則に基づいて一辺5.4m弱（柱間1.8m弱等間）、すなわち柱間6尺等間で一辺18尺と認識したが、平面実測図を見る限り、やはり南北にやや長いプランであることは否定しがたい。その場合、当該建物は層塔ではなく、単層の方形堂ではないかという異論が生じる余地もある。

中寺廃寺 A 地区の伽藍配置 しかし、中寺廃寺の当該建物は、やはり塔跡だと筆者は考える。それは、塔跡と理解することによって、3間×2間の仏堂とあわせて、中寺廃寺の中核となる A 地区が、讃岐国分僧寺と同じ大官大寺式伽藍配置となるからである。中門・金堂間の回廊内東（もしくは西）に寄せて塔を置く大官大寺式は、文武朝（697 - 707年）に藤原京内で造営した大官大寺（藤原京大安寺）を嚆矢とし、天平13年（741）の国分寺造営の詔を受けて、とくに南海道や西海道の西日本国分僧寺の多くが採用した伽藍配置である。中寺廃寺 A 地区には、中門も回廊もないが、以下の比較検討から大官大寺式伽藍配置を志向したと判断できる。

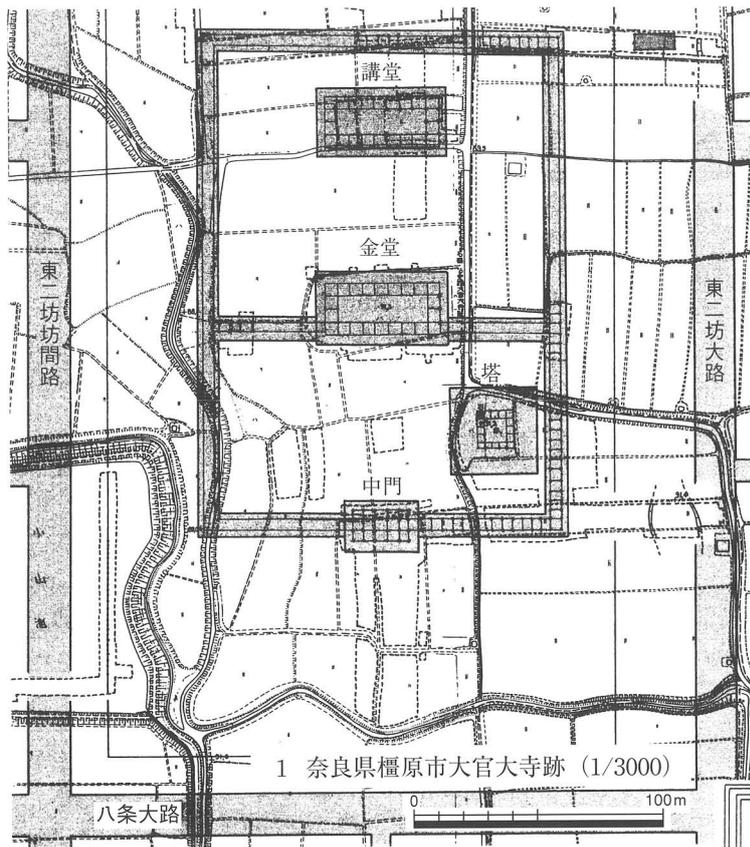
薬師寺式や東大寺式などの双塔伽藍に関しては、塔の心々距離（L）と塔の心々引き通しから金堂心までの距離（H）をもとに、塔心々と金堂心の3点がなす三角形の相似度を、 $H/L \times 100$ で示すことができる [上原2006]。大官大寺式伽藍配置は薬師寺式の西塔を欠いたものなので、金堂の中軸線に対して塔心から引いた垂線の長さ（L'）と、その交点と金堂心の距離（H）を利用すると、双塔伽藍とほぼ同じ条件で、その相似度が求められる。すなわち、大官大寺式が薬師寺式の西塔を欠いたものなら、L' 値の2倍が薬師寺式とした時（西塔がある場合）のL 値となる。つまり、大官大寺式の $H/L \times 100$ の半分の値が、双塔伽藍の相似度を検討する際に求めた相似度と同じになる。

第7表には、大官大寺式と考えられるいくつかの平地寺院と山林寺院に関して、金堂規模、塔規模、H 値、L' 値、 $H/L' \times 100$ を一覧表化した。基準とした平地寺院は、大和・大官大寺（第62図-1）および南海道の紀伊国分僧寺・讃岐国分僧寺（第62図-3）、東海道の美濃国分僧寺（第62図-2）で、山林寺院では磐梯山麓にある観音寺（第62図-4）と中寺廃寺（第46図）を取り上げた。観音寺は、最澄や空海に論争を挑んだ法相宗の徳一が、会津布教の拠点にした慧日寺別院の山林寺院で、発掘調査はなされていないが、礎石が露出していて、廃絶時の伽藍配置が判

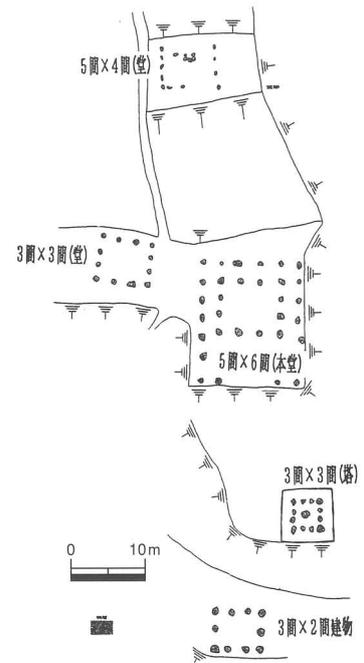
国名・寺名	所在地	金堂規模	塔1辺	H値	L' 値	100H/L'	文献
大和・大官大寺	奈良県橿原市	9間(45.2m)×4間(20.7m)	約15m	48.6m	45.8m	106	奈文研1985
美濃・国分僧寺	岐阜県大垣市	7間(29.4m)×4間(16.2m)	10.8m	51.6m	32.7m	158	大垣市教委2005
紀伊・国分僧寺	和歌山県紀の川市 (旧・打田町)	7間(32.6m)×4間(20.1m) (再建金堂)	9.4m	17.9m	37.4m	208	羯磨・他1987
讃岐・国分僧寺	香川県高松市 (旧・国分寺町)	7間(27.9m)×4間(14.2m)	10.1m	48.0m	28.5m	168	国分寺町教委1996
讃岐・中寺廃寺 (A地区)	香川県まんのう町 (旧・琴南町)	3間(6.7m)×2間(4.0m) (建替後の礎石建物)	5.4m	16.6m	12.4m	134	琴南町教委2005
陸奥・観音寺 (慧日寺別院)	福島県磐梯町	5間(13.0m)×7間(15.6m) (南に外陣を持つ本堂型式)	3.7m	27.4m	7.4m	370	磐梯町教委資料

第6表 大官大寺式伽藍配置寺院の比較

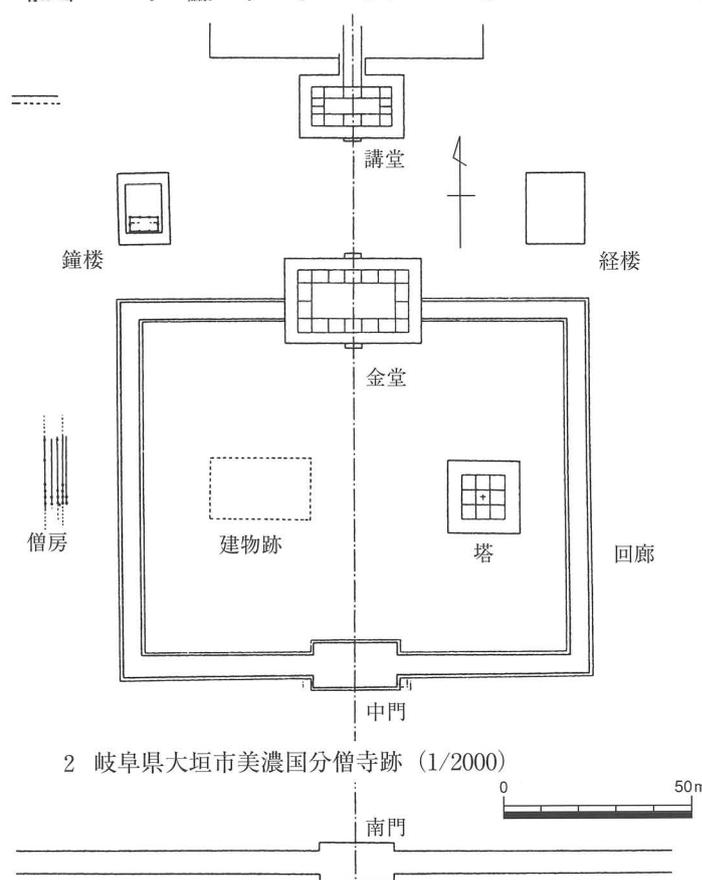
大官大寺式は、西海道の国分寺に顕著な伽藍配置であるが、ここでは、金堂・塔規模が判明し、金堂前広場の東に塔を置いた例を示す。H 値は、金堂中軸線に対して塔の中心（心礎）から引いた垂直の長さ。L' 値は、その交点から金堂中心点までの距離を示す。外陣を持つ陸奥・観音寺金堂の場合は、内陣の中心までの距離である。



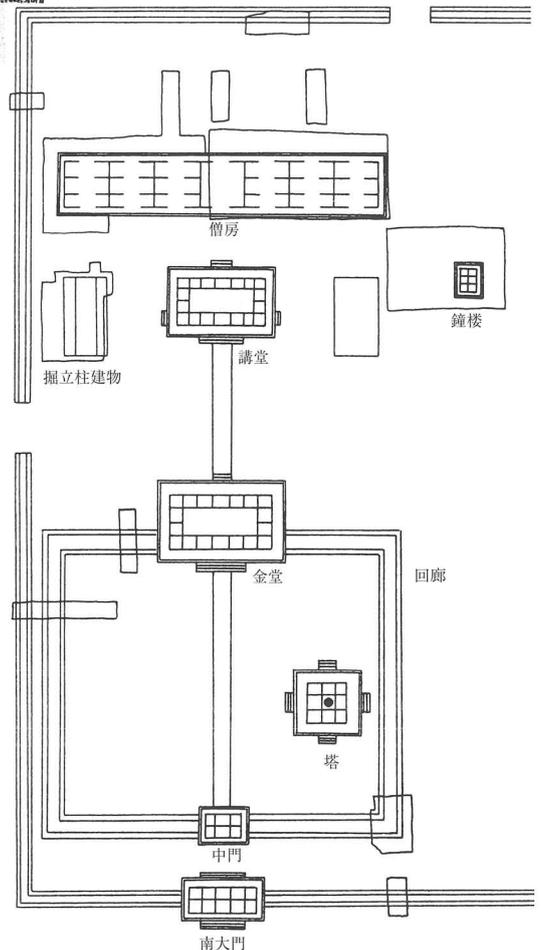
1 奈良県橿原市大官大寺跡 (1/3000)



4 福島県磐梯町観音寺跡 (1/1000)



2 岐阜県大垣市美濃国分僧寺跡 (1/2000)



3 香川県高松市讃岐国分僧寺跡 (1/2000)

第62図 大官大寺式伽藍配置の寺

塔を伽藍中軸から遠く離せなかった結果と考えられる。しかし、L'値が小さいということは、金堂前の広場が狭小であることを示す。観音寺の中心堂宇は、南に庇を広くのばし、仏堂前面に外陣的な礼拝空間を確保する。つまり、金堂前に、露天広場を必要としない構造なのだ。こうした構造は、平安時代以降、本堂建築として発達し、古代的な金堂建築を駆逐する。つまり、中寺廃寺A地区において、仏堂前面に盛土で広場を確保しているのは、古代平地寺院の伝統を色濃く踏襲しているのである。その仏堂が3間×2間と小規模で、本尊を安置する必要最小限の空間しか確保していないのも、讃岐国分僧寺にならい、堂前の法会を重視した結果なのである。

中寺廃寺A地区第1テラスの性格 中寺廃寺A地区の仏堂（第2テラス）と塔（第3テラス）の背後の、さらに高い位置に、中寺廃寺のなかで最も広い平場（第1テラス）がある。中心伽藍となる仏堂と塔の背後空間ということで、当初、講堂などの中心的な堂宇の存在を期待した。しかし、ボーリング調査では礎石は存在せず、平場中央に設けたトレンチでも、建物としてまとまらない小規模で密に並ぶ掘立柱列を検出したにとどまった。年代の決め手を欠くが、掘立柱列の方向は真東西で、A地区の仏堂や塔と同年代というのが、調査担当者の所見であった〔琴南町教委2005〕。

山林寺院の発掘調査においては、山腹や尾根筋の平場を目標にトレンチを設けることが多い。しかし、明らかに人工的な平場であるにもかかわらず、発掘すると遺構の痕跡が何もない場合も少なくない。これは、平場に設ける施設が建物とは限らないからである。

現在も僧侶が居住し、参詣者が来訪するような、日本や韓国の山林寺院を訪れると、伽藍近くの平場を利用して、野菜・穀物・堅果などを栽培している姿にでくわす。寺の周囲で穀物などを栽培する姿は、現代の山林寺院特有の現象ではなく、古代寺院でも一般的だった。天平宝字5年（761）の班田の結果を受けて製作された「額田寺伽藍並条里図」（国立歴史民俗博物館蔵）には、額田氏の氏寺（額田寺）の周囲には、公田や個人宅地と入り組みながら、「寺畠」「寺田」「寺栗林」「額寺楊原」「寺岡」などの寺領が広がる（第63図）〔国立歴史民俗博物館2001〕。

現在は休耕田が蕎麦畑になっているが、私が子供の頃、野山を歩くと、思わぬ山間の斜面に設けた平場で、蕎麦が一面に白い花を咲かせていた。山林寺院の平場には、こうした蕎麦畑や野菜畑、あるいは栗などの堅果類の栽培林もあったはずである。イネ科の栽培植物なら、プラント・オパール分析によって存在を確認できるが、野菜や堅果類の栽培はどのようにして論証できるだろうか。

中寺廃寺A地区第1テラスは、山間の蕎麦畑にしては広すぎるが、検出した柱列は畑の区画施設でもよい。兼好法師は山里での暮らしに「あはれ」を感じ、たわわに生った柑子の木の周囲に設けた柵に興ざめしたが〔『徒然草』上巻第11段〕、山間の畑ではイノシシ対策などで、柵木などは必要だろう。以上、想像の域を出ないが、中寺廃寺A地区第1テラスに関しては、苑院の可能性を提起しておきたい。

中寺廃寺B地区仏堂の構造 中寺廃寺B地区の尾根端に立地する礎石建物は、5間×3間の内部中央に1間四方の須弥壇を設けた構造で、東の付設広場を通して東南東を向く仏堂と理解した。

ただし、堂内の須弥壇礎石は側柱礎石と大差ないので、3間×2間の同規模の東西棟が並列した双堂建物ではないかという疑問もあった。双堂建築は、東大寺法華堂など雑密的な仏像を本尊とする古代建築に多用され、8・9世紀の東国村落内寺院にも採用される〔笹生1992、須田2001〕。山林寺院の施設として、ふさわしい建築構造である。

しかし、以下の点を考慮して、双堂建築ではなく、5間×3間の南北棟説を採用した。

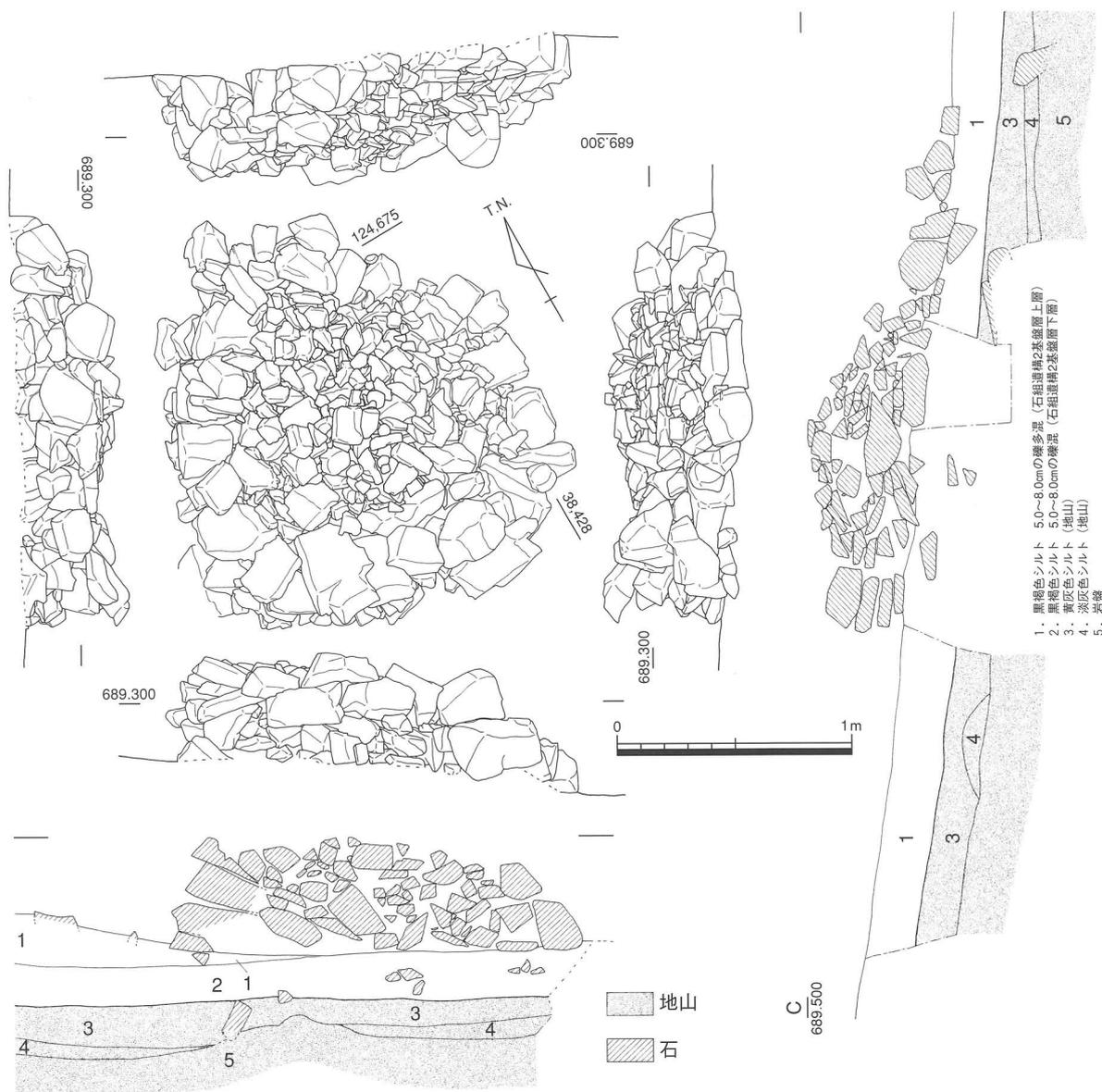
- 1) 双堂なら、一方は正堂、一方は礼堂で、北北東もしくは南南西を向くことになる。
- 2) 北北東向きと理解すると、谷を囲んで施設が対面する中寺廃寺の遺構配置に相反し、南南西向きと理解すると、掘立柱建物群が分布する平場が、その正面をふさぐことになる。
- 3) また、礎石建物に付設した広場が、建物の正面ではなく側面に存在することになる。
- 4) 地形的に見ても、尾根端を利用した建物は、尾根の先端を正面とするのが普通である。
- 5) 双堂とすると正堂・礼堂は近接し、十分な軒の出を取りにくい。

以上の検討を踏まえて、当該建物を5間×3間で、N-12°-Wと若干主軸を西に振った南北棟と理解すると、東に付設した広場を通して、真っ正面に讃岐山脈第2の主峰、大川山を臨むことになる。これこそが、B地区仏堂が、A地区の仏堂・塔とまったく方位を異にして造営された最大の理由であろう。

山林寺院を考える際に、避けて通れないのが「山岳信仰」との関わりである。仏教伝来以前から、列島では山を神とあがめた。山林修行や山林斗藪の拠点となった山林寺院は、もちろんインド起源だが、一方で、列島に固有の山岳信仰が変形した姿とも理解されている。高野山金剛峰寺と狩場明神・丹生津姫神社の関係、比叡山延暦寺と日吉大社の関係をはじめとして、山林寺院に隣接して土地の神（地主神）や山自体を御神体とする神社が祀られ、寺と神社が深い関係にある事例には事欠かない。

大川山信仰と中寺廃寺 列島には、信仰対象となった霊山・霊峰が少なくない。福井県越前町が実施した白山信仰と山林寺院を主題としたシンポジウム資料集では、「全国の主要な霊山」として、白山（福井・石川・岐阜県境、標高2702m）以外に、岩木山（青森県、標高1625m）、鳥海山（秋田・山形県境、標高2237m）、出羽三山（山形県、最高峰標高1980m）、磐梯山（福島県、標高1819m）、男体山（栃木県、標高2486m）、筑波山（茨城県、標高876m）、富士山（静岡・山梨県境、標高3776m）、伊吹山（岐阜・滋賀県境、標高1377m）、立山（富山県、標高3015m）、大峰山（奈良県、標高1915m）、信貴山（奈良県、標高437m）、甲山（兵庫県、標高309m）、大山（鳥取県、標高1729m）、剣山（徳島県、1955m）、石鎚山（愛媛県、1982m）、英彦山（福岡・大分県境、標高1200m）、阿蘇山（熊本県、標高1592m）、霧島山（宮崎・鹿児島県境、標高1700m）の18峰を挙げて解説している〔堀・他2005〕。讃岐平野からその勇姿が遠望でき、天平6年（734）の国司による雨乞伝説と県指定無形文化財となった念仏踊りで著名な大川神社を祀る大川山（標高1043m）も、また、讃岐国の霊山・霊峰と呼ぶのにふさわしい。

こうした霊山頂には神社や奥院、祭祀遺跡や経塚があっても、山林寺院の造営地となることはない。霊峰・霊山信仰を根拠に造営した寺院も、通常はその中腹や麓近く、あるいは霊峰を望む



第64図 中寺廃寺跡C地区〈石組遺構2〉実測図 [まんのう町教委2007]

景勝地に営むのが普通である。峰々が修行・斗藪の舞台となったとしても、山林寺院はその拠点であり、生活不能な山頂に建てる必要はない。中寺廃寺の立地は、讃岐国の霊峰である大川山信仰を根拠としていると理解すれば、B地区仏堂が真南を向いたA地区の中心伽藍と方位を異にする意義が明確になる。

中寺廃寺B地区の礎石建物を、上記のように意義づけると、立地する尾根端や、その南斜面平場にある僧房群の発掘に際して、遺構の年代を示す9世紀末~10世紀の土器類以外に、流土・覆土中から8世紀後半~12世紀に及ぶ長期の土師器・黒色土器・須恵器類が出土している事実が重要となる。現存礎石建物跡の造営年代は、基壇築成土中の遺物から10世紀後半まで下降することが分かっている。しかし、礎石建物が立地する尾根端の地盤は不安定で、現存礎石も周囲に向けて滑り落ちている。B地区の中心となる礎石建物がなければ、南斜面に僧房群を営む意



第65図 熊本市池辺寺跡〈百塔〉と根本中堂〔熊本市教委2003〕

義は薄れる。おそらく、尾根端の礎石建物は、古くから大川山信仰に根ざす仏堂として存在し、何度か建て替えた最終的な姿が、10世紀後半の礎石建物なのであろう。中寺廃寺A地区では存在が明らかになっていない掘立柱の僧房がB地区に存在する意義も、山岳信仰に基づく山林修行場として、B地区がまず開発されたことを暗示している。中寺廃寺と同様、10世紀になって仏堂などが建った大知波峠廃寺においても、信仰対象となった湧水のある谷間で、8世紀後半の遺物がまとまって出土している（第52図のI期）。

中寺廃寺C地区石組遺構についての憶測 谷をはさんだ南にあってB地区と対面するC地区では、最下段の平場において16基の石組遺構を確認し、そのうちの3基を発掘した。その後、さらに南でも同様の石組遺構21基を確認し、C地区において、合わせて37基の石組遺構の存在が明らかになった。ただし、発掘によっても、石組遺構が10世紀の基盤層の上に構築されている事実を除くと、その年代や性格を決定づける資料は得られなかった。以下、憶測や想像を交えつつ、石組遺構の意味とC地区の性格について、私見を述べる。

石組遺構は集中的に分布するが、その配列や規模に明確な規則性は認めがたい。ただし、発掘した石組遺構は、いずれもよく似た方法で構築されている。当初、「墓地」の可能性を考慮し、

石組内や下部に蔵骨器や火葬骨などの埋葬痕跡の有無に注意を払った。しかし、外面を揃えて方形に大型の自然石を積み、内部に小振りの自然石を不規則に詰め込むという手法（第64図）に、中世墓との共通性はあっても、埋葬痕跡はまったくなく、墓の可能性はほぼ消滅した。山林寺院に墓地を伴う例は、滋賀県敏満寺〔多賀町教委2005〕、岐阜県下呂市大威徳寺〔下呂市教委2007〕、静岡県磐田市岩室廃寺〔山本1998〕など数多いが、いずれも墓地が形成されるのは中世（平安後期）以降のことである。古代（奈良・平安時代）山林寺院では、寺院の北や西側に祖師墓や寺の創設・発展に寄与した人物の墓を付設することはあっても〔上原2005〕、それが古代の中で、一般墓地にまで拡大することはない。12世紀に衰退した中寺廃寺に墓地が存在する可能性は、この点からも限りなく薄い。

C地区の発掘調査概報〔まんのう町教委2007〕においては、石組遺構に関して、近世・近代の「山の神」祠の可能性と、熊本市池辺寺跡の百塚遺跡（9世紀）〔熊本市教委1996〕などにみる「塔」の可能性の両面から慎重に検討を加え、後者の可能性に軍配を挙げている。「山の神」祠が群集することはあり得ないし、石組遺構の方位が、A地区の仏堂・塔の方に向いたグループと、B地区の仏堂・僧房群の方に向いたグループとに大別できるという指摘は、たしかに「塔」説に有利である。以下、「塔」説を容認した上で、石組遺構が「塔」ならば、中寺廃寺の一面を占めるC地区に、どのような空間的意味があるのか、考えをめぐらせる。なお、塔はもともと釈迦の遺骨である仏舎利を祀る施設なので、一種の「墓」である。また、中世墓地の石組は、石塔や木塔婆の基礎なので、一種の「塔」である。本稿で、中寺廃寺C地区の石組遺構を「塔」とみなすのは、あくまでも遺体や遺骨を納めた墓ではなく、仏舎利やその教えを納めるという仏教の象徴としての「塔」、あるいは象徴としての「塔」を建てる行為が、功德であり作善行為なのだという教えを踏まえての議論となる。

池辺寺の方形石組遺構は、100基が斜面に整然と並び、その斜面下の平場に5棟の礎石建物が拜所のように建つ（第65図）。池辺寺の由来を記した金子塔は、「天台別院肥後池辺寺側号百塔者当寺根本御座所」と、100基の石組遺構が「塔」であることを明記しており、石組遺構の周囲から石製相輪・宝珠片が出土した事実から、少なくとも上に石塔を安置した石組遺構もあったことがわかる。しかし、中寺廃寺の方形石組遺構周辺では石塔残片すら出土せず、木塔婆を立てたのか、方形石組遺構そのものが塔であったかの、いずれかと判断せざるを得ない。

方形石組遺構を「塔」とすれば 単に石を積んだだけの方形石組遺構を「塔」とみなす根拠の一つは、『法華経』巻2「方便品」にある。すなわち本品では、在家者が悟りを得る（小善成仏）ために、布施・持戒などの道徳的行為、舎利供養のための仏塔造営と莊嚴、仏像仏画の作成、華・香・音楽などによる供養、礼拝念仏などを奨励する。その仏塔造営には、万億種の塔を起して金・銀・ガラス・宝石で莊嚴するものから、曠野に土を積んで仏廟としたり、童子が戯れに砂礫を集めて仏塔とする行為まで、ランクを付けて具体例を挙げる。つまり、小石を積み上げただけでも「塔」なのである。童子が戯れに小石を積んで仏塔とする説話は、『日本霊異記』下巻「村童、戯れに木の仏像を刻み、愚夫きり破りて、現に悪死の報を得る縁第二十九」にも見え、

平安時代前期には民間布教に際して引用された可能性がある。

さらに、平安時代中頃までに、石を積んで石塔とする行為が、年中行事化していたことが『三宝絵詞』からわかる。冷泉天皇の娘、尊子内親王（承香殿女御）は、天元5年（982）4月8日、突如、落飾する（『小右記』）。17歳であった。その尊子内親王のために、文筆家として著名だった源為憲（-1011）が、仏教説話や当時の仏教行事を、「仏宝」「法宝」「僧宝」の上・中・下三巻にまとめたのが『三宝絵』である。しかし、肝心の絵巻は現存せず、詞書だけが『三宝絵詞』として残る。

『三宝絵』下巻（僧宝）は、「正月よりはじめて十二月まで月ごとにしける、所々のわざをしるせる」巻である。その二月の行事として「僧宝の九」に記載されているのが「石塔」である。

石塔はよろづの人の春のつつしみなり。諸司・諸衛は官人・舍人とり行ふ。殿ばら・宮ばらは召次・雑色廻し催す。日をえらびて川原に出でて、石をかさねて塔のかたちになす。『心経』を書きあつめ、導師をよびすへて、年の中のまつりごとのかみをかざり、家の中の諸の人をいのる。道心はすすむるにおこりければ、おきな・わらはみななびく。功德はつくるよりのしかりければ、飯・酒多くあつまれり。その中に信ふかきものは息災とたのむ。心おろかなるものは逍遙とおもへり。年のあづかりを定めて、つくゑのうへをほめそしり、夕の酔ひにのぞみて、道のなかにたふれ丸ぶ。しかれどもなを功德の庭に來りぬれば、おのづから善根をうへつ。『造塔延命功德経』に云はく、「波斯匿王の仏に申さく、『相師我をみて、「七日ありてかならずをはりぬべし」といひつ。願はくは仏すくひたすけ賜へ』と。仏の玉はく、『なげくことなかれ。慈悲の心をおこし、物ころさぬいむ事をうけ、塔をつくるすぐれたる福を行はば、命をのべ、さいはひをましてむ。ことに勝れたる事は、塔をつくるにすぎたるはなし。昔、ちるさきわらは牛を飼ひき。あまたの相師どもみて、此の童いま七日ありてかならずしぬべし、とさだむ。此の後に、諸の童たはぶれに砂をあつめて、たかくつみて「仏のたうつくるぞ」といふ。この牛飼ふ童もその中にまじりて、たはぶれにいさごの塔をつくりつ。たかさ一探手なり。これによりて忽に七年の命をのべつ。此の時に辟支仏ありて鉢をもちてゆく。諸の童、たはぶれの心にも砂をもちて、「麦粉なり」といひて、此の聖に施す。辟支仏すなはち鉢を出して砂をうけつ。神通をもちて麦粉になしつ。諸の童これを見て、みなまことの信をおこしつ。辟支仏をしへしらせて云はく、「なむだち砂の塔をつくれるに、たかさ一探手なるは、後のよに鉄輪王となりて一天下に王とあらむ。二探手なるは、銅輪王となりて二天下に王とあらむ。三探手なるは、銀輪王となりて三天下に王とあらむ。四探手なるは、金輪王となりて四天下に王とあらむ」と云ひき。ちるさき童のたはぶれにつくるに、かくのごときむくひをえたり。いかにいはむや、大王のまことの心をいたさむをや。もし、人うたがひなき心をおこして、法のごとくに塔をつくらむ事一のゆびのふしばかりもせば、功德はかりなし』との玉ひて、泥塔をつくるべき事を説きたまふ。『もし、人これをつくれば、この一生をおくるまで毒のためにやぶられず。その命ながく遠し。よこさまのしにをせず。鬼神ちかづかず。あた・かたきのがれさる。身につねにやまひなし。つみみなきえぬ』との給へり。また『法花経』にも、「乃至童子のたはぶれに、いさごをあつめて仏の塔となししは、みなすでに仏になりき」との玉へり。まさに知るべし、石の塔も、功德をもかるべし。（出雲路修校注『三宝絵-平安時代仏教説話集-』東洋文庫513、平凡社、1990年）

年中行事としての「石塔」 『三宝絵詞』が描く年中行事としての「石塔」には、注目すべき点がいくつかある。まず、重要なのは、「石塔」を積む場が「川原」であることだ。網野善彦が指摘したように、川原は葬送の地、無縁・無主の地で〔網野1978〕、彼岸と此岸の境界でもある。そして「駆込寺」が示すように、寺院はアジュールであり、時には無縁の地となる。中寺廃寺C地区は、仏堂・塔・僧房などの施設があるA地区やB地区とは、谷を隔てた別空間を構成する。中寺廃寺のなかで、C地区は（葬地でなくても）「川原」なのである。16基の石組遺構が、等高線はやや入り込んだ谷地形に集中する事実（第51図）は、それを裏づける。少なくとも、その選地は、高所を志向する中世墓とは異質である。それは後世の「賽の河原」に通じる空間と言えよう。C地区における合わせて37基にもおよぶ石組遺構は、年中行事である「石塔」の累積結果と解すれば、容易に納得できる。

次に注目すべき点は、「石塔」が「よろずの人の春のつつしみ」であることだ。『三宝絵詞』では、「諸司・諸衛の官人・舎人」や「殿ばら・宮ばら」配下の「召次・雑色」を、「石を重ねて塔の形にする」主体者として挙げるが、これは源為憲が尊子内親王のために挙げた具体例であり、「よろずの人」は、もっと広範な平安京都市民や地方民衆を含む概念と考えてよいだろう。中寺廃寺に即して言えば、讃岐国衛の下級官人や檀越となった有力豪族だけでなく、大川山を霊山と仰ぐ讃岐国の村人・里人も、「石塔」を行なう主体となった可能性が高い。少なくとも、仏堂や塔など、寺院中枢施設を使った法会の実施主体が僧侶であるのに対して、「石塔」の実施主体は、中寺廃寺に参詣する俗人達であったことは否定できないであろう。

そのように理解すると、「春」という季節や、単に石を積むだけでなく「飯・酒多くあつまれり」という饗宴行為にも意味があることがわかる。民俗学や国文学のいう春の予祝行事、すなわち、その年の豊饒を願う「春山入り」「山遊び」「国見」「花見」〔土橋1965〕や「磯遊び」「川遊び」と同次元に「石塔」があるのだ。中寺廃寺における「石塔」が旧暦二月の行事であったとは断言できないが、讃岐山脈の雪が消え、春の芽吹き頃、あるいは山桜の咲く頃に、豊作祈願や大川山からの国見を兼ねて中寺廃寺に参詣し、C地区で石を積む姿を想像してもよいと考える。

『三宝絵詞』が描写する「石塔」行事の場である「川原」が、平安京に隣接する鴨川などの川原なら、官人や雑色が積み上げた「石塔」が遺構として残る可能性は限りなくゼロに近い。平安時代後期まで存続せず、炭焼が訪れる以外は、人跡まれな山中に放置された中寺廃寺の方形石組遺構であるからこそ残ったのである。もし、中寺廃寺が中世まで存続したら、付近で墓地が展開した可能性は高く、埋葬をとまわらない「石塔」空間を認識することは困難になったかもしれない。これまで、「石塔」行事の存在を、考古学的に指摘し報告した例はない。しかし、遺物を伴わない集石遺構は、しばしば「SX」記号で報告されている。また、埋葬の確証が得られないまま、中世墓として報告された集石遺構・石組遺構も少なくない。その中には、「石塔」行事の結果も含まれているだろう。今後も、平地部の遺跡では検出困難でも、平安時代そのまま凍結した山林寺院関係の遺跡では、中寺廃寺C地区のような遺構の発見も期待できると考える。

第4節 讃岐国と中寺廃寺—むすびにかえて—

国家仏教と山林寺院 古代律令国家においては、出家得度権は国家が掌握し、僧尼は国家公務員として、鎮護国家を祈願した〔松尾1998〕。祈願達成のために、より多くの僧が国家直営寺院で同じ法会を施行する一方で、僧は清浄を保ち、かつ山林修行を通じて個々の法力を強化することが要求されていた。僧房へと発展したB地区において、8世紀後半の土器類が出土している事実は、本来、中寺廃寺が讃岐国の山林修行の場として発足したことを暗示している。

養老「僧尼令」禪行条は、禪行修道のために山居を求める場合の手続きについて、以下のように規定する。すなわち、在京の僧尼の場合は、三綱の連署をもらい、僧綱・玄蕃寮を経て、太政官に申し、可否をきいて公文を下す。一方、地方の僧尼の場合は、三綱と国郡司を経て、太政官に申し、可否をきいて公文を下す。その山居の場となる国郡は、僧尼の居る山を把握しておかねばならず、勝手に他所に移動してはならないとする。すなわち、律令国家は、全国規模で山林修行を法的に認めていたのである。また、山林修行の場を、国郡が把握せねばならないという規定は、修行の拠点となる山林寺院を国郡レベルで把握する必要があったことを示す。近江国分寺僧として叡山に籠もった最澄も、当然、こうした法的規制下にあったはずだ。

一方、山林寺院にかかわる養老「僧尼令」として、よく非寺院条が引用される。すなわち、僧尼が所属する寺院以外に道場を建てて、衆を集めて教化し、みだりに罪福を説くことを禁じた条である。この道場を山林寺院とみなし、天平宝字8年(764)の詔勅で、逆党の徒が山林寺院において一僧以上を集めて読経悔過するのを禁じた事実を援用して、山林寺院が律令国家の仏教政策に背反したと説く意見もある。しかし、この法令は道鏡政権が、勝手な布教活動や反国家的な政治集会を禁止したもので、山林寺院の存在が否定されたわけではない。『続日本紀』宝亀元年(770)10月丙辰には、天平宝字8年の禁制の結果、「山林樹下、長く禅迹を絶ち、伽藍院中、永く梵響を息む」という弊害が生じたことを嘆き、山林修行の復活を願い出ており、光仁・桓武政権は浄行禅師による山林修行をむしろ奨励する。山林寺院を拠点とした山林修行は、国家仏教にとって必須な存在であった。

国境の山寺・中寺廃寺 もちろん、平地寺院や都市寺院と比べて、山林寺院が把握・管理しにくいことは、その立地から容易に想像できる。しかし、中寺廃寺は、讃岐・阿波国境近くに立地する。古代山林寺院が律令制下の国境近くに立地する例は、中寺廃寺以外にも、比叡山延暦寺(山背・近江国境)、大知波峠廃寺(三河・遠江国境)、旧金剛寺(摂津・丹波国境)など、本稿で取り上げた山林寺院でも少なくない。兵庫県の山林寺院の分布を総合的に検討した浅岡俊男は、その間に摂津・播磨・丹波三国の国境線をむすぶ情報網の存在を指摘する〔浅岡2002〕。越前・加賀地域の山林寺院を検討した堀大介も、8・9世紀における山林寺院が国境・郡境沿いに展開する事実を指摘している〔堀2002〕。そして、国境は、国衙が直接管理すべき場所であった。

大化「改新之詔」では、京師・畿内に関連して関塞設置の規定があり〔『日本書紀』〕、『出雲国風土記』は、隣接する伯耆・備後・石見国との国境に、常置あるいは臨時の剗(関)が複数存在したことを明記している。近江-美濃・伊勢国境にある不破関・鈴鹿関をのぞくと、関の考

古学的調査はほとんど進んでいないが、関を通過するための通行手形（過所木簡）をはじめとする関・塞・剗に関わる史料から、少なくとも7世紀後半以降、9世紀に至るまで、国境施設が具体的に機能したことがわかる〔永田2005〕。古代山林寺院の多くが、律令国境近くに立地するのは、こうした国衙が直接管理する施設が、国境近くに存在した事実と無関係ではないだろう。

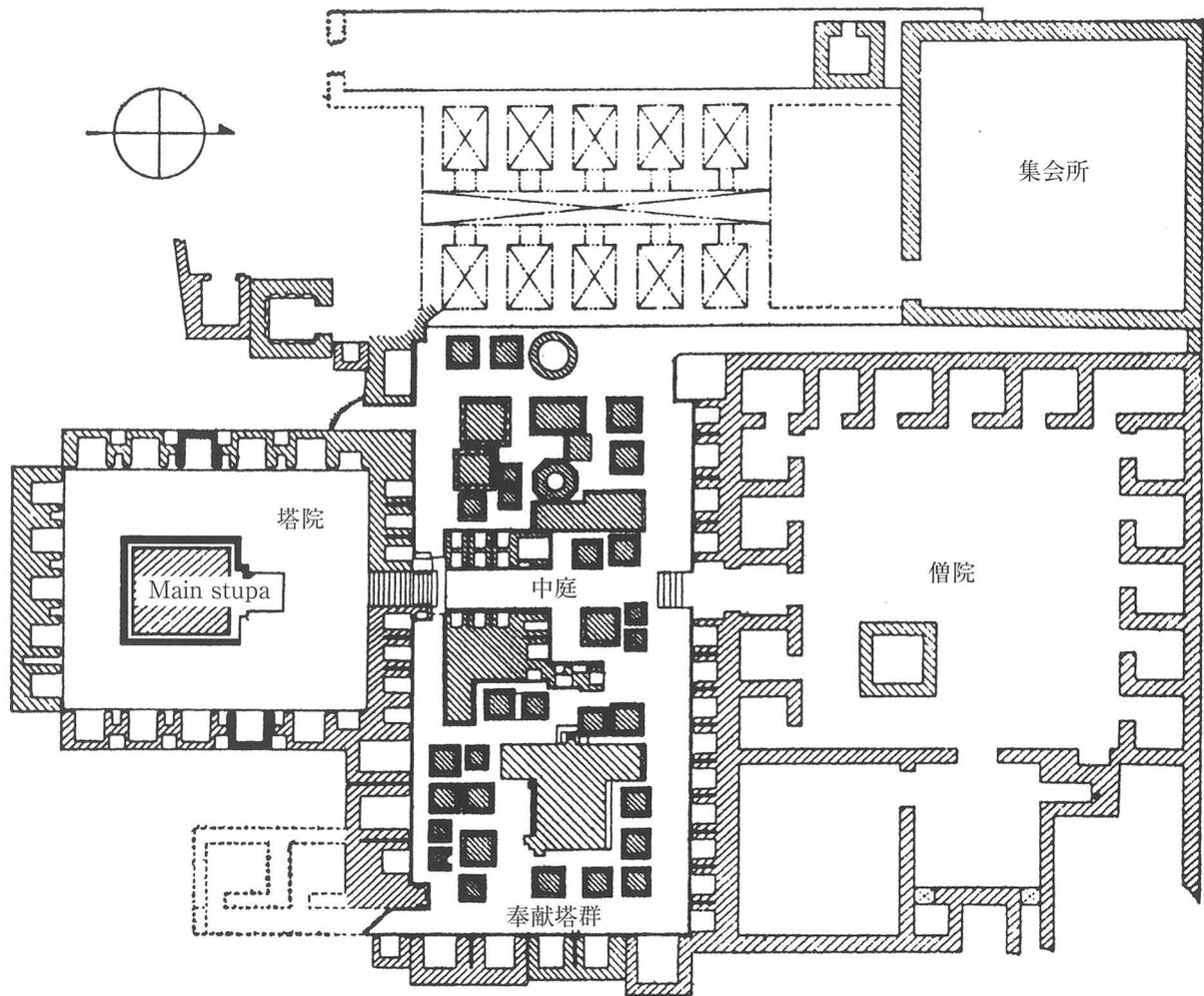
讃岐国分寺と中寺廃寺 山林寺院の展開は、仏教史の展開に連動しており、中寺廃寺の消長も、讃岐国分寺をはじめとする香川県内の平地寺院と密接に関わっていた。とくに中寺廃寺の中核となるA地区の仏堂と塔の配置が、讃岐国分寺と同じ大官大寺式であることは、両者が無関係でなかったことを明示する。中寺廃寺が讃岐国分寺あるいはその管理主体である讃岐国衙と密接に関わっていた事実は、出土遺物からも推測できる。

中寺廃寺A地区の塔心礎下に埋納した須恵器壺群は、讃岐国衙直営の讃岐陶邑窯（十瓶山窯）の製品と考えられる。讃岐陶邑窯の製品は讃岐国内に広く分布するが、とくに注目すべき点は、中寺廃寺の須恵器壺が、一般の讃岐陶邑窯の製品と異なり、赤色を呈することである。おそらく、赤く発色する胎土を用いたか、通常の讃岐陶邑窯製品は還元炎で焼成するのに対して、当該製品は最後に酸素を大量に供給することで（＝酸化炎焼成することで）赤色に仕上げたのである。つまり、地鎮・鎮壇具として埋納するために特注したのが中寺廃寺の心礎下の壺群なのである。また、B地区で出土した灰釉陶と見間違える西播磨産の多口瓶も、同じ器種は生産地では確認されておらず、特注品の可能性が高い。

多口瓶は奈良・平安時代を通じて寺院遺跡で多く出土し、なかには平城京薬師寺や京都府木津川市（旧山城町）高麗寺跡・宇治市大鳳寺跡・滋賀県大津市南滋賀廃寺跡例のような奈良三彩の製品もある〔奈文研埋文センター2002〕。土器が主体でも、荘厳性の強い仏具である。ただし、分布は中部－西日本を中心とし、関東地方では埼玉県高岡寺院跡で須恵器の多口瓶が知られているにとどまる〔考古学から古代を考える会2000〕。香川県下においては、屋島千間堂跡の礎石建物内で、須恵器多口瓶が複数個体出土しているが、讃岐陶邑産と考えられている〔高松市教委2003〕。つまり、中寺廃寺には、仏具として荘厳性の強い多口瓶を、わざわざ西播磨から取り寄せる立場の僧侶がいたことになる。中寺廃寺は、単なる人里離れた山寺ではなく、その動向は、古代讃岐国衙や讃岐国分寺と密接に関わっていたのである。

平安仏教と中寺廃寺 中寺廃寺は10世紀にいたって、A地区に仏堂・塔が造営され、それ以前から機能していたB地区の仏堂・僧房も様相を新たにして、山林寺院としての体裁が整う。奈良仏教のもとでは、平地寺院を本寺とし、山林修行のために山林寺院に出向く形態が一般的だった〔藪田1957〕のに対して、真言・天台宗が台頭すると、山林寺院こそが寺院の主体という考えが生まれる。平安京内には東寺・西寺以外の寺院はなく、平安京周辺の丘陵地には、真言・天台宗を中心とした寺院が次々と造営された。しかし、それらの寺院も、山林修行の場という山林寺院本来の意義は失っていなかった。

9世紀中葉、仁明天皇の女御藤原順子が発願し、入唐僧恵運が東山山中に造営した安祥寺では、毎年、国家試験にパスした3名の僧（年分度者）は、7年間にわたって寺家に籠もり、山を出る



第66図 タクティ・バイ寺院 (パキスタン) [水野1962]

ことを許されなかった [『日本三代実録』貞観元年 (859) 4月18日条]。しかし、7年の修行を終えた安祥寺僧は、諸国講読師として各地に派遣され、地元の国分寺僧を指導した [『延喜玄蕃寮式』]。平安京周辺の山林寺院は、こうした僧侶の往還を通じて地方寺院と交流していた。

一般に、山林寺院は僧の山林斗藪や山林修行を通じた相互の結びつきが強く、別院として、あるいは本末関係で系列化されることが多い。中寺廃寺も讃岐・阿波国境の山並を山林斗藪の舞台として、他の山岳・山林寺院と結びつく可能性がある。今後の検討課題である。また、讃岐国にも曼陀羅寺など、東寺と本末関係にある真言寺院が確認できる。平安時代後期以降の四国八十八ヶ所の成立も含めて、今後の検討課題としたい。

民衆仏教と中寺廃寺 以上、述べたように、中寺廃寺成立の背景には、讃岐国衙や讃岐国分寺の動向、平安京周辺で新たに台頭した真言・天台宗などの平安仏教との関係、さらには四国山地や讃岐山脈に沿って点在する平安時代における山林寺院間とのネットワークなど、国家的・宗教的な歴史動向が重要な意味がある。しかし、一方、前節の方形石組遺構の検討で明らかになった民衆仏教とのつながりも、中寺廃寺が担った重要な歴史的側面として、検討を深める必要がある。

方形石組遺構を塔と認識する上で、肥後国池辺寺の「百塔」の存在が意味を持った。池辺寺に

においては、中核となる信仰対象として百塔（方形石組遺構群）を造営したため、石塔群は計画性に富んだ規模・配置となっている。これに対して、中寺廃寺C地区方形石組遺構群は、規模や配置に計画性を認めがたい。中寺廃寺C地区を訪れたときに思い出したのは、パキスタンのペシャワール（ガンダーラ）近郊にあるタクティ・バイなどの山林寺院〔水野1962〕で見た奉獻塔である。ガンダーラの仏教寺院は大きなストゥーパを中心とした塔院と、僧房が集合した僧院とからなり、タクティ・バイでは両者間の一段低い中庭に、小さなストゥーパ（奉獻塔）が不規則に所狭しと並んでいた（第66図）。すなわち、舍利を納めた寺院中枢のメイン・ストゥーパに対して、仏縁や功德を求めて一般信者が行った作善行為が、奉獻塔なのである。それは、中寺廃寺A地区の本塔に対する、C地区の方形石積遺構群の関係と相似形をなす。

日本の古代寺院の一角に、一般信者が仏縁を求めて作善行為を行う場が存在しうるのか、という疑問もわく。しかし、古代山林寺院の発展・拡大において、民間布教が大きな意義を担った可能性は、すでに大知波峠廃寺の調査成果において提起されている。大知波峠廃寺では、10世紀前半に、湧水と池の前に仏堂B Iがまず造営され（第52図のⅠ期）、10世紀後半以降、A・CI・Eなどの仏堂や僧房が次々と建てられて、著しい発展を遂げる（第52図のⅡ期）。この発展の背景を示すのが、池の周囲から445点も出土した大量の墨書土器である。地元二川窯産を主体とする灰釉陶器に、「万」「寺万」「二万」「十万」「廿万」「千万」「徳万」「祐万」「祐」「祐上」「吉」「大吉」などの吉祥句や「阿花」「施入」「六器五口」「御佛供」などの用途を記した墨書土器は、古代寺院で行なう通常の国家的法会や鎮護国家の法会とは異なり、民衆も巻き込んだ信仰形態を反映している。

後藤建一は、『三宝絵詞』下巻の修正月（僧宝の一）や修二月（僧宝の六）において、「私にはもろもろの寺々に、男女みあかしをかかげてあつまりおこなふ」「山・里の寺々の大なる行ひなり」という記述に注目して、修正会や修二会との関係でこれらの墨書土器を位置づける〔湖西市教委1997〕。大知波峠廃寺では、現在なお絶えることのない水源こそが、信仰の源であった。東大寺二月堂の「お水取り」のように、聖水をめぐる原初的信仰が、修二会のような仏教行事として定着し、膨大量の墨書土器を生み出した可能性は否定できない。

中寺廃寺近傍においては、讃岐・阿波分水嶺や大川神社は水源地として、信仰の対象となったはずである。事実、大川神社には讃岐国司による雨乞い伝承が残る。しかし、中寺廃寺の寺地自体は、聖水信仰を生む母胎にはならなかった。そこでは、大知波峠廃寺とは異なり、春の予祝行事である「山遊び」を母胎とした「石塔」行事を民間布教の根拠にしたのである。

大和国葛木上郡の高宮山寺にいた願覚は、朝に里に行き、夕に房に帰るのを業としていた（『日本霊異記』上巻第四話）。また、平群山寺に住む練行の沙弥尼は、河内国若江郡遊宜村で知識を率いて六道図を描いた（『同』上巻第三五話）。『日本霊異記』が描く練業者は、一定の距離を置きつつ、村里との交流を忘れていない。当然、大川山を霊峰と仰ぐ讃岐国内の住民は、官人・豪族・村人の階層を問わず、中寺廃寺に参詣したはずである。中寺廃寺C地区の石組遺構群は、そうした地元民衆と寺家との交流の証なのである。

山林寺院としての中寺廃寺の特色 以上、中寺廃寺に関して、古代律令国家における国家仏教の一翼をになう側面と、地元の信仰に根ざす民間布教の拠点としての側面について、それぞれ具体的に検討を加えた。そうした両面性は、平安時代に日本各地で展開した山林寺院が、多かれ少なかれ備えていた特徴と考えてよいだろう。

それでは、他の同時代の山林寺院と比較した時、讃岐国山林寺院としての中寺廃寺の特徴・独自性は、どこにあるのだろうか。本稿で提示したC地区における「石塔」行事は、現状では中寺廃寺独自の遺構である。しかし、今後、同時代山林寺院の考古学的調査が進展すれば、一般化する可能性が高い。少なくとも、『三宝絵詞』の記述を信ずる限り、「石塔」行事はかなり広範に実施されており、単に遺構が残りにくく、発掘調査によっても、年代を限定しにくいにすぎないように思える。中寺廃寺の特徴・独自性は、むしろ同時代の山林寺院の発掘調査で明らかになった堂塔建築やその配置との比較によって導くべき課題なのである。以下、三河・遠江国境近くに造営された大知波峠廃寺の調査成果と対比することで、讃岐国山林寺院としての中寺廃寺の特徴・独自性について考えをめぐらせる。

よく似た土地利用方式で国境近くに立地し、ほぼ同じ10世紀代に成立したにもかかわらず、大知波峠廃寺と中寺廃寺には、建物構造や配置に大きな違いがある。まず、大知波峠廃寺には塔がない。しかし、複数の仏堂が、次々と造営された。大知波峠廃寺の仏堂は、いずれも前面に庇を長く延ばし、内陣と外陣によって堂内での法会を可能にした中世仏堂の萌芽形態を採る〔山岸1997〕。3間×2間という必要最小限の規模の仏堂前面に広場を設け、塔とともに讃岐国分僧寺の伽藍配置を再現した中寺廃寺A地区のあり方とは、まったく異なる。

近畿地方でも、7世紀後半の崇福寺は、同時代の川原寺式伽藍配置を、複数の尾根を利用して再現し、9世紀中葉の安祥寺は、整然と配置した僧房と仏堂の前面に広場を設け、法会空間を確保している。しかし、10世紀の大知波峠廃寺では、こうした古代的な建物構造や配置は影をひそめ、中世仏堂への確実な一步を踏み出している。一方、中寺廃寺では、10世紀後半のB地区仏堂においても5間×3間の古代的構造を維持し、前面に広場を確保する。同様の古代的な建物構造は、同じ10世紀前半に成立した屋島北嶺千間堂跡の礎石建物〔高松市教委2003〕においても指摘でき、讃岐国の平安時代山林寺院の特徴と言える。

第1節で述べたように、讃岐国は古代寺院数において他国を圧倒する。それは、古代寺院を造営し維持する上で、安定した技術基盤を有していたことを意味する。しかし、安定した技術基盤は、同時に新技術の開発や導入において保守的、伝統墨守型であったことを示す。10世紀後半に至っても、中寺廃寺をはじめとする讃岐国古代寺院が、中世仏堂建築を導入せず、古代的な建物構造や建物配置をとり続けた意味はそこにあると私は考えている。

参考文献

- 浅岡俊男 2002年 「六甲山周辺の山岳寺院（兵庫県）」『佛教藝術』265号、特集・山岳寺院の考古学的調査（西日本編）、毎日新聞社
- 網野善彦 1978年 『無縁・公界・楽－日本中世の自由と平和－』平凡社選書58、平凡社
- 上原真人 2005年 「慧日寺〈戒壇〉とは何か」『徳一菩薩と慧日寺』磐梯町教育委員会・磐梯町
- 上原真人 2006年 「平城京・平安京時代の文化」『列島の古代史－ひと・もの・こと－8 古代史の流れ』岩波書店
- 大垣市教育委員会 2005年 『史跡 美濃国分寺跡』
- 大阪府立近つ飛鳥博物館 2001年 『莊嚴－飛鳥・白鳳 仏のインテリア－』特別展図録21
- 羯磨正信・他 1987年 「紀伊」『新修 国分寺の研究』第5巻上（南海道）、吉川弘文館
- 元興寺文化財研究所 1984年 『古代研究28・29 特集地鎮・鎮壇』
- 熊本市教育委員会 1996年 『池辺寺跡Ⅰ（百塚遺跡C地点・堂床遺跡発掘調査報告書）』
- 熊本市教育委員会 2003年 『池辺寺跡Ⅴ－平成13年度発掘調査報告書－』
- 下呂市教育委員会 2007年 『岐阜県指定史跡 鳳慈尾山大威徳寺跡－平成15～18年度 範囲確認調査報告書－』下呂市文化財調査報告書第1集
- 考古学から古代を考える会 2000年 『古代仏教系遺物集成・関東－考古学の新たな開拓をめざして－』
- 国分寺町教育委員会 1996年 『特別史跡讚岐国分寺跡保存整備事業報告書』
- 国立歴史民俗博物館 2001年 『（共同研究）古代莊園絵図と在地社会についての史的研究』国立歴史民俗博物館研究報告第88集
- 湖西市教育委員会 1997年 『大知波峠廃寺跡確認調査報告書』湖西市文化財調査報告第37集
- 湖西市教育委員会 2002年 『湖西連峰の信仰遺跡分布調査報告書』湖西市文化財調査報告第40集
- 琴南町教育委員会 1988年 『備中地遺跡発掘調査報告書－付・中寺廃寺確認調査概報－』
- 琴南町教育委員会 2005年 『中寺廃寺跡 平成16年度』琴南町内遺跡発掘調査報告書第1集
- 琴南町教育委員会 2006年 『中寺廃寺跡 平成17年度』琴南町内遺跡発掘調査報告書第2集
- 琴南町誌編纂委員会 1986年 『琴南町誌』
- 笹生 衛 1992年 「〈村落内寺院〉における堂宇建物と仏教信仰」『野中徹先生還暦記念論集』
- 滋賀県 1941年 『大津京趾（下）崇福寺趾』滋賀県史蹟調査報告第10冊
- 須田 勉 2001年 「東国における双堂建築の出現－村落内寺院の理解のために－」『國土館史学』第9号、國土館大學史學會
- 藪田香融 1957年 「古代仏教における山林修行とその意義－とくに自然智宗をめぐる－」『南都仏教』4号、南都仏教研究会
- 第14研究会「王権とモニュメント」 2004年 『安祥寺の研究－京都市山科区所在の平安時代初期の山林寺院－』京都大学大学院文学研究科21世紀COEプログラム『グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成』成果報告書

- 多賀町教育委員会 2005年 『敏満寺遺跡石仏谷墓跡』多賀町埋蔵文化財発掘調査報告書
- 高松市教育委員会 2003年 『史跡天然記念物屋島－史跡天然記念物屋島基礎調査事業調査報告書Ⅰ－』高松市埋蔵文化財調査報告第62集
- 高松市歴史資料館 1996年 『讃岐の古瓦展』第11回特別展図録
- 土橋 寛 1965年 『古代歌謡と儀礼の研究』岩波書店
- 永田英明 2005年 「通行証」『文字と古代日本』3, 流通と文字、吉川弘文館
- 奈良国立文化財研究所 1985年『大官大寺－飛鳥最大の寺－』飛鳥資料館カタログ第8冊
- 奈良国立文化財研究所 1989年『仏舎利埋納』飛鳥資料館図録第21冊
- 奈良文化財研究所埋蔵文化財センター 2002年 『奈良三彩関係文献目録』埋蔵文化財ニュース106
- 濱島正士 2001年 『日本仏塔集成』中央公論美術出版
- 文化庁 1973年 『重要文化財12 建造物Ⅰ』毎日新聞社
- 堀 大介 2002年 「低山から高山へ－古代白山信仰の成立－」『第10回記念 春日井シンポジウム資料集』春日井市教育委員会文化財課
- 堀 大介・他 2005年「全国の主要な霊山」『第20回国民文化祭・ふくい2005 シンポジウム(山と地域文化を考える)資料集』第20回国民文化祭越前町実行委員会
- 松尾剛次 1998年 『新版 鎌倉仏教の成立－入門儀礼と祖師神話－』(中世史研究叢書)吉川弘文館
- まんのう町教育委員会 2007年 『中寺廃寺跡 平成18年度』まんのう町内遺跡発掘調査報告書第2集
- 水野清一 1962年 「ヒンドゥ・クシュ南北の仏教遺跡」『文明の十字路－イラン・アフガニスタン・パキスタン調査の記録－』京都大学学術調査隊、平凡社
- 六甲山麓遺跡調査会 1993年 『旧金剛寺跡とその周辺』
- 森 蘊 1971年 『奈良を測る』学生社
- 山岸常人 1997年 「大知波峠廃寺の礎石建物の構造と性格」『大知波峠廃寺跡確認調査報告書』湖西市文化財調査報告第37集
- 山本義孝 1998年 「遠江国岩室寺をめぐる諸問題」『静岡の考古学－植松章八先生還暦記念論文集－』
- 吉川真司 1996年 「東大寺山堺四至図」『日本古代荘園図』東京大学出版会

第7表 中寺廃寺跡出土遺物観察表(1)土器

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量 (cm)		残存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	底径					
1	須惠器・椀	A地区	第3テラス 流土		7.3	底部1/8	堅緻	灰色5Y5/1	灰色5Y5/1	2と同一固体の可能性あり
2	須惠器・椀	A地区	第3テラス 流土		7.5	底部2/8	堅緻	灰色N6/0	黄灰色4/1	1と同一固体の可能性あり
3	黒色土器・椀	A地区	第3テラス 盛土直上		9.7	底部1/8	やや軟	黒色YR2/1	橙色5YR7/8	内黒焼成
4	土師器・坏	A地区	第3テラス 流土下位		6.1	底部1/8	良好	にぶい赤褐色5YR5/4	にぶい赤褐色5YR5/4	
5	土師器・坏	A地区	第3テラス 流土中位		7.0	底部2/8	良好	明黄褐色2.5Y7/6	浅黄色2.5Y7/4	
6	土師器・坏	A地区	第3テラス 流土	9.8	8.0	1/8	良好	浅黄橙色10YR8/4	浅黄橙色10YR8/4	
7	須惠器・鉢	A地区	第3テラス 流土	19.6		口縁部1/8	堅緻	灰色10Y5/1	灰色10Y4/1	
8	土師器・壺	A地区	第3テラス 流土		10.1	底部1/8	良好	にぶい黄褐色10YR5/4	黄褐色2.5Y5/3	
9	土師器・壺	A地区	第3テラス 地山直上		10.4	底部1/8	良好	にぶい赤褐色5YR5/4	灰色10Y5/1	
10	土師器・壺	A地区	第3テラス 流土			胴部1/8	良好	黄褐色2.5Y5/3	にぶい黄色2.5Y6/3	
11	須惠器・甕(転用硯)	A地区	第3テラス 流土			胴部破片	堅緻	オリーブ灰色2.5GY6/1	灰色N5/0	甕破片転用硯
13	土師器・鉢	A地区	第3テラス 心礎石下部遺構	13.2	7.6	6/8	良好	褐灰色10YR5/1	浅黄橙色10YR8/3	
14	土師質土器・長胴甕	A地区	第3テラス 心礎石下部遺構	33.4	6.6	ほぼ完存	良好	黄灰色2.5Y5/1	浅黄色2.5Y7/4	
15	土師器・壺	A地区	第3テラス 心礎石下部遺構	11.4	12.2	ほぼ完存	良好	赤褐色2.5YR4/6	赤褐色2.5YR4/8	須惠器器形を酸化焰焼成
16	土師器・壺	A地区	第3テラス 心礎石下部遺構	11.4	12.2	ほぼ完存	良好	赤褐色2.5YR4/6	赤褐色2.5YR4/8	須惠器器形を酸化焰焼成
17	土師器・壺	A地区	第3テラス 心礎石下部遺構	11.8	12.0	ほぼ完存	良好	赤褐色2.5YR4/6	赤褐色2.5YR4/8	須惠器器形を酸化焰焼成
18	土師器・壺	A地区	第3テラス 心礎石下部遺構	12.2	12.4	ほぼ完存	良好	赤褐色2.5YR4/6	赤褐色2.5YR4/8	須惠器器形を酸化焰焼成
19	土師器・壺	A地区	第3テラス 心礎石下部遺構	10.7	11.0	ほぼ完存	良好	赤褐色2.5YR4/6	赤褐色2.5YR4/8	須惠器器形を酸化焰焼成 底部にヘラ記号
20	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上		5.9	底部1/8	良好	浅黄色2.5Y7/4	浅黄色2.5Y7/4	内面に黒色付着物
21	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上		5.9	底部1/8	良好	にぶい黄褐色10YR5/3	にぶい黄褐色10YR7/4	内面に黒色付着物
22	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上	10.2	7.8	1/8	良好	にぶい黄色2.5Y6/4	にぶい黄褐色10YR6/3	

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量 (cm)		残存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	器高					
23	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上	10.1	2.0	1/8	良好	黄褐色2.5Y5/3	にぶい黄褐色10YR5/3	
24	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上		7.9	底部1/8	良好	にぶい黄色2.5Y6/3	にぶい黄色2.5Y6/3	
25	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上	10.3	2.1	3/8	良好	にぶい黄色2.5Y6/4	にぶい黄色2.5Y6/4	内面に黒色付着物
26	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上	11.1	2.0	1/8	良好	黒褐色2.5Y3/2	にぶい黄褐色10YR4/3	内面に黒色・外面に赤色付着物
27	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上		6.4	底部4/8	やや軟	にぶい黄色2.5Y6/4	にぶい黄色2.5Y6/3	内面に黒色付着物
28	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上	8.4		底部4/8	やや軟	浅黄色2.5Y7/4	にぶい黄色2.5Y6/4	内面に黒色付着物
29	土師器・坏	A地区	第2テラス 整地土直上			底部1/8	良好	にぶい黄色2.5Y6/3	黄褐色2.5Y5/3	内面に黒色付着物
30	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位		7.3	底部2/8	良好	にぶい黄褐色10YR5/4	にぶい黄褐色10YR6/4	
31	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土		6.9	4/8	やや軟	にぶい黄褐色10YR6/4	にぶい黄褐色10YR6/4	
32	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位		6.0	2/8	良好	にぶい黄褐色10YR6/4	にぶい黄褐色10YR6/4	内面に黒色付着物
33	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位		5.3	底部1/8	良好	にぶい黄褐色10YR6/4	にぶい黄褐色10YR6/4	内面に黒色付着物
34	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位		5.7	底部1/8	良好	にぶい黄褐色10YR6/4	にぶい黄褐色10YR7/4	内面に黒色付着物
35	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位		7.0	底部8/8	良好	にぶい黄褐色10YR6/4	にぶい黄褐色10YR6/3	内面に黒色付着物
36	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位		7.8	底部1/8	良好	にぶい黄褐色10YR6/4	にぶい黄褐色10YR6/4	内面に黒色付着物
37	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位	10.6	2.0	4/8	良好	にぶい黄色2.5Y6/3	にぶい黄褐色10YR6/4	内面口縁部に黒色付着物
38	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土上～下位		7.5	2/8	良好	にぶい黄褐色10YR4/3	にぶい黄褐色10YR4/3	内外面に黒色付着物
39	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土上位		8.5	底部2/8	良好	浅黄色2.5Y7/4	浅黄色2.5Y7/4	内面に黒色付着物
40	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土中位		6.7	1/8	良好	にぶい黄褐色10YR7/4	にぶい黄褐色10YR7/4	
41	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位	10.0	1.8	3/8	良好	にぶい橙色2.5YR6/4	にぶい橙色2.5YR6/3	内面に黒色付着物
42	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土中位		7.3	底部3/8	良好	橙色7.5YR6/6	黒褐色7.5YR3/1	内面に黒色付着物
43	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土下位		6.7	底部1/8	良好	にぶい黄色2.5Y6/4	にぶい黄色2.5Y6/4	
44	土師器・坏	A地区	第2テラス 流土上位			破片	良好	灰黄色2.5Y6/2	灰黄色2.5Y6/2	内外面に黒色付着物

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量 (cm)		残存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	器高					
45	土師器・坏	A地区	第2テラス 南側緩斜面 旧表土		4.9	底部1/8	良好	赤褐色5YR4/8	赤褐色5YR4/8	
46	土師器・坏	A地区	第2テラス 南側緩斜面 盛土			底部1/8	良好	赤褐色5YR4/8	赤褐色5YR4/8	
50	須恵器・坏蓋	B地区	第1テラス SP08埋土中			口縁部1/8	普通	灰色N5/	灰色N5/	
51	土師器・坏	B地区	第1テラス 盛土中	11.7	7.5	口縁部1/8	やや良	橙色7.5YR6/6	にぶい黄橙色10YR6/4	
52	土師器・坏	B地区	第1テラス 盛土中		7.7	底部1/8	普通	にぶい橙色7.5YR7/4	にぶい橙色7.5YR7/4	
53	黒色土器・椀	B地区	第1テラス 盛土中		8.9	底部1/8	普通	にぶい橙色5YR7/4	浅黄橙色10YR8/4	輪高台 内黒焼成
54	土師器・壺	B地区	第1テラス 盛土中	15.7		口縁部1/8	悪	にぶい黄褐色5/3	橙色5YR6/8	
55	土師器・坏	B地区	第1テラス 盛土直上		9.4	底部1/8	普通	灰黄褐色10YR6/2	灰黄褐色10YR6/2	
56	土師器・椀	B地区	第1テラス 流土中		5.6	底部2/8	普通	淡黄色2.5Y8/3	淡黄色2.5Y8/3	輪高台
57	土師器・椀	B地区	第1テラス 流土中		3.2	底部8/8	普通	浅黄橙色10YR8/4	浅黄橙色10YR8/4	輪高台
58	黒色土器・椀	B地区	第1テラス 盛土直上		8.2	底部1/8	普通	黒色2.5Y2/1	明赤褐色5YR5/6	輪高台 内黒焼成
59	須恵器・坏蓋(転用硯)	B地区	第1テラス 流土中			つまみ8/8	良	灰白色N7/	灰色5Y6/1	内面磨耗 外面一部に自然釉付着
60	須恵器・坏蓋	B地区	第1テラス 盛土直上		9.0	底部2/8	普通	灰色N5/	灰色N5/	
61	須恵器・坏蓋	B地区	第1テラス 腐植土中	14.8		口縁部1/8	良	青灰色5PB5/1	褐灰色5YR4/1	
62	須恵器・坏蓋	B地区	第1テラス 流土中	15.1		口縁部1/8	やや良	灰白色N7/	灰白色N7/	
63	須恵器・坏	B地区	第1テラス 盛土直上		7.0	底部2/8	やや悪	灰色5Y6/1	黄灰色2.5Y6/1	
64	須恵器・坏	B地区	第1テラス 盛土直上		7.3	底部1/8	やや悪	灰白色5Y7/2	灰オリーブ色5Y6/2	
65	須恵器・坏	B地区	第1テラス 地山直上		9.6	底部1/8	やや悪	灰白色5Y7/1	灰黄色2.5Y7/2	
66	土師器・坏	B地区	第1テラス 盛土直上	12.4		口縁部1/8	悪	にぶい黄褐色10YR7/4	にぶい黄褐色10YR7/4	
67	土師器・坏	B地区	第1テラス 盛土直上		9.0	底部1/8	普通	橙色5YR6/6	橙色5YR6/6	
68	土師器・坏	B地区	第1テラス 盛土直上	13.5	10.6	口縁部1/8	普通	にぶい黄褐色10YR7/4	にぶい黄褐色10YR7/4	
69	須恵器・壺	B地区	第1テラス 腐植土中	11.0		口縁部1/8	普通	灰色7.5Y5/1	灰オリーブ色7.5Y4/2	

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量 (cm)			残存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	底径	器高					
70	須惠器・壺	B地区	第1テラス 流土下位	15.5			口縁部1/8	普通	灰色6/	灰色5/	
71	須惠器・多口瓶	B地区	第1テラス 腐植土中	11.6			口縁部1/8	良	暗灰色2.5Y5/2	黄灰色2.5Y5/1	西播磨産須惠器 外面に自然釉付着
72	須惠器・多口瓶	B地区	第1テラス 流土下位	12.0			口縁部3/8	良	黄灰色2.5Y6/1	黄灰色2.5Y6/1	西播磨産須惠器 外面に自然釉付着
73	須惠器・多口瓶	B地区	第1テラス 流土中	6.2			口縁部3/8	良	灰色5Y6/1	灰色5Y6/1	西播磨産須惠器 外面に自然釉付着
74	須惠器・多口瓶	B地区	第1テラス 流土下位				肩部1/8	良	灰色5Y6/1	黄灰色2.5Y6/1	西播磨産須惠器 外面に自然釉付着
75	須惠器・坏蓋(転用硯)	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中				つまみ8/8	良	灰色5Y6/1	灰色N5/	内面摩滅
76	須惠器・坏蓋	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中	17.9			口縁部1/8	良	灰色N6/	灰色5Y6/1	
77	須惠器・坏	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中	13.0			口縁部1/8	良	灰色7.5Y6/1	灰色7.5Y6/1	
78	須惠器・坏	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中				つまみ8/8	良	灰色N5/	灰色N5/	輪高台
79	須惠器・坏	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中	9.8			底部1/8	良	灰色N5/	灰黄褐色10YR5/2	
80	須惠器・壺	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中				頸部2/8	良	灰色N6/	灰色N6/	西播磨産須惠器 内面に自然釉付着
81	黒色土器・椀	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中	9.2			底部1/8	普通	黒褐色2.5Y3/1	にぶい黄褐色10YR7/4	輪高台・内黒焼成
82	須惠器・壺	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中	7.7			底部2/8	良	にぶい褐色7.5YR5/3	灰色N5/	
83	土師質土器・長胴甕	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中	29.4			口縁部1/8	悪	にぶい黄褐色10YR6/4	橙色7.5YR6/6	
84	須惠器・多口瓶	B地区	第2テラス SK02・SD01埋土中、 地山・盛土直上、流土・腐植土中	11.8	11.6		口縁部5/8 底部4/8	普通	白灰色N7/	灰色5Y6/1	西播磨産須惠器 外面に自然釉 付着 小口縁部は4個中3個残存
85	須惠器・壺	B地区	第2テラス SP12埋土中				体部3/8	良	灰色N5/	黒色N2/	
86	越州窯系青磁・碗	B地区	第2テラス SD02埋土中				口縁部1/8	良	灰オリーブ7.5Y6/2	灰オリーブ7.5Y6/2	I-5類もしくはI-2aウ類
87	須惠器・坏	B地区	第2テラス 盛土直上	10.6	6.9	4.1	4/8	良	灰色N4/	暗灰色N3/	西播磨産須惠器 内面に自然釉付着
88	須惠器・壺	B地区	第2テラス 流土上位	7.6	2.4		口縁部1/8	普通	灰色N6/	灰色N6/	
89	須惠器・鉢	B地区	第2テラス 流土上位	20.4			口縁部1/8	やや良	灰色6/	灰色4/	
90	須惠器・坏	B地区	第2テラス 流土上位		12.2		底部1/8	普通	灰色5/	灰色7.5Y5/1	
91	須惠器・壺	B地区	第2テラス 流土下位				体部1/8	やや良	灰白色5Y7/1	灰色5Y5/1	外面に自然釉付着

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量 (cm)		残存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	底径 器高					
92	須惠器・坏	B地区	第2テラス 流土下位	12.8		口縁部1/8	普通	灰色N5/ 灰色N6/	灰色N6/ 灰色N6/	
93	須惠器・坏	B地区	第2テラス 流土上位		7.0	底部2/8	やや良	灰白色N7/	灰白色N7/	
94	須惠器・皿	B地区	第2テラス 盛土直上		10.0	底部1/8	やや良	灰白色5Y7/1	灰白色5Y7/1	
95	須惠器・皿	B地区	第2テラス 流土下位	15.0	2.1	底部3/8	普通	灰色N5/	灰色N5/	
96	土師器・坏	B地区	第2テラス 流土下位	12.6		口縁部1/8	普通	浅黄褐色7.5YR8/6	淡黄色2.5Y8/3	
97	土師器・坏	B地区	第2テラス 流土下位		7.0	底部2/8	悪	黄灰色2.5Y4/1	にぶい黄褐色10YR5/3	
98	須惠器・坏	B地区	第2テラス 流土下位	17.8		口縁部1/8	普通	にぶい黄褐色10YR7/4	にぶい黄褐色10YR7/4	
99	須惠器・坏	B地区	第2テラス 盛土直上	14.8		口縁部1/8	良	灰色N6/	灰色N6/	
100	須惠器・壺	B地区	第2テラス 地山直上		9.2	底部1/8	普通	灰色N6/	灰色N5/	
101	土師器・椀	B地区	第2テラス 流土上位		6.0	底部1/8	悪	浅黄褐色10YR8/3	にぶい黄褐色10YR7/3	輪高台
102	土師器・壺	B地区	第2テラス 第12層直上		7.0	底部8/8	悪	淡黄色2.5Y8/3	淡黄色2.5Y8/3	
103	土師器・坏	B地区	第3テラス SP01検出面直上	15.9		口縁部1/8	良	灰色4/1	灰色4/1	
104	須惠器・壺	B地区	第3テラス 盛土直上			頸部1/8	良	黒色2.5Y2/1	黄灰色2.5Y4/1	
105	須惠器・坏蓋	B地区	第3テラス 地山直上	18.7		口縁部1/8	良	灰色N5/	灰色N5/	
106	須惠器・坏	B地区	第3テラス 地山直上	11.6	7.3	4/8	普通	灰色N6/	灰色6/1	
107	須惠器・壺	B地区	第3テラス 地山直上			肩部1/8	やや良	灰白色N7/	灰色N5/	肩部から上部に自然釉付着
108	須惠器・坏蓋	B地区	第3テラス 盛土直上	12.2		口縁部1/8	やや良	灰色N5/	灰色N6/	
109	須惠器・坏	B地区	第3テラス 盛土直上	14.0		口縁部1/8	普通	灰色7.5Y5/1	灰色7.5Y5/1	
110	土師器・坏	B地区	第3テラス 地山直上		8.4	底部3/8	やや悪	灰黄褐色10YR4/2	灰黄褐色10YR4/2	
111	黒色土器・椀	B地区	第3テラス 地山直上		7.1	底部3/8	普通	黒褐色2.5Y3/1	橙色7.5YR6/6	内黒焼成
112	黒色土器・椀	B地区	第3テラス 盛土直上	15.7		口縁部1/8	やや良	黒褐色2.5Y3/1	黄褐色10YR5/8	内黒焼成
113	土師器・坏	B地区	第3テラス 盛土直上		10.0	底部2/8	やや悪	橙色5YR6/6	橙色5YR6/6	

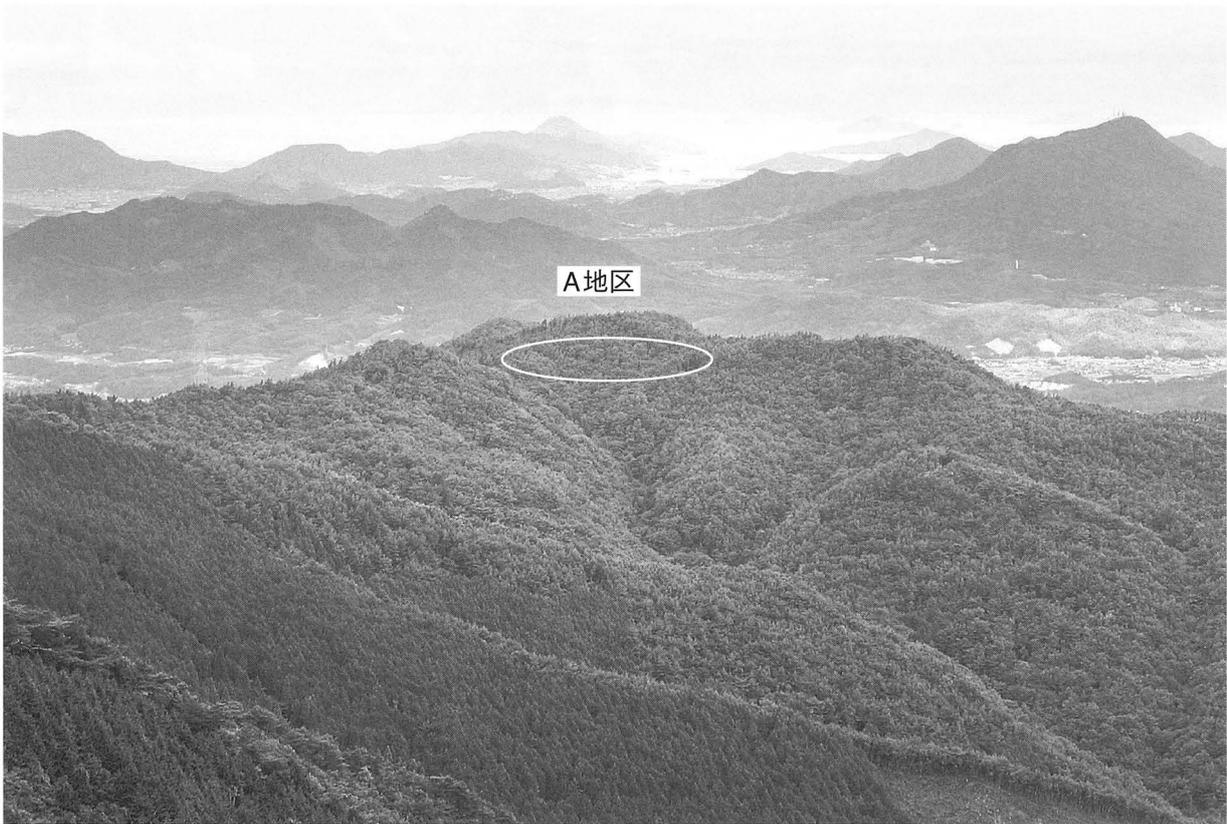
図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量 (cm)		残存率	焼成	色調・内面	色調・外面	備考
				口径	底径					
114	土師質土器・甕	B地区	第3テラス 地山直上			側辺部片	普通	明赤褐色5YR5/8	明黄褐色10YR6/6	焚口側辺部 内側被熱
115	須惠器・坏蓋	B地区	第3テラス 流土中			つまみ8/8	やや良	灰白色5Y7/1	灰白色5Y7/1	
116	須惠器・鉢	B地区	第3テラス 流土中	19.2		口縁部1/8	悪	灰白色7.5Y7/1	灰色7.5Y6/1	
117	須惠器・鉢	B地区	第3テラス 流土中			口縁部1/8	やや良	灰白色5Y7/1	灰白色5Y7/1	
118	須惠器・壺	B地区	第3テラス 流土下位		9.1	底部2/8	やや良	灰色N5/	暗灰色3/	
119	須惠器・坏	B地区	第3テラス 地山直上	12.2		口縁部1/8	普通	灰白色N7/	灰白色N7/	
120	須惠器・坏	B地区	第3テラス 地山直上	16.5		口縁部1/8	普通	灰色N6/	灰色N6/	
121	須惠器・坏	B地区	第3テラス 流土中		8.4	底部1/8	やや良	灰色N6/	灰色N6/	
122	土師器・坏	B地区	第3テラス 地山直上	14.1		口縁部2/8	やや悪	褐灰色10YR5/1	浅黄褐色10YR8/3	
123	土師器・坏	B地区	第3テラス 流土中		7.0	底部1/8	普通	にぶい黄褐色10YR7/4	にぶい黄褐色10YR7/4	
124	土師器・椀	B地区	第3テラス 流土中		8.8	底部2/8	やや悪	浅黄褐色10YR8/4	浅黄褐色10YR8/4	円盤高台
125	土師器・椀	B地区	第3テラス 流土中		6.9	底部1/8	やや悪	浅黄褐色10YR8/4	浅黄褐色10YR8/4	輪高台
126	黒色土器・椀	B地区	第3テラス 流土中		6.7	底部2/8	やや悪	橙色7.5YR7/6	褐灰色7.5YR4/1	輪高台 内黒焼成
127	土師質土器・長胴甕	B地区	第3テラス 流土中	22.6		口縁部1/8	普通	浅黄褐色10YR8/4	にぶい黄褐色10YR7/4	
128	土師質土器・長胴甕	B地区	第3テラス 流土下位	18.6		口縁部1/8	普通	浅黄褐色10YR8/3	浅黄褐色10YR8/3	
134	須惠器・壺	C地区	石組遺構5付近表採			破片	普通	灰色N4/	灰色N5/	外面に4mm角の格子印き目
135	須惠器・壺	C地区	石組遺構基盤層			頸部1/8	普通	暗灰色N3/	灰色N4/	外面に自然釉付着
136	土師器・椀	C地区	流土中		4.8	底部破片	やや悪	明黄褐色10YR6/6	明黄褐色10YR6/6	輪高台
137	肥前系磁器・碗	C地区	石組遺構2中央部礫中			破片	堅緻	灰白色7.5Y8/1	灰白色2.5GY8/1	後世遺物の転落か
138	肥前系磁器・碗	C地区	石組遺構2中央部礫中		4.4	底部4/8	堅緻	灰白色5GY8/1	灰白色5GY8/1	後世遺物の転落か
139	磁器・碗	C地区	石組遺構2落石中	10.4	3.6	完存	堅緻	明緑灰色7.5GY8/1	明緑灰色7.5GY8/1	後世遺物の転落か

中寺廃寺跡出土遺物観察表(2)金属製品

図版 番号	種別・器種	出土地区	出土地点	法量(cm)			残存率	材質	X線写真観察所見	色調・表面	色調・断面	備考
				残存長	最大幅	最大厚						
12	鉄釘	A地区	第3テラス 流土中位	11.5	1.3	1.0	ほぼ完存	鉄	軸が腐食し亀裂が入る	橙色7.5YR6/8	黒色7.5YR2/1	頭から軸にかけてのラインが曲線的
47	鉄釘	A地区	第2テラス 腐植土	12.0	0.9	0.8	ほぼ完存	鉄	全体が良好に残存	橙色7.5YR6/8	黒色7.5YR2/1	頭から軸にかけてのラインが直線的
48	懸垂金具	A地区	第2テラス 整地土直上	13.9	0.5	0.3	一部	鉄	一端が輪状に曲がる	橙色7.5YR6/8	暗褐色7.5YR3/4	
49	かすがい	A地区	第2テラス 整地土直上	4.9	0.9	0.3	一部	鉄	直角に屈曲	橙色7.5YR6/8	暗褐色7.5YR3/4	
129	鉄製品	B地区	第1テラス 流土下位	6.9	6.3	0.2	ほぼ完存	鉄	円形外郭線確認	褐色7.5YR4/6	黒色7.5YR1.7/1	
130	鉄滓	B地区	第1テラス 盛土直上	4.6	4.2	4.2		鉄	空洞確認	黒色7.5YR1.7/1		
131	銅滓	B地区	第1テラス 盛土中	1.5	1.4	0.7		銅	空洞確認	緑色		
132	鉄釘	B地区	第1テラス 流土下位	7.0	2.7	0.6	完存	鉄	全体が良好に残存	褐色7.5YR4/6	黒色7.5YR1.7/1	軸の途中で曲がる
133	銅製品	B地区	第2・3テラス間斜面 流土中	4.8	1.8	0.2	一部	銅	短辺側欠損	緑色	緑色	

※色調は農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所監修「新版標準土色帖1994年版」を参照した。

※残存率は原則として完形品に対する実物の割合を8分割で記載し、それ以外についてはそれぞれ個別に記載した。



A) 中寺廃寺A地区位置 (南東より)



B) A地区第3テラス調査着手前状況 (西より)

図版7



A) A地区第3テラス3-b~3-b'断面 礎石以西(南より)



B) A地区第3テラス3-b~3-b'断面 礎石以东(南より)



A) A地区第3テラス3-c~3-c'断面 礎石以南(西より)



B) A地区第3テラス土壇南側法面検出状況(南東より)

図版9



A) A地区第3テラス3-c~3-c'断面 平坦地北端(西より)



B) A地区第3テラス溝状遺構完掘状況 礎石以西(南西より)